

平成21年度林野庁補助事業

合法性等の証明された木材の普及促進事業

平成21年度合法木材
供給システムモニタリング
報告書

平成 22 年 3 月

社団法人全国木材組合連合会

はじめに

本報告書は、平成21年度林野庁補助事業である、「合法性等の証明された木材の普及促進事業」の一環として実施された「合法木材供給認定事業者モニタリング」の結果をとりまとめたものである。

同事業は、合法木材供給システム全体の活動の信頼性を高め、課題を解決するため、多角的なモニタリングの体制を構築することとし、①合法木材供給事業者モニタリング、②合法木材供給事業者認定団体モニタリング、③供給された合法木材の追跡調査、を実施したものである。

調査に当たっては、合法木材供給事業者、各認定団体及び都道府県木連の関係者の方々にご協力をいただいた。心よりお礼を申し上げます。

この報告書が、今後より重要な意味をもってくるであろう、合法性が証明された木材供給の信頼性を高めていくため、そのシステム作りの一助になれば幸いである。

平成22年3月

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫

目 次

はじめに

I. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果	1
1. 趣旨および概要	1
2. 合法木材の調達・供給状況	1
3. 認定手続のための認定要件、申請内容の実施状況	7
4. 包括的な評価	14
II. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果	33
1. 趣旨及び概要	33
2. 更新結果の情報公開	33
3. 合法木材ナビ上の情報公開全般について	35
4. 情報公開の範囲、必要性和可能性	41
5. その他の意見	47
III. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果	50
1. 趣旨及び概要	50
2. 事業者の認定	50
3. 認定事業体に対する管理体制	51
4. 一般消費者・需要者への普及活動	53
5. 事業体モニタリングの実施について	54
6. 調査者の全般的な意見	54
IV. 合法木材追跡調査結果	56
1. 趣旨及び目的	56
2. 追跡調査の一覧	56
3. 追跡調査事例についての考察	56
4. 全体的考察	66

別 添	68
-----	----

資 料

別紙 1	平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順	83
別紙 2	合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施要領	105
別紙 3	合法木材供給事業者認定団体モニタリングヒアリング調査実施マニュアル	114

I. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果

1. 趣旨および概要

(1) 趣旨

合法木材供給事業者認定団体が供給事業者の活動を評価し、供給事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に発信することにより、供給事業者の活動の信頼性を確保することを目的とし、認定団体が一定割合の事業者に対してヒアリングを行い、その結果を公表することとした。

(2) 供給事業者モニタリングの対象及び実施方法

各認定団体は、前年度に合法木材供給実績のある認定事業者の中から、10%（これが2社に満たない場合は2社）を無作為に選び、モニタリングの対象とした。

また、調査の実施に当たっては、各都道府県木連など認定団体の協力を得て、認定団体職員が供給事業者を訪問する形で行った。

(3) 調査項目の概要

合法木材供給事業者モニタリング調査個別表（参考資料別紙1「平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順」参照）により、次の項目を調査した。

(1) 合法木材の調達・供給状況

①合法木材の調達状況

②合法木材の供給状況

(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況

(3) 包括的な評価

①合法性証明の適格性

②推奨すべき点

③改善すべき点

(4) 合法木材供給全般についての当該事業者の意見

(4) 調査対象事業者の概要

調査対象事業者の総数は135事業者で、これらをカテゴリーごとに分けると、対象事業者数は次のとおりである。

素材生産業 22件、素材流通業 12件、製材業 47件、合板製造業 4件、その他製造業 26件、木材製品流通業 17件、その他 7件。

2. 合法木材の調達・供給状況

(1) 調達方針

各事業者の合法木材の調達方針がどのようになっているかを見ると、「全量合法木材を調達することになっている」が54%（73件）、「できる限り合法木材を調達することになっている」が34%（46件）、「要請があったとき調達をすることになっている」が9%（12件）、

「その他」11%（15件）であった。全体の約半数が「全量合法木材を調達することになっている」ことが分かる。

業種	調達方針	サンプル数	調達方針				合計
			全量合法木材を調達	できるかぎり合法木材を調達	要請があった時調達	その他	
A 素材生産業		22	20	2	0	7	29
B 素材流通業		12	2	9	1	0	12
C 製材業		47	28	12	5	2	47
D 合板製造業		4	0	3	1	0	4
E その他製造業		26	18	5	2	2	27
F 木材製品流通業		17	5	9	3	3	20
G その他		7	0	6	0	1	7
合計		135	73	46	12	15	146
A 素材生産業		100%	91%	9%	0%	32%	132%
B 素材流通業		100%	17%	75%	8%	0%	100%
C 製材業		100%	60%	26%	11%	4%	100%
D 合板製造業		100%	0%	75%	25%	0%	100%
E その他製造業		100%	69%	19%	8%	8%	104%
F 木材製品流通業		100%	29%	53%	18%	18%	118%
G その他		100%	0%	86%	0%	14%	100%
合計		100%	54%	34%	9%	11%	108%

また、「全量合法木材を調達することになっている」と「できる限り合法木材を調達することになっている」で、全体の88%（119件）を占めるまでになっている。

しかし、カテゴリーごとにみると、「全量合法木材を調達することになっている」が最も多いのは「素材生産業」の91%（20件）、「その他製造業」の69%（18件）、「製材業」の60%（28件）であり、「素材生産業」での比率が極めて高い。これに対して「合板製造業」、「その他」では0である。

「できる限り合法木材を調達することになっている」が最も多いのは「その他」の86%（6件）、「素材流通業」75%（9件）、「合板製造業」75%（3件）、「木材製品流通業」53%（9件）となる。

また、「要請があったときに調達することになっている」は「合板製造業」の25%（1件）、「木材製品流通業」の18%（3件）などである。

（2）調達の結果

次に、実際に調達した結果がどうであったかを見ると、合法木材の調達が「100%」であったのが41%（55件）、「80～99%」が29%（39件）、「60～79%」が7%（10件）、「40～59%」が3%（4件）、「20～39%」が5%（7件）、「20%未満」が10%（14件）、「0%」が2%（3件）であり、全体の70%（94件）が取扱量の80%以上を合法木材にしている。

表 I-2 調達の結果(木材・木材製品調達の中の合法木材の割合)

業種	調達の結果	サンプル数	100%	100%未 満-80%	80%未 満-60%	60%未 満-40%	40%未 満-20%	20%未満 -0%超	0%	合計
A 素材生産業		22	17	3	0	0	0	2	0	22
B 素材流通業		12	0	4	2	0	3	2	0	11
C 製材業		47	22	12	2	2	2	5	0	45
D 合板製造業		4	0	2	1	0	0	1	0	4
E その他製造業		26	14	8	2	1	0	0	1	26
F 木材製品流通業		17	2	5	1	1	2	4	2	17
G その他		7	0	5	2	0	0	0	0	7
合計		135	55	39	10	4	7	14	3	132
A 素材生産業		100%	77%	14%	0%	0%	0%	9%	0%	100%
B 素材流通業		100%	0%	33%	17%	0%	25%	17%	0%	92%
C 製材業		100%	47%	26%	4%	4%	4%	11%	0%	96%
D 合板製造業		100%	0%	50%	25%	0%	0%	25%	0%	100%
E その他製造業		100%	54%	31%	8%	4%	0%	0%	4%	100%
F 木材製品流通業		100%	12%	29%	6%	6%	12%	24%	12%	100%
G その他		100%	0%	71%	29%	0%	0%	0%	0%	100%
合計		100%	41%	29%	7%	3%	5%	10%	2%	98%

(1) において調達方針として「全量合法木材を調達することになっている」が54%であったのに対し、実際の取扱で100%合法木材とするのが41%であることから、13ポイントの乖離がある。

他方、「できる限り合法木材を調達することになっている」の34%に対応するものを「60～99%」としてみると、その比率は36%となり、ほぼ同じような数値になる。

以上のことは市場での合法木材の流通量がまだ少ないことを示すとともに、供給と需要のミスマッチがあるようにも思われる。

これをカテゴリーごとにみると「100%」の多いのは「素材生産業」77% (17件)、「その他製造業」54% (14件)、「製材業」47% (22件)である。

また、全体の70%が取扱量の80%以上を合法木材にしていることから、「100%も含めた80%以上」でみると、「素材生産業」で91% (21件)、「その他製造業」で85% (22件)、「製材業」で73% (34件)、「その他」で71% (5件)と比率が高いのに対して、「合板製造業」では50% (2件)、「木材製品流通業」では41% (5件)、「素材流通業」では33% (4件)と、これらでは比率が低くなる。

(3) 調達先の認定状況

これらの事業者はどのような事業者(合法木材供給事業者かどうか)から木材を調達しているのか。

表 I - 3 調達先の認定状況

業種	調達先の認定状況					合計
	サンプル数	すべて合法 木材供給事 業体	一部は供給 事業体 でない	一部が供給 事業体	いまのところ 供給事業体 はない	
A 素材生産業	22	17	3	2	0	22
B 素材流通業	12	3	6	3	0	12
C 製材業	47	28	12	4	0	44
D 合板製造業	4	0	3	1	0	4
E その他製造業	26	17	7	2	0	26
F 木材製品流通業	17	5	5	6	0	16
G その他	7	0	7	0	0	7
合計	135	70	43	18	0	131
A 素材生産業	100%	77%	14%	9%	0%	100%
B 素材流通業	100%	25%	50%	25%	0%	100%
C 製材業	100%	60%	26%	9%	0%	94%
D 合板製造業	100%	0%	75%	25%	0%	100%
E その他製造業	100%	65%	27%	8%	0%	100%
F 木材製品流通業	100%	29%	29%	35%	0%	94%
G その他	100%	0%	100%	0%	0%	100%
合計	100%	52%	32%	13%	0%	97%

全体でみると 52% (70 件) が「調達先はすべて合法木材供給事業者である」としており、「調達先の一部は合法木材供給事業者でない」が 32% (43 件)、「調達先の一部は合法木材供給事業者である」が 13% (18 件) となり、「調達先に現在のところ合法木材供給事業者はない」とするものは皆無であった。

これをカテゴリ別にみると、「調達先はすべて合法木材供給事業者である」の比率は「素材生産業」77% (17 件)、「その他製造業」65% (17 件)、「製材業」60% (28 件) で比較的高い。これらの業種は、調達方針でも「全量合法木材を調達することになっている」とする比率が高く、それだけに決意が行動となってあらわれているとも考えられる。

これに対し、「その他」では「調達先の一部は合法木材供給事業者でない」が、また「合板製造業」では「調達先はすべて合法木材供給事業者である」と「調達先の一部は合法木材供給事業者でない」で全てを占め、「素材流通業」では両者合わせて 75% (9 件)、「木材製品流通業」では 64% (11 件) と高かった。

(4) 合法性の確認方法について取扱量が最も多いパターン

合法木材供給システムでは、合法性の証明を①森林認証及び CoC 認証を活用した方法、②関係団体の認定を得て事業者が行う方法、③個別企業等の独自の取組による方法の 3 つに区分している。このうち「どの方法によるものが主であったか」について質問した。

表 I - 4 合法性の確認方法について取扱量が最も多いパターン

業種	合法性の確認について…	サンプル数	団体認定事業体	森林認証	自らの責任による証明	その他	合計
A 素材生産業		22	10	2	7	0	19
B 素材流通業		12	10	0	1	1	12
C 製材業		47	32	4	2	4	42
D 合板製造業		4	4	0	0	0	4
E その他製造業		26	15	1	1	1	18
F 木材製品流通業		17	8	2	0	4	14
G その他		7	7	0	0	0	7
合計		135	86	9	11	10	116
A 素材生産業		100%	45%	9%	32%	0%	86%
B 素材流通業		100%	83%	0%	8%	8%	100%
C 製材業		100%	68%	9%	4%	9%	89%
D 合板製造業		100%	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業		100%	58%	4%	4%	4%	69%
F 木材製品流通業		100%	47%	12%	0%	24%	82%
G その他		100%	100%	0%	0%	0%	100%
合計		100%	64%	7%	8%	7%	86%

これについては、「林野庁ガイドラインに基づいて団体認定を受けた企業等が合法性を証明する書類等」によるものが64%（86件）、「森林認証制度に基づく何らかの合法性を証明する書類・マーク」によるものが7%（9件）、「林野庁のガイドラインに基づき自らの責任で合法性を証明する書類」によるものが8%（11件）となった。また、「その他」としたものが7%（10件）に上った。

このように「林野庁ガイドラインに基づいて団体認定を受けた企業等が合法性を証明する書類等」によるものが過半数を占めたが、「森林認証制度に基づく何らかの合法性を証明する書類・マーク」によるものが6%にすぎなかったことは、各森林認証制度との関係を今後どのように構築していくのかということなどを含めて、再考してみる必要がある。

「その他」についてはマレーシア政府による証明、インドネシアにおける森林産業再生化制度（BRIC）のような公的機関による証明などが含まれると思われる。

これをカテゴリーごとに見ると、「林野庁ガイドラインに基づいて団体認定を受けた企業等が合法性を証明する書類等」の多いのは、「合板製造業」100%（4件）、「その他」100%（7件）、「素材流通業」83%（10件）、「製材業」68%（32件）であり、少ないのは、「その他製造業」58%（15件）、「木材製品流通業」47%（8件）、「素材生産業」45%（10件）であった。

また、「森林認証制度に基づく何らかの合法性を証明する書類・マーク」によるもので多いのは「木材製品流通業」の12%（2件）で、「林野庁のガイドラインに基づき自らの責任で合法性を証明する書類」によるもので多いのは「素材生産業」の32%（7件）であった。

（5）供給方針

次に各事業体の供給方針についてみると、次のようになる。

表 I - 5 供給方針

業種	供給方針	サンプル数	全量合法木材			一部合法木材			合法木材なし	合計
			全量証明書つき	全量でない	証明書つけず	その全量証明書	一部証明	証明書つけず		
A 素材生産業		22	9	8	2	0	3	0	0	22
B 素材流通業		12	1	0	1	1	8	1	0	12
C 製材業		47	13	6	6	2	12	5	0	44
D 合板製造業		4	0	0	0	0	4	0	0	4
E その他製造業		26	14	4	4	0	1	2	1	26
F 木材製品流通業		17	1	4	0	2	6	2	1	16
G その他		7	5	0	1	0	1	0	0	7
合計		135	43	22	14	5	35	10	2	131
A 素材生産業		100%	41%	36%	9%	0%	14%	0%	0%	100%
B 素材流通業		100%	8%	0%	8%	8%	67%	8%	0%	100%
C 製材業		100%	28%	13%	13%	4%	26%	11%	0%	94%
D 合板製造業		100%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業		100%	54%	15%	15%	0%	4%	8%	4%	100%
F 木材製品流通業		100%	6%	24%	0%	12%	35%	12%	6%	94%
G その他		100%	71%	0%	14%	0%	14%	0%	0%	100%
合計		100%	32%	16%	10%	4%	26%	7%	1%	97%

(a) 「販売製品の全量が合法木材である」とするもの

「販売製品の全量が合法木材である」としたものは 58% (79 件) で、半数を超える。このうち「証明書つきとして販売している」ものは 32% (43 件)、「全量は合法木材として販売していない」ものが 16% (22 件)、「合法木材としては販売していない」ものが 10% (14 件) となっている。

「販売製品の全量が合法木材である」が「合法木材としては販売していない」場合は、せっきくの CoC の連鎖がその時点で途絶える。このため、一方では証明書を添付して合法木材として販売することと、他方では合法木材の需要全体の拡大が必要になってこよう。

これをカテゴリーごとに見ると「販売製品の全量が合法木材である」としたのは「素材生産業」の 86% (19 件)、「その他」の 85% (6 件)、「その他製造業」の 84% (22 件) で高く、次いで「製材業」の 54% (25 件)、「木材製品流通業」30% (5 件)、「素材流通業」16% (2 件) となり、「合板製造業」では皆無である。

このうち、「全量証明書つきとして販売している」ものは「その他」が 71% (5 件)、「その他製造業」が 54% (14 件)、「素材生産業」が 41% (9 件) で比率が高く、その他は「素材流通業」8% (1 件)、「木材製品流通業」6% (1 件)、「合板製造業」0%となっている。

「全量は合法木材として販売していない」について、多いのは「素材生産業」の 36% (8 件)、「木材製品流通業」の 24% (4 件) の他、「その他製造業」、「製材業」はそれぞれ 15% (4 件)、13% (6 件) である。

「合法木材としては販売していない」では「その他製造業」15% (4 件)「その他」14% (1 件)、「製材業」13% (6 件) で多く、「素材生産業」9% (2 件)、「素材流通業」8% (1 件) となる。

(b) 「販売製品の一部が合法木材である」とするもの

「販売製品の一部が合法木材である」としたのは 37% (50 件) である。このうち「その全量を合法木材として販売している」ものは 4% (5 件)、「一部を合法木材として販売している」ものは 26% (35 件)、「合法木材としては販売していない」ものは 7% (10 件) となっている。

(a) の「販売製品の全量が合法木材である」の場合、「全量証明書つきとして販売している」が 32%であったのに対し、「販売製品の一部が合法木材である」の場合は「その全量を合法木材として販売している」が 4% (5 件) にすぎない。

また、前者において「全量は合法木材として販売していない」が 16%、後者で「一部を合法木材として販売している」が 26% (35 件) であることなどを見ると、やはり前者における積極性が見て取れる。

これをカテゴリーごとに見ると、「販売製品の一部が合法木材である」が多いのは「合板製造業」の 100% (4 件)、素材流通業の 83% (10 件)、「木材製品流通業」の 59% (10 件) で高い。

また、「その全量を合法木材として販売している」のは「木材製品流通業」12% (2 件)、「素材流通業」8% (1 件)、「製材業」4% (2 件) にすぎない。

「一部を合法木材として販売している」は「合板生産業」の 100% (4 件) を筆頭に、「素材流通業」67% (8 件)、「木材製品流通業」35% (6 件)、「製材業」26% (12 件) で比率が高い。また、「合法木材としては販売していない」は、「素材生産業」、「合板製造業」、「その他製造業」の 0 を除いて、「木材製品流通業」12% (2 件)、「製材業」11% (5 件)、「素材流通業」8% (1 件)、「その他製造業」8% (2 件) となっている。

以上を見ると、「合板製造業」を除き、概して、生産・製造関係で「販売製品の全量が合法木材である」とするところが多く、流通関係で「販売製品の一部が合法木材である」が多いように考えられる。

3. 認定手続きのための認定要件、申請内容の実施状況

(1) 分別管理

(1-1) 分別管理のための場所の確保と利用

分別管理は、合法木材供給システムにおいて、極めて重要な要素である。「ガイドライン」においても、「木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についての取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する」とされている。

表 I - 6 分別管理のための場所の確保と利用

業種	①分別管理のための… サンプル数	場所確保+ 利用	場所確保+ 未利用	全量合法 であり不 必要	他の方法で 対処	問題が生じ ている	合計
A 素材生産業	22	12	1	8	1	0	22
B 素材流通業	12	8	4	0	0	0	12
C 製材業	47	31	13	1	2	0	47
D 合板製造業	4	3	0	0	1	0	4
E その他製造業	26	11	5	2	8	0	26
F 木材製品流通業	17	13	2	2	1	2	20
G その他	7	1	0	0	6	0	7
合計	135	79	25	13	19	2	138
A 素材生産業	100%	55%	5%	36%	5%	0%	100%
B 素材流通業	100%	67%	33%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	100%	66%	28%	2%	4%	0%	100%
D 合板製造業	100%	75%	0%	0%	25%	0%	100%
E その他製造業	100%	42%	19%	8%	31%	0%	100%
F 木材製品流通業	100%	76%	12%	12%	6%	12%	118%
G その他	100%	14%	0%	0%	86%	0%	100%
合計	100%	59%	19%	10%	14%	1%	102%

また、「事業者認定実施要領」のひな形においても、「第 5 合法木材供給事業者の認定要件（分別管理）」において「①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（「合法木材」とそれ以外の木材・木材製品（「非合法木材」）を分別して保管することが可能な場所を有していること。②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること」とされている。

このようなことから、「分別管理のための場所の確保と利用」と「分別管理方針書」についての質問を行った。

まず、「分別管理のための場所の確保と利用」については、「認定手続きどおり確保され利用されている」が 59% (79 件)、「認定手続き通り確保されているが利用されていない」が 19% (25 件)、「分別管理のための場所はないが全量合法木材であり問題はない」が 10% (13 件)、「分別管理のための場所はないが他の方法で対処している」が 14% (19 件)、「分別管理の場所がなく問題を抱えている」が 1% (2 件) となっている。

「認定手続きどおり確保され利用されている」と「分別管理のための場所はないが全量合法木材であり問題はない」を加えると約 80% で、多くのところでは問題はないように思われる。

なお、平成 20 度の調査では「分別管理の場所のあるもの」が 98%、「申請通り利用」61%、「利用していない（全量合法木材なので）」19%、「利用していない（合法木材の入荷実績なし）」11%、「利用していない（その他）」6%、「不明」3%であった。質問の形式が異なるため、直接の比較はできないが、今回の「認定手続き通り確保され利用されている」と前回の「申請どおり利用」はほぼ 60% で変わらない。

しかし、今回の調査における「認定手続きどおり確保されているが利用されていない」、「分別管理のための場所はないが他の方法で対処している」については、不適切にならない

いようなフォローアップを今後とも行っていく必要がある。ただ1件ではあったが、「分別管理の場所がなく問題を抱えている」という事例があった。

カテゴリー別では、「認定手続きどおり確保され利用されている」の比率の多いのは「木材製品流通業」76%（13件）、「合板製造業」75%（3件）、「素材流通業」67%（8件）、「製材業」66%（31件）、「素材生産業」55%（12件）などで、最も比率の低いのは「その他」の14%（1件）であった。

「認定手続きどおり確保されているが利用されていない」は「素材流通業」33%（4件）、「製材業」28%（13件）、「その他製造業」19%（5件）、「木材製品流通業」12%（2件）などである。

また、「分別管理のための場所はないが全量合法木材であり問題はない」では、「素材生産業」の36%（8件）、「木材製品流通業」12%（2件）、「その他製造業」8%（2件）などとなる。

さらに「分別管理のための場所はないが他の方法で対処している」では、「その他」が86%（6件）、「その他製造業」31%（8件）、「合板製造業」25%（1件）などとなる。

この他、「分別管理の場所がなく問題を抱えている」は「木材製品流通業」で12%（2件）である。

（1－2）分別管理方針書

「分別管理」の冒頭において、分別管理を行う場所の確保の必要性とともに、分別管理方針書の策定の必要性について述べたが、ここでは分別管理方針書が定められているかについて質問をした。

業種	②分別管理 方針書 サンプル数	「分別管理 方法」あり 徹底	「方法」あり実 施上の問題あ り	「分別管理 方法」ない	合計
A 素材生産業	22	20	1	1	22
B 素材流通業	12	5	8	0	13
C 製材業	47	27	21	0	48
D 合板製造業	4	4	0	0	4
E その他製造業	26	21	5	0	26
F 木材製品流通業	17	10	7	2	19
G その他	7	7	0	0	7
合計	135	94	42	3	139
A 素材生産業	100%	91%	5%	5%	100%
B 素材流通業	100%	42%	67%	0%	108%
C 製材業	100%	57%	45%	0%	102%
D 合板製造業	100%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業	100%	81%	19%	0%	100%
F 木材製品流通業	100%	59%	41%	12%	112%
G その他	100%	100%	0%	0%	100%
合計	100%	70%	31%	2%	103%

これに対し、「入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されている」としたのは70%（94件）、「分別管理の方法は定められているが、その実施に問題がある」が31%（42件）、「分別管理方針が定められていない」が2%（3件）であった。

平成 20 年度の調査では、質問の形式が異なるので直接対比はできないが、「分別管理方針書の有無」において、回答 115 件のうち「あり」が 64% (74 件)、「なし」が 3% (3 件)、「不明」が 33% (38 件) で、「不明」を除けば「あり」96%、「なし」4%となる。今回、「実行が徹底されているか、問題はあるか」は別にして、ほとんど全てで方針書が定められていることは、昨年と同じ傾向である。

(2) 帳票管理

(2-1) 合法木材管理簿等

「事業者認定実施要領」のひな形「第 5 合法木材供給事業者の認定要件 (帳票管理)」において、「③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等において把握できること。④関係書類 (証明書を含む) を 5 年間保存すること」と定められている。

業種	③合法木材 管理簿等	サンプル数	管理簿完備	管理簿有り 一部不備	管理簿なし		合計
					調達ないので 不必要	その他	
A 素材生産業		22	9	5	0	8	22
B 素材流通業		12	3	1	0	5	9
C 製材業		47	9	8	5	24	46
D 合板製造業		4	4	0	0	0	4
E その他製造業		26	13	3	2	8	26
F 木材製品流通業		17	10	4	1	4	19
G その他		7	3	4	0	0	7
合計		135	51	25	8	49	133
A 素材生産業		100%	41%	23%	0%	36%	100%
B 素材流通業		100%	25%	8%	0%	42%	75%
C 製材業		100%	19%	17%	11%	51%	98%
D 合板製造業		100%	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業		100%	50%	12%	8%	31%	100%
F 木材製品流通業		100%	59%	24%	6%	24%	112%
G その他		100%	43%	57%	0%	0%	100%
合計		100%	38%	19%	6%	36%	99%

このことから、まず、管理簿等の整備の状況について質問した。これに対し、「合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等において把握できる」としたのは 38% (51 件)、「合法木材管理簿はあるが不備である」が 19% (25 件)、「合法木材管理簿がない」が 42% (57 件) であり、「不備」及び「ない」で 61% (82 件) になる。この「ない」としたものにあっては、「合法木材の調達がないので、必要がない」とするのはわずか 6% であり、その他は何らかの形で合法木材を取り扱っているものと思われる。

昨年度調査における「管理簿の有無」の質問では、115 件のうち「ある」が 52% (60 件)、「ない」が 43% (50 件)、「不明」が 4% (5 件) であり、この傾向についても昨年度とほとんど変わっていない。

「不備」としたものに対しては今後の改善を望みたいが、「ない」としたものに対しては

信頼性・透明性を確保するために、何らかの対応が必要であろう。

カテゴリ別には、「合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等において把握できる」としたのは、「合板製造業」100%（4件）、「木材製品流通業」59%（10件）、「その他製造業」50%（13件）の他は、ほぼ20～40%である。

また、「合法木材管理簿はあるが不備である」としたのは、「その他」57%（4件）、「木材製品流通業」24%（4件）、「素材生産業」23%（5件）などである。

さらに、「合法木材管理簿がない」についてみると、「製材業」では62%（29件）に上り、次いで「素材流通業」42%（5件）、「その他製造業」39%（10件）、「素材生産業」36%（8件）、「木材製品流通業」30%（5件）となる。

（2-2）証明書の保管管理

証明書等を含む関係書類は5年間保管するよう、「事業者認定実施要領」のひな形において記されている。

業種	④証明書の保管管理						合計
	サンプル数	すべて保管管理	保管されているが一部に不適切なもの	管理されていない	受領発行なし		
A 素材生産業	22	15	2	3	2	22	
B 素材流通業	12	7	1	3	1	12	
C 製材業	47	24	7	7	8	46	
D 合板製造業	4	4	0	0	0	4	
E その他製造業	26	17	4	4	3	28	
F 木材製品流通業	17	12	0	4	3	19	
G その他	7	5	1	0	1	7	
合計	135	84	15	21	18	138	
A 素材生産業	100%	68%	9%	14%	9%	100%	
B 素材流通業	100%	58%	8%	25%	8%	100%	
C 製材業	100%	51%	15%	15%	17%	98%	
D 合板製造業	100%	100%	0%	0%	0%	100%	
E その他製造業	100%	65%	15%	15%	12%	108%	
F 木材製品流通業	100%	71%	0%	24%	18%	112%	
G その他	100%	71%	14%	0%	14%	100%	
合計	100%	62%	11%	16%	13%	102%	

この証明書等の保管についての質問に対して、「受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されており、適切なものである」としたのは62%（84件）、「受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されているが、証明書の中に不適切なものがある」としたのは11%（15件）、「証明書の受領・発行はなされているが、証明書類の管理がされていない」が16%（21件）、「証明書の受領・発行はなされたことがない」が13%（18件）であった。

昨年度の調査では「関係書類が適切に作成、保存されている」が76%（87件）、取り扱っていないので実績はないが、方針は明確」が4%（5件）、「実績はあるが保存されていない」が1%（1件）、「不明等」が19%（22件）であった。ここでは「すべて管理されているが、証明書の中に不適切なものがある」に該当する欄がなかったため、これらが「関係書類が適切に作成、保存されている」に回ったとすると、今回の「すべて管理されてお

り、適切なものである」と「すべて管理されているが、証明書の中に不適切なものがある」を加えた 73%にほぼ匹敵し、昨年度とほぼ同じ傾向にあるといえる。

これをカテゴリーごとに見ると、「受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されており、適切なものである」は「合板製造業」100%（4 件）、「木材製品流通業」71%（12 件）、「その他」71%（5 件）、「素材生産業」68%（15 件）、「その他製造業」65%（17 件）で比率が高い。

「すべて管理されているが、証明書の中に不適切なものがある」では、「製材業」15%（7 件）、「その他製造業」15%（4 件）、「その他」14%（1 件）などとなる。

また、「証明書の受領・発行はなされているが、証明書類の管理がされていない」では、「素材流通業」25%（3 件）、「木材製品流通業」24%（4 件）などとなり、「証明書の受領・発行はなされたことがない」は「木材製品流通業」18%（3 件）、「製材業」17%（8 件）などである。

（2－3）証明書の発行事例

次に証明書の内容について最近の証明書で調べたところ、「適切である」とされたものは 70%（95 件）、「記載事項に不備がある」とされたものは 18%（24 件）であった。

業種	⑤証明書の発行事例			
	サンプル数	適切	記載に不備	合計
A 素材生産業	22	16	4	20
B 素材流通業	12	8	3	11
C 製材業	47	31	9	40
D 合板製造業	4	3	0	3
E その他製造業	26	19	5	24
F 木材製品流通業	17	13	1	14
G その他	7	5	2	7
合計	135	95	24	119
A 素材生産業	100%	73%	18%	91%
B 素材流通業	100%	67%	25%	92%
C 製材業	100%	66%	19%	85%
D 合板製造業	100%	75%	0%	75%
E その他製造業	100%	73%	19%	92%
F 木材製品流通業	100%	76%	6%	82%
G その他	100%	71%	29%	100%
合計	100%	70%	18%	88%

「不備がある」についてはモニタリングでの指導とともに、今後とも継続的な指導・対応が望まれる。

カテゴリーごとに不備があるとされたものを見ると、「その他」で 29%（2 件）、「素材流通業」で 25%（3 件）、「製材業」で 19 件（9 件）、「その他製造業」19%（5 件）などであった。

（3）責任者の選定

「事業者認定実施要領」のひな形「第5 合法木材供給事業者の認定要件（責任者の選任）」において、「⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること」とされている。

このことから責任者の選任と役割について質問したところ、「責任者が選任され、事業に適切に関わっており、研修も受講している」が76%（103件）、「責任者が選任されているが、研修受講していない」が11%（15件）、「責任者が選任されているが、事業に適切に関わっていない」が13%（18件）であり、「責任者が選任されていない」は皆無であった。

表 I - 11 本取組の責任者の選任と役割

業種	⑤本取組の責任者の選任と役割	サンプル数	選任され関与、研修受講	選任され研修未受講	選任されているが未関与	選任されていない	合計
A 素材生産業		22	20	0	2	0	22
B 素材流通業		12	8	1	3	0	12
C 製材業		47	30	9	8	0	47
D 合板製造業		4	4	0	0	0	4
E その他製造業		26	22	3	1	0	26
F 木材製品流通業		17	13	1	4	0	18
G その他		7	6	1	0	0	7
合計		135	103	15	18	0	136
A 素材生産業		100%	91%	0%	9%	0%	100%
B 素材流通業		100%	67%	8%	25%	0%	100%
C 製材業		100%	64%	19%	17%	0%	100%
D 合板製造業		100%	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業		100%	85%	12%	4%	0%	100%
F 木材製品流通業		100%	76%	6%	24%	0%	106%
G その他		100%	86%	14%	0%	0%	100%
合計		100%	76%	11%	13%	0%	101%

「責任者が選任されているが、事業に適切に関わっていない」が13%あったが、この責任者を選定する目的が、分別管理及び帳票管理を厳密に行うためであることとすれば、当然、これらを扱う現場作業に携わる人でなければならない。「企業の経営責任者」イコール「この事業における責任者」でないことを理解してもらう必要がある。

昨年度の調査では、責任者が「選任され機能を果たしている」が81%（93件）、「選任されているが形式だけ」が11%（13件）、「不明」8%（9件）であり、「選任され機能を果たしている」の81%と今回の「責任者が選任され、事業に適切に関わっており、研修も受講している」と「責任者が選任されているが、研修受講していない」の87%がほぼ匹敵し、若干状況が改善されているようにも思われる。

なお研修の受講について、昨年度は研修受講が「ある」が58%（67件）、「ない」が13件、「不明」が27%（33件）であり、「あり」を「責任者が選任され、事業に適切に関わっており、研修も受講している」の76%と比べると、これは大きく改善されたものと考えられる。

これらについてカテゴリー別に見ると、「責任者が選任され、事業に適切に関わっており、

研修も受講している」では「合板製造業」で 100%（4 件）、「素材生産業」で 91%（20 件）、「その他」で 86%（6 件）、「その他製造業」85%（22 件）、「木材製品流通業」で 76%（13 件）などであり、「責任者が選任されているが、研修受講していない」は「製材業」19%（9 件）、「その他」14%（1 件）、「その他製造業」12%（3 件）などである。

また、「責任者が選任されているが、事業に適切に関わっていない」は「素材流通業」で 25%（3 件）、「木材製品流通業」で 24%（4 件）、「製材業」で 17%（8 件）を占めた。

4. 包括的な評価

(1) 合法性証明の適格性

以上を総括し、「包括的な評価」として事業体の「合法性証明の適合性」について質問したところ、「全体として合法性証明が適切に行われている」は 47%（64 件）、「一部改善が必要」が 41%（55 件）、「全般にわたり改善が必要」が 17%（23 件）となった。

表 I - 12 合法性証明の適格性

業種	①合法性証明の適格性	サンプル数	適切に実施	一部改善必要	大いに改善必要	合計
A 素材生産業		22	11	10	2	23
B 素材流通業		12	5	3	3	11
C 製材業		47	17	21	12	50
D 合板製造業		4	0	4	0	4
E その他製造業		26	16	10	1	27
F 木材製品流通業		17	11	5	4	20
G その他		7	4	2	1	7
合計		135	64	55	23	142
A 素材生産業		100%	50%	45%	9%	105%
B 素材流通業		100%	42%	25%	25%	92%
C 製材業		100%	36%	45%	26%	106%
D 合板製造業		100%	0%	100%	0%	100%
E その他製造業		100%	62%	38%	4%	104%
F 木材製品流通業		100%	65%	29%	24%	118%
G その他		100%	57%	29%	14%	100%
合計		100%	47%	41%	17%	105%

改善が必要な事項について、特に「全般的にわたり改善が必要」な事業体に対しては、ヒアリングの過程で行われた指導の結果が、適切にフォローアップされることが必要である。

(2) 推奨すべき点

各認定団体が記した推奨すべき点を、カテゴリーごとに区分すると、次のとおりである。

(A) 素材生産業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 伐採届の手続きを遵守しようとする点。（同様の意見 7 点）

- ・ 原木市場では、ほとんど伐採許可届けを行って伐採した原木を扱っている。
- ・ 全量合法材である。(同様の意見 2 点)
- ・ 土場に分別管理の表示板を設置して、明確に管理している。
- ・ 原木市場、製品工場ともに、分別管理の置き場の確保がなされていた。
- ・ 責任者が専任され、事業実施に真剣に取り組んでいる。(同様の意見 4 点)

○書類管理

- ・ 証明書を発行したものについては、ファイルに綴じて管理されていた。
- ・ SGEC 認定団体のため、森林認証材の取扱は搬入から出荷まで、管理が行き届いている。
- ・ 伐採現場からトラックで直送するため、まず丸太検知表に基づき樹種・サイズ・本数・行き先を記載した出荷証明をトラック運転手に渡し、即日、材積表を販売先に FAX している。
- ・ すべて合法材のみのお荷、出荷のため、記録等も明確に保存されている。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 購入する原料については、全て合法証明されたものとし、販売に当たってもすべて合法証明するなど、違法伐採対策を推進している。(同様の意見 2 点)
- ・ SGEC 森林認証を全森林で取得しており、伝票類には SGEC 認証木材表示と合法木材表示を記載している。
- ・ 「合法証明書」を求める製材工場等すべての販売先に対し、「合法証明書付き納品」を実施している。
- ・ 合法性を確保しており、22 年 1 月から出荷材全てに合法証明書を発行するようにしている。
- ・ 素材生産の契約は主に自治体と森林組合であり、素材販売する場合には全量合法材として送っている。
- ・ 入出荷とも全量合法材を取扱っており、証明事項等も適正である。
- ・ 少量ではあるが、全量に証明書を発行している。

○その他

- ・ 会社敷地内に「合法木材推進マーク」を付した看板を掲示するなど、証明制度の PR にもつとめている。

(B) 素材流通業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 施業計画や伐採許可届けを行って搬出している原木を取り扱っており、原木市場、製品工場とも分別管理の置き場の確保がなされていた。
- ・ SGEC 認定団体のため、森林認証材の取扱は搬入から出荷まで、管理が行き届いている。
- ・ 入出荷とも全量合法材を取扱っており、証明事項等も適正である。
- ・ 全量合法材である。
- ・ 入荷する時点で徹底的に合法木材にこだわっているため、加工・出荷の段階では特段の問題なく取扱われている。

- ・ 合法木材担当者を明確にしている。(同様の意見3点)

○書類管理

- ・ 証明書を含む船積・取扱関連書類の管理が優れている。
- ・ **SGEC** 森林認証を取得しており、伝票類に **SGEC** 認証表示と合法木材表示を記載している。
- ・ 原木生産地の証明ができる。
- ・ 管理簿などの台帳管理は適切である。
- ・ 出材者、販売先の管理がなされており、遡及して証明することが可能である。
- ・ 証明書を発行したものについては、ファイルに綴じて管理されていた。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 具体的な合法性証明方法の検討を重ねている。
- ・ 合法性の証明・確認を積極的に行い、合法木材の調達に努めている。
- ・ 購入先の伐採届の取得の状況を把握している証明書発行の体制が整っている。
- ・ 「仕切り書」という書式を定め、合法材の買い主に渡している。

○普及・推進

- ・ 合法木材の取扱・普及の目的で **FSC**・**CoC** 認証材の取扱を増やす方針。
- ・ 今後更に **SGEC** を推奨していきたい。
- ・ 入荷材に対し、合法性を求めている。

(C) 製材業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 素材の購入は、合法木材供給事業者からのものだけである。
- ・ 合法木材供給事業者である森林組合から素材を購入しているため、全量合法材である。
- ・ 原材料の全てが合法材である。(同様の意見3点)
- ・ 責任者が専任され、事業実施に真剣に取り組んでいる。
- ・ 管理がしっかりしている。
- ・ **SGEC** 認定団体のため、森林認証材の取扱は、搬入から出荷まで管理が行き届いている。

○書類管理

- ・ 帳票管理等が整備されている。
- ・ 証明書が保管・管理されている。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 発注者の意向により合法性の証明に努めている。
- ・ 合法木材と証明された丸太を仕入れ、全量を合法証明木材製品として販売することに努めている。
- ・ 原木の大半が、県森連からの合法木材であるため、これに対応して、いち早く自社発行の納品書に「合法証明」関連事項を刷り込み、販売先からの要求の有無に関係なく積極的に合法証明材を供給している。
- ・ 合法証明は木材商社からの要求により行っている。需要者側からの要求は効果的である。

- ・ 平成 21 年度より、原料購入及び製品出荷のすべてに合法木材の証明がされている。
- ・ 入出荷とも全量合法材を取扱っており、かつ、証明事項等も適正である。

○普及・推進

- ・ SGEC を推奨していく。

○その他

- ・ 合法制度に対する理解は認められる。

(D) 合板製造業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 原木の保管は、貯木場に十分なスペースが確保されており、入荷材毎に区分して配列され、丸太の木口にスプレーによる表示や標識等により混在防止に努めている。
- ・ 合法木材については、合法木材マークを表示して、混在防止に努めている。
- ・ ISO9001 を取得して品質管理に取り組んでおり、ISO9001 の「購買管理規定」「合板生産規定」においても、合法木材の取扱方法を規定している。

○その他

- ・ ISO9001、ISO14001 を取得し、品質管理と環境管理に取り組んでいる。

(E) その他製造業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 合板基材の調達先に対し、積極的な働きかけを行っている。
- ・ 仕入基材及び出荷製品の全部が合法証明されたものとして徹底している。
- ・ 「木材調達理念・方針」を宣言し、全社的に合法木材の普及、推進に取り組んでいる。
- ・ 中国産製材品で合法証明書のない製品については、社内に合法木材調達小委員会を設置し、独自の証明方法を開発して指導している。
- ・ 仕入取引先がすべて合法木材供給事業者であることを確認し、調達の連鎖が前段階まで把握されている。
- ・ 分別管理責任者が、取引業者に対して合法木材の認定を取得することを積極的に進めており、昨年 12 月に 1 社が認定を取得した。
- ・ 製品の納入先がグリーン購入法に対応し、合法木材を扱うこととしていることが大きい。この考えが地域のハウスメーカーに波及していけば合法木材の利用が進むものと思われる。
- ・ 購入する立木・チップ原料の素材については、全て合法証明されたものとし、素材・チップの販売に当たってもすべて合法証明するなど違法伐採対策を推進している。
- ・ 自社の製材・チップ原料となる立木・素材については、全て合法証明されたものを購入するように努め、製品の販売に当たっても全て合法証明をするなど違法伐採対策を推進している。
- ・ 調達する原木については、全て合法木材の証明付きであることを条件に引き受けし、納入業者にも指示徹底している。
- ・ 分別管理の表示が明確でわかりやすい。

- ・ 全量入出荷とも合法材を取扱っており、かつ、証明事項等も適正である。

(F) 木材製品流通業

○調達・供給及び分別管理

- ・ FSC、PEFC の CoC 認証を取得済みであり、認証材の調達・供給に努めている。
- ・ 合法性の証明・確認を積極的に行い、合法木材の調達に努めている。
- ・ 輸出国側と綿密な打合せを行い、合法性証明木材の調達に努めている。
- ・ 具体的な合法性証明方法の検討を重ねている。
- ・ 合法性証明方法を具体的に確認しながら、実施している。
- ・ 積積が画一的に材種毎に巻かれており、整然としている。
- ・ 調達先は、全て合法木材供給事業者である。

○書類管理

- ・ 証明書を含む船積・取扱関連書類の管理が優れている。
- ・ 管理簿などの台帳管理は適切である。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 仕入先に対し、定期的に合法証明の要望を行い、20 年度以降大幅に証明材の取扱量が増加している。平成 21 年 7 月には、すべての仕入れ先に対し、合法制度への対応に関し「アンケート調査」を実施するなど、ISO14000 取得企業として、証明制度に取り組み姿勢は真摯である。
- ・ 証明書の受領、交付実績はないものの、合法材の取り扱いの必要性に対する意識は持っている。

○その他

- ・ 今後更に SGEC を推奨していきたい。

(3) 改善を要する点

各認定団体が記した改善を要する点を、カテゴリ毎に区分すると、次のとおりである。

(A) 素材生産業

○法令の遵守

- ・ 市町村から届出の回答がない為、合法性を放棄している。

○調達・供給及び分別管理

- ・ 合法性のあるものを市場に供給出来てない。
- ・ 市場に対し合法性を伝える点が不足している。
- ・ 森林認証材以外については、個人や県外からの出荷分であり、この分についても施業計画や伐採届けの出ている原木であることの証明がもらえれば、合法木材の取扱量が増えると思う。
- ・ 全量合法材として出荷することが望ましい。

○書類管理

- ・ 入出荷・在庫に関する管理は管理簿等を備え付けて管理すべきである。(同様の意見 9 点)

- ・ 解り易い管理簿に改定する必要あり。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 調達先に証明書を発行するよう積極的に働きかけるべきである。
- ・ 証明書の要請がない場合、納品の際に合法性を証明する表示をおこなっていない製品の原材料についても、仕入先から、証明が取れるのであれば、保管・管理が必要。
- ・ 合法木材の管理をパソコン内で行っており、簿冊の整備との関連で、いかなる方法が有効であるかの検討が必要と思われる。
- ・ 調達先に合法性を証明できる書類を要求する必要。

(B) 素材流通業

○分別管理

- ・ 標示版を奥面ではなく、前面に掲示して欲しい。

○書類管理

- ・ 証明書発行の要請の有無に関らず、合法木材である旨、納品書に記載すべき。
- ・ 出荷に関する管理簿の整備が必要。
- ・ 管理簿は無いが、入荷する時点で徹底的に合法木材にこだわっているため、特段の問題は発生していないが、一考を要する。
- ・ 合法木材の入出荷・在庫に関する管理は管理簿等を備え付けて管理すべきである。(同様の意見5点)

○合法木材の表示及び証明書

- ・ アイテムによって合法性証明の度合いに差異あり。(同様の意見2件)
- ・ 現状は販売先から依頼があった場合にのみ合法性証明書を発行しており、今後の合法木材供給増を期待。
- ・ 証明書の要請がない場合、納品の際に合法性を証明する表示はおこなっていない。製品の原材料についても、仕入先から、証明が取れるのであれば、保管・管理が必要。
- ・ 調達先に証明書を発行するよう積極的に働きかけるべきである。
- ・ 「入札者(販売先)」への証明書発行以前の問題として、森林所有者 70%、素材生産業者 30%の割合となっている「荷主＝出荷者」(委託販売)に対し、森林所有者の伐採届(写し)添付の徹底、小規模な素材生産業者の合法認定取得を進めることが大切である。
- ・ 森林認証材以外については、個人や県外からの出荷分であり、この分についても施業計画や伐採届けの出ている原木であることの証明がもらえれば、合法木材の取扱量が増えると思う。

○その他

- ・ SGEC 認証取得取引に拘りすぎている点(合法木材にメリットを感じていない)。

(C) 製材業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 合法性の証明に林野庁ガイドラインの遵守努力。
- ・ 調達は全量合法木材としているが、100%に達していない。

- ・ 合法材としての調達と出荷の徹底。(同様の意見2点)
- ・ 分別管理を一層高める。
- ・ 責任者及び書類管理担当者に研修を受講させ、分別管理を徹底させる。(同様の意見2点)
- ・ 森林認証材以外については、個人や県外からの出荷分であり、この分についても施業計画や伐採届けの出ている原木であることの証明がもらえれば、合法木材の取扱量が増えると思う。
- ・ 丸太の購入にあたっては、お互いの了解のもと、年1回の証明で対応しているが、それぞれが合法的に伐採されているかは確認できない。

○書類管理

- ・ 合法木材の入出荷・在庫に関する管理は管理簿等を備え付けて管理すべきである。(同様の意見6件)
- ・ 証明した管理簿および受領・発行した証明書類は、別冊で管理するよう指導した。
- ・ 管理簿は無いが、入荷する時点で徹底的に合法木材にこだわっているため特段の問題は発生していないが、一考を要する。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 証明材として販売する材の入荷・出荷には必ず証明書を徴する必要。(同様の意見4点)
- ・ 証明書の要請がない場合、納品の際に合法性を証明する表示をおこなっていない。製品の原材料についても、仕入先から、証明が取れるのであれば、保管・管理が必要。
- ・ 調達先に証明書を発行するよう積極的に働きかけるべきである。
- ・ 出荷に当たって証明していないのは問題であるので、相手が必要であろうとなかろうが証明してやり、普及させていくべきと指導した。
- ・ 現時点では、販売先からの要求がなければ、合法証明を行っていない。既に仕入れの大半が合法丸太のため、証明販売を前倒しで行うべきである。
- ・ 責任者の選任・役割並びに合法証明の適格性の検討が必要。(同様の意見2点)

○その他

- ・ 合法木材を取引相手に啓発すべきことの必要性。(同様の意見2点)
- ・ 全般にわたり改善が必要である。
- ・ 納品書に「上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています」と記載する。

(D) 合板製造業

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 合法性の証明は、買い受け人から要請があった場合に証明書を発行しているが、合法木材の推進の面からも、積極的な合法性証明が望まれる。(同様の意見2点)

(E) その他製造業

○調達・供給及び分別管理

- ・ 分別管理を一層高める。

- ・ 総量の 3 割程度を占めるヒノキ材の仕入れ先は、合法木材供給事業者であるため、この合法木材仕入れの徹底化から取り組みたい。
 - ・ 全量合法材としての出荷と帳簿管理の徹底。
- 書類管理
- ・ 合法木材管理簿の整備が必要。
 - ・ 受領及び供給した証明書類は別冊で管理するよう指導した。
- 合法木材の表示及び証明書
- ・ 証明書発行についての自発的な対応強化が必要。
 - ・ 合法性の連鎖を断つことのないよう、ユーザーからの証明要望の有無にかかわらず出荷製品の合法証明書の発行を義務付けることが肝要。
 - ・ 供給者側またユーザーとも合法木材に関する全般的な知識が薄い。供給者側として納品書等に合法木材であるとの記載を積極的に行う必要がある。
- その他
- ・ 取組は評価されるが、合法木材の制度に照らし合わせて適正かどうか判断は難しい。

(F) 木材製品流通業

- 調達・供給及び分別管理
- ・ 分別管理を一層高める。
 - ・ 合法材としての調達と出荷の徹底
 - ・ 分別管理責任者は研修を受講し、合法木材の流通に適宜対応できるようにする必要がある。
 - ・ 標示版を奥面ではなく、前面に掲示して欲しい。
- 合法木材の表示及び証明書
- ・ アイテムによって合法性証明比率に差異あり。(同様の意見 3 点)
 - ・ 出荷時に自ら合法木材の証明をしていない。
 - ・ 販売先から依頼があった場合のみ証明書を発行する方針。自主的発行の可能性検討(発行・管理の事務量増加～専従者増員でコスト増)。
 - ・ 調達先と合法木材であるか否かの確認をしているだけで証明書は添付されていないため、今後は調達先に証明書を添付するように要請する必要がある。
 - ・ 合法性が確認できる入荷材について、納品先の要請がない場合でも証明書の発行を推奨した。
 - ・ 販売先に対し積極的に合法性を証明して販売すること。
 - ・ 合法証明は、仕入れ先に対し強く要請しないと発行されないことが多いため、事務レベルで各担当者が実情を把握していないと証明書の取得が漏れてしまうことがあり、社内の末端までの周知が必要となっている。
 - ・ 合法証明の適格性について考慮する必要。
- その他
- ・ 全般にわたり改善が必要である。

4. 合法木材供給全般についての事業者の意見

(A) 素材生産業

○需要拡大

- ・ 合法木材の注文が増えるように行政レベルでの努力を願いたい。
- ・ 行政ならびに中央本部に対して実需を増やす取り組みをして欲しい。
- ・ 合法木材を流通させるのは国策であり、制度そのものは理解するが、需要者側が求めないと、合法木材を供給するのは難しい。需要者側への合法木材の普及を図ることが重要。
- ・ 原木市売、製品出荷の段階で、ほとんど合法性の証明依頼がない。また、合法性を証明することにより、それが売上単価、収益に反映してこない。
- ・ 森林認証材について森林認証証明書等の発行の要求はあるが、合法木材の証明がほしいとの依頼を受けたことがない。今後、末端（消費者）まで合法木材が浸透していかないことには、意味がないのでは。
- ・ 国として合法木材についての普及宣伝をして欲しい。
- ・ 合法木材として取り扱うことのメリットが無い。

○調達・供給及び分別管理

- ・ 私有林では必ず伐採届を提出しているが、小面積であるため苦勞している。特に微小面積林分が隣接している場合には、所有者の協力が簡単に得られないこともある。
- ・ 伐採届については、キチンと手続きを行っているが、市町村からの認意がないことや、市場からの要求がないため、オザナリになっていた。
- ・ 調達については合法性に努めながらも、供給については証明書を求められないこともあって、証明書の発行は行っていない。
- ・ 小規模伐採については、施業計画書がなかったりするが、市場へのお荷については伐採届等を確認し、合法木材を供給することに努めている。
- ・ 基本的に合法木材を供給しようとの姿勢にあるが、証明が遅れることがある。
- ・ 製品・チップの原料となる立木・素材については可能な限り合法証明されたものを購入することに努めているが、少量の合法木材以外の素材を購入（持込）する可能性があり、その場合チップ加工では少量であることから分別管理して生産することが厳しく、販売についても難しいものがある。
- ・ 屋敷林からの購入もあり、合法木材としての扱いに困ったが、今後も素材生産事業者として、制度の運用は続けて行きたい。
- ・ 国有林委託材を主に取り扱うので、それを前提に各種運用は柔軟に対応してほしい。
- ・ 合法認定事業者として、今後は全量出荷に向け対応したい。なお、さらなる普及啓発が必要（殆ど証明を求められない）。
- ・ 伐採届の提出指導や伐採跡地の更新方法等を提案すると、木材を生産する所有者が増え、そのことが所有境界を確認することにもなる。

○書類管理

- ・ 管理簿について、受領・発行した合法証明書が保管されているだけではいけないのか。入出荷・在庫に関する情報が把握できる管理簿を整えるとなると、多大な事務が課されることになるが、そうであれば規範となる様式を定めて欲しい。

○合法木材の表示及び証明書

- ・ 合法木材の評価、証明書の意義等、制度に対する理解不足、研修会等で理解を深めたい。
- ・ 輸入材など証明が確かでないものについてははっきり証明されるようにすべき。
- ・ 今年度、合法木材等普及推進顕彰で違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長表彰状を受けるまでは、求められなければ証明書を発行していなかったが、合法性の重要性を再認識し、出荷材の全てに証明書を発行するようにしている。

○その他

- ・ 高齢化してきて取扱量が年々減ってきており、やがては事業者認定を返上しなければならないと考えている。
- ・ 今年度、合法木材等普及推進顕彰で全国木材組合連合会会長表彰を受け、自らが合法木材推進に取り組むだけでなく、その普及に努めなければならないと思っている。
- ・ 今後も合法木材をしっかりと管理できるよう努めていく。
- ・ 一般に、森林認証制度等にくらべ、「合法木材認定制度」が知れわたっていないと感じる。供給体制の整備とともに、証明制度の対外 PR が大切である。
- ・ 合法性証明の簡素化が必要。

(B) 素材流通業

○需要拡大

- ・ 地方自治体が認証材を補助金の対象となることの可否に注目。
- ・ 合法性証明書の発行依頼が増加傾向にあり、合法木材が浸透しつつあると感じる。特に合法木材を原材料とするメーカーからのニーズが高まっている。逆に流通筋のマインドはそれほど高くない。この部分で合法木材流通の重要性をアピールする活動が必要。
- ・ 販売先のうち、メーカーは合法木材調達のマインドが高いが、流通問屋は比較的低い。
- ・ 大手ハウスメーカーが進出してきている。注意する必要あり。条例等での合法木材使用推奨の働きが若干ゆるい。地方公共団体等からの合法証明発行の要請が少ない。県木連の活動はある（研修も実施している）。製材品はあるが、原木関係はまだ弱い。合法証明の判定がしづらい。どうやったら、もう少し浸透させることができるかが、問題である。
- ・ この制度普及の前に、まず生産者側への徹底及び問題点あればその点を明確にし、関係者それぞれの段階でのトレーサビリティを充実させる。国内産材の場合は代授申請の励行、輸入材の場合は輸入当事者による団体なりが、出材から輸入迄のトレーサビリティ証明書を付保することの徹底が必要。公の案件だけにとどまらず、民の案件にも徹底する方策が必要。
- ・ 合法木材の注文が増えるように行政レベルでの努力を願いたい。
- ・ 行政ならびに中央本部に対して実需を増やす取り組みをして欲しい。
- ・ 森林認証材については、証明書等を発行の要請があるが、合法木材の証明がほしいとの依頼を受けたことはない。今後、末端（消費者）まで合法木材が浸透していかないことには、意味がないのではないか。

- ・ 需要者から合法木材の証明依頼が少ない。製材業者、合板業者等に合法木材の需要拡大を図る必要がある
- ・ 国として合法木材についての普及宣伝をして欲しい。
- ・ 合法木材とその制度について、関係事業者が各者各様の解釈をせぬよう、事業者研修を徹底すべきである。当面は、国、県が率先して「合法木材発注」を行ってもらうことに尽きる。
- ・ 合法木材の制度について積極的な普及啓発をお願いしたい。

○調達・供給及び分別管理

- ・ 会社方針に則り、合法木材の調達・普及に努める。

○書類管理

- ・ 販売先からシッパー発行証明書を要求するケースが増加傾向（住宅メーカー等エンドユーザーからの要請と思われる→建材メーカー→合板メーカー経由）。
- ・ 団体認定制度による証明の連鎖が理解されていない。対応は不可能ではないものの、事後に該当書類を特定し再送する手間が増し、業務が大変。

○合法木材の表示及び証明

- ・ 合板用に米材丸太のニーズが高まっており、米材丸太（カナダ主体）の合法性証明要求が高まる見込み。
- ・ 証明書は依頼があった場合にのみ発行する方針。証明書と関係のないまったく別のロットに証明書が流用されるケースもあると聞き、このような不正に関するリスクを回避するためにも証明書の自動発行は行わない。
- ・ 合法証明を取引相手が求めないため、合法木材とそうでないものを混入させ、合法でないものとして販売している。SGEC 認証取得については、特定の取引相手が存在するため適正に分別、管理されている。要は、合法性ニーズが低いこと、価格にハネ返りがないこと。
- ・ 県木連等からの証明書の要請がない。ロシア材の合法認定材の証明書がない。
- ・ 北洋材、北欧材、米加材について合法木材の取り扱いしているが、証明書等の発行までは行っていない。
- ・ 原木の市売り、製品の出荷段階で、ほとんど合法性の証明依頼がない。また、合法性を証明しても、売上単価、収益に反映しない。
- ・ 輸入材など証明が確かでないものについては、はっきり証明されるようにすべき。
- ・ 合法木材の証明を求めてきたのが、県外のブローカー1件のみである。

○その他

- ・ 他の製品に比べて、優利性がないと手間がかかるだけ。（同様の意見2点）
- ・ 県外への出荷も多いため、今後も合法木材の制度の運用にはこだわって行くことにしたい。
- ・ 当社はSGECを取得しているので、何が違法材なのかを問う事が解らない。
- ・ 啓蒙活動—研修をして欲しい。原木のところでしっかりやってくれないと、対応出来ない。
- ・ 国有林委託材を主に扱うので、それを前提に各種運用は柔軟に対応してほしい。

(C) 製材業

○需要拡大

- ・ 合法木材に対する理解はあるものの、マーケットでの合法製品に対する認知度が低い
ため、手続きをすることに意欲が湧かない。
- ・ 3年前に裁判所の植木支柱杭で証明を求められたぐらいで、制度の必要性が感じられ
ない。
- ・ 定着させるためには、もっと合法木材を強制的に使用させる仕組づくりをすることだ
と思う。
- ・ 外材への足かせとして制度を存続させるのはいいが、国産材への制度としてはなじま
ないと思う。国産材はすべて合法木材が流通していると思う。
- ・ 盗伐が頻繁にあった時代の制度なら納得できるが、現在国産材にこの制度を課するの
はどうかと思う。事務が繁雑なばかりでメリットがない。国策でやっているのだから
から従うが、原木市場の指導をお願いしたい。
- ・ 認定事業者が取扱う木材は、全て合法木材である仕組にする。すなわち、合法木材の
みを取扱う業者を認定する制度。
- ・ 国、県、市町等の公共団体における合法性証明材の使用を義務づけてほしい。
- ・ 合法木材としての注文はほとんどない。(同様の意見3点)
- ・ 合法木材を流通させるのは国策であり、制度そのものは理解するが、需要者側が求め
ないと、合法木材を供給するのは難しい。需要者側への合法木材の普及を図ることが
重要。
- ・ 木材の需要者である大工・工務店、消費者は合法木材に関心がないと考えざるを得な
い。公的な調達のみでは、合法木材の流通が定着するのは困難であると思われるので、
もっと民間の実需を増やすべきと思う。供給側は、消費者の購買行動によってそのビ
ジネススタイルを変えざるを得ない。
- ・ お客さんが証明材を要望しない現状では、合法木材証明の発行の必要性はないことか
ら、エンドユーザーに「何故、合法木材なのか」を説明し理解を得ることが大切であ
る。そうしない限り、何時までも浸透しないことになる。
- ・ 合法木材について木材屋等から問合せが来ることが時々あるが、合法木材がどんな意
味を持っているのか分からない業者が大半である。
- ・ 入荷は全て合法性の証明付きであるが、供給先から証明付き合法木材の要望がほとん
どないことから、合法木材の存在そのものの必要性が感じられない。
- ・ 今後は、市町村等の公共建築物等に適用になれば業界も活気付くと思うが。業者以外
の一般ユーザーから、「合法木材とは？」と質問を受けることがあるので、もっと PR
が必要と感じる。
- ・ 合法証明制度に「経費と手間」をかける以上、それに見合うメリットを付与すること
を考えてほしい。当面は、公共事業で「合法木材」を率先発注してほしい。
- ・ 合法性の証明は需要者側からの要求により行っているが、そのために製品の信頼性が
向上することであれば望ましいことで、今後も協力する。
- ・ どうしても合法証明の必要な場合のみの対処となってしまうので、制度的に合法証明
が素材の購入、製材品の供給の際の条件にまで高めてもらえればと思う。

- ・ 木造住宅着工数の大幅な減少が続く中で、当製作所が位置する青森県境の沿岸部においても、大手ビルダーの進出により地元工務店からの構造材等建築資材の需要が極端に縮小しているほか、公共建造物もそれほど多いものではない。一部土木事業の杭等の需要のほか、漁協向けの魚函が主体を占める状況の中で合法木材の重要性を言われても、なかなかあとをついていくのが大変。
- ・ 合法認定事業者として、今後は全量出荷に向け対応することにした。なお、合法制度について普及啓発をすべき（殆ど証明を求められない）。
- ・ 丸太市場の指導を強化してもらわないと、制度が定着しない。

○書類管理

- ・ 合法木材の需要がほとんどなく、書類の整理等に本気になれない。
- ・ 管理簿について、受領・発行した合法証明書が保管されているだけではいけないのか。入出荷・在庫に関する情報が把握できる管理簿を整えるとなると、多大な事務が課される。規範となる様式を定めて欲しい。

○合法木材の表示及び証明

- ・ 当社の調達先は全て合法木材供給事業者である。しかし、当社の海外の取引企業においては森林認証による CoC 取得企業ではあっても、個々の製品については証明書を出してもらえない。当社で扱う木材はほとんどがその企業からの入荷によるものであることから、合法木材としてはカウントできず、合法木材の割合が極めて低い状況にある。何とかならないものか検討願いたい。
- ・ 製品・チップの原料となる立木・素材については可能な限り合法証明されたものを購入することに努めているが、少量の合法木材以外の素材を購入（持込）する可能性があり、その場合チップ加工では少量であることから分別管理して生産することが厳しく、販売についても難しいものがある。
- ・ 証明書を求められた事例はないが、今後も制度の運用は必要なのか。
- ・ 原木の市売り、製品の出荷段階で、ほとんど合法性の証明依頼がない。また、合法性を証明しても、売上単価、収益に反映しない。
- ・ 森林認証材については、取引を行うところがあり、証明書等を発行することがあるのだが、合法木材の証明がほしいとの依頼を受けたことがない。今後、末端（消費者）まで合法木材が浸透していかないことには、意味がないのでは。
- ・ 全量合法木材であるので、伝票に合法を示すスタンプを押印している。（同様の意見 2 点）
- ・ パルプ業者は必ず合法を証明する書類を求められる。材木店・プレカット工場はあまり求められない。
- ・ 工務店・大工等から合法を証明する書類を求められたことはないが、伝票には合法の押印をしている。（同様の意見 2 点）
- ・ 供給側からの「証明をつけて欲しい」という要望は殆どない。
- ・ 供給の際の伝票には全て証明をして出荷しているが、供給側から必要性が問われたことは 100%ない。
- ・ 製品の供給先から、証明の要請が一度もないことから、丸太についても合法木材であろうとなかろうと当社には関係がない。しかし、地球温暖化等の問題もあり、今後は

もう少し関心を持って対応していきたい。

- ・ 輸入材など証明が確かでないものについては、はっきり証明されるようにすべき。
- ・ 外材は全て合法の証明マーク付で入荷してくる。国産材も合法マーク付きで入荷してくるとありがたい。
- ・ 合法認定事業者として、調達に際しては証明書の添付確認、出荷については全量合法材証明を付し納品することとする。

○その他

- ・ 県外への出荷も多いため、今後も合法木材の制度の運用にはこだわって行くことにしたい。
- ・ JAS 製品、合法木材、地域材と消費者は混乱するのでは？
- ・ 当制度は県産材の地産・地消を進めるために必要な制度である。
- ・ 当合法制度について普及啓発を積極的にお願いしたい。

(D) 合板製造業

○合法木材の表示及び証明

- ・ ロシア材の原木で一部合法証明のないものがあるが、合法証明が得られるような働きかけをしていきたい。
- ・ 合法木材から製造した合板については、納品伝票に合法証明をするなど、積極的な合法証明に努めたい。(同様の意見3点)
- ・ 合法木材証明については、現在、買い受け人からの要請が少ないが、県産材証明や間伐材証明は要求してくるケースがある。

(E) その他製造業

○需要拡大

- ・ 合法木材製品の普及浸透を図る上で、①合法木材の必要性を消費者に理解してもらうための普及宣伝、②消費者が合法木材使用製品を判別、選択できるような統一された表示マーク、③合法木材使用製品と非合法木材製品との差別化による評価など、民間だけでなく行政側からの積極的な対応を望む。
- ・ 現状では公共関連（事務機器関係等）の一部に需要があるが、民間までは浸透していない。
- ・ CoC の認知度が低いため、元の木材の合法性の確認を求められケースがある。
- ・ 合法木材の証明書の提出を要請されて認定を申請した経緯があるが、その後、取引先からの要請がなく、証明書を発行する必要性を感じていない。需要サイドでの普及を希望。
- ・ 合法木材の供給は社会的な義務として実践すべきことであり、この制度が機能して違法伐採の撲滅につながればよい。顧客も環境問題に関心がある。
- ・ 合法木材としての注文はほとんどない。
- ・ 納入先のパレット業者から「証明材がほしい」との要望が殆どないことから、いくら受領した木材が合法木材であっても意味がない。従って、我々末端の業者からも納入先の業者に「合法木材」の持つ意味を説明し、その重要性を PR していく必要がある。

- ・ 認定事業者と非認定事業者が併存している実態は、合法木材供給の意義等が浸透していない証であるとする。木材にかかわる業者は全て認定事業者になるシステムを作っていたきたい。
- ・ 川下の業界(家具・内装)に対し、合法木材証明について指導徹底をお願いしたい。(同様の意見2点)
- ・ 合法木材事業者に対してメリットが生じるようにして欲しい。(同様の意見3点)
- ・ PR不足を痛感。川下から合法木材を求められたことはない(ホルムF4☆の証明は求められるが)。
- ・ 1. 家具業界の認識の程度が低い。 2. 県等の地方公共団体への指導徹底をお願いしたい。発注担当者まで指導しないと普及しない。 3. 発注元が合法木材証明書の提出を求めるという制度にすれば実効性は万全となるのでは。
- ・ 某県に他の提出書類と共に合法性の証明書を提出したところ、「これは必要ない」といわれ返された。それ以来、証明書は取引先から求められた場合にのみ発行することとした。取引先(取引先の多くは県)から証明書を求められたことはないので、発行の実績は無い。九州の県知事が「合法木材を使用する」旨意思統一したようであるが、各部署には下りていないのではないかと。このような実態の中で合法木材供給のメリットもない。手間と時間がかかるのみ。中途半端な取組みは混乱が生じる。せつかくのシステムであるので、絶対に「やる」という姿勢で取組んでほしい。
- ・ 合法木材制度については、供給者側及びユーザーの理解が必要であるとの認識はあるが、現状ではその必要性は特に感じていない。
- ・ 合法木材制度を有効に運用するためには、丸太伐採・納入業者の意識改革がまず必要であるが、零細業者が多いため制度の理解を求めることは困難である。
- ・ 当制度について、普及啓発を積極的をお願いしたい。
- ・ 合法認定事業者として、今後は全量出荷に向け対応することにしたい。

○調達・供給及び分別管理

- ・ チップの原料となる立木・素材については可能な限り合法証明されたものを購入することに努めているが、少量の合法木材以外の素材を購入(持込)する可能性があり、その場合チップ加工では少量であることから分別管理して生産することが厳しく、販売についても難しいものがある。
- ・ 社内基準「木質原料合法性基準」を作成し、これを社員全員が理解したうえで、販売製品を全量合法木材として管理しており、適切に合法木材制度が運用されている。
- ・ 全量合法木材であり、特に問題なし。
- ・ 全量合法木材であり、適切に処理されている。(同様の意見3点)

○合法木材の表示及び証明

- ・ 製品出荷時に、合法木材認定書の提示のみでコピーを提出していないので、提出するよう指導。改善される見込み。
- ・ 今は、合法木材の証明書の発行を求めてくるところがない。必要性がないという理解でいる。
- ・ 基材(合板)について、合法証明書が付されて来ない。必要であれば請求の手続きをとってくれといわれた。今は、川下(納入先)から証明書の発行を求めて来ないので、問題も

なく済んでいるが、後になって、遑って求められた場合、合板の証明は多分取れないであろう。トラブルの原因になりかねない。全企業が必ず合法証明を発行するよう統一指導が必要である。

- ・ 今の証明方法は信用性が不十分。偽造してもわからない。今後、原産地証明が求められる等、より精度を高められるよう求められた時は不十分である。もっと客観的な証明の仕方(例えば水際で喰い止める。国の証明等)を検討すべきである。
- ・ 輸入材が多いので、各国の合法性の証明方法を示してほしい。

○その他

- ・ 合法木材及び間伐材チップの証明については、納入先では証明がなければ受け付けないことから、今後は益々この制度の重要性が増すことが考えられる。
- ・ 従来、ワシントン条約の指定樹種であるインドネシア産材を相当量仕入れてきたため、近年は環境 NPO の抗議・要請等「資源・環境問題」にさらされ続けており、「違法伐採問題＝合法木材」は身にしみている。その証が国産ヒノキ材への転換である。しかし、外材分野の合法証明への取り組みは、仕入れ先の間屋を含め、総じて低位と感じる。

「パレット合法性」の発端は、製紙企業N社の大手ユーザーが「紙の合法性」を問題にしたことから、製紙原料である「木材チップ」を納入する当社の親会社が、製紙を乗せる「パレットの合法性」を問題視したことによる。

元来、製紙を乗せるパレットは輸送手段のアイテムであり、配送後は回収される性格を有する。これに合法性を付与する必要性に疑問は残るが、親会社の営業方針となれば致し方なしというのが本音である。

(F) 木材製品流通業

○需要拡大

- ・ 会社の方針に則り、合法木材の調達・普及に努める。
- ・ 合法木材の証明を求められるケースがないので、本制度の必要性に疑問を持っている。制度の趣旨は理解しているが、もっと合法木材が認知されるよう国に働きかけていただき需要喚起してほしい。
- ・ 供給先から合法木材の注文が全くないのが現状である。この制度が木材流通業者や建設設計、施工業者等にどの程度理解されているのか疑問である。また、合法木材が公共建築物や住宅等に利用される仕組みを構築しないと普及しないのではないかと。いずれエコ商品として認識され、必要とされるときは来ると思う。
- ・ 証明書を求められた事例はないが、今後も制度の運用は必要なのか。
- ・ 当社は SGEC を取得しているので、何が違法材なのか問う事が解らない。
- ・ 啓蒙活動、研修をして欲しい。原木のところではやってくれないと、対応出来ない。大手ハウスメーカーが進出してきている。注意する必要あり。条例等での合法木材使用推奨の働きが若干ゆるい。
- ・ 地方公共団体等からの合法証明発行の要請が少ない。県木連の活動はある（研修も実施している）。製材品はあるが、原木関係はまだ弱い。前段の合法証明の判定がしづらい。どうやったら、もう少し浸透できるかが問題である。

- ・ せっかく認定を受けても、県内の実需がほとんどないため、メリットが感じられない。
- ・ 合法木材の確保に関し、現行の林野庁ガイドラインでは、国の行政機関等が調達義務機関として位置付けられ、県や市町等の地方公共団体は努力機関になっているが、現行の調達の流れにいささか違和感がある。なぜならば、地方における合法材利用では、使用量並びに頻度が、国の行政機関は僅少なのに対し、地方公共団体の調達は、頻度、使用量ともに多く、各段の差が生じており、更には、合法木材の考えかたもばらばらで、合法材の普及を阻害することはあっても、益することは少なく改善を強く望むものである。
- ・ この制度普及の前にまず生産者側への徹底及び問題点があればその点を明確にし、関係者それぞれの段階でのトレーサビリティを充実させる。国内産材の場合は代授申請の励行、輸入材の場合は輸入当事者の団体なりが、出材から輸入迄のトレーサビリティ証明書を付保することの徹底が必要。公の案件だけにとどまらず、民の案件にも徹底する方策が必要。
- ・ 合法木材と県産材証明をセットにした一般住宅産業向けの構造用合板を販売するにあたり、県の助成制度を活用した新分野づくりとシェア拡大を目指したいので、支援を願いたい。
- ・ 需要者に対する合法木材の普及啓発が必要。
- ・ 合法木材の需要を増やすことが必要。
- ・ 合法木材の証明を求められたことがない。山元から出荷する時に、原木に認証マークを印してであると判りやすく、普及すると思う。素材生産者のメリットが少ないから、伐採届をしないし、書類作成が面倒で、嫌がる人が多い。食品等のように産地を表示する流れは感じている。
- ・ 一般の大工、工務店に対する合法木材の意識、認識を高めてほしい。

○合法木材の表示及び証明

- ・ 団体認定事業者以外の販売先から証明書を求められる場合の対応（販売先が如何に証明の連鎖を実現するのか要検証）。
- ・ 販売終了後に販売先から要求されることもあり、結果的に後からの証明となるケースも散見される。
- ・ 証明材のみならず証明材を要求しない販売先が多い。一方、要求しなくても証明材を供給してくる海外サプライヤーもあり、管理が課題。
- ・ 海外のシッパーに対して、FSC 認証の取得促進を期待したい。
- ・ 公共物件への納入において、JAS 認定書、4 ☆証明等々を要求されるのが常で曖昧。グリーン購入法に基づく合法性証明についても CoC 認証材であると明記しているにも拘らずシッパーの証明書提出、その旨出荷証明書への記載等々を求められる。確認すべき事項につき PR と啓蒙活動を行ってもらいたい。特に CoC 認証材と明記されている場合は、(CoC であることを現物目視で確認できる場合も含めて) 必要以上の書類を要求することがないように指導教育して欲しい。
- ・ 販売先からシッパーの証明書の提出、さらにエスカレートしてパッキングリストまで要求されるケースがあり、販売先への対応はおろそかに出来ないが困惑。団体認証制度による証明の連鎖が理解を得ていないのか。販売先もこの制度を利用しているにも

関わらず。

- 販売先からシッパー発行証明書を要求するケースが増加する傾向（住宅メーカー等エンドユーザーからの要請と思われる→建材メーカー→合板メーカー経由）。しかし、団体認定制度による証明の連鎖が理解されていない。対応は不可能ではないものの、事後に該当書類を特定し再送する手間が増し業務が大変。
- 地方自治体が認証材を補助金の対象となることの可否に注目。
- 証明書発行には手間が掛かるが、近い将来に合法木材を販売する方向で取り組んでいる。但し、販売先のニーズ・要請により、各ロットとも横断的に再仕訳けする必要性に鑑み、輸入材は全量合法木材を調達する方針。熱帯産の南米材ではあるが、環境問題に十分配慮し、合法性を確認した上で、デッキ業界団体とも共同歩調で利用拡大を図りたい。末端のユーザーに合法木材に目を向けてもらうため、官民上げて普及促進に取り組んで欲しい。
- 合法性証明書の発行依頼が増加傾向にあり、合法木材が浸透しつつあると感じる。特に合法木材を原材料とするメーカーからのニーズが高まっている。逆に流通筋のマインドはそれほど高くない、よってこの部分で合法木材流通の重要性をアピールする活動が必要。証明書は依頼があった場合にのみ発行する方針。証明書と関係のないまったく別のロットに特定の証明書を流用されるケースもあると聞き、このような不正に関するリスクを回避するためにも証明書の自動発行は行わない。
- 合法認定事業者として、調達に際しては証明書の添付確認、出荷については全量合法証明を付し納品することとする。

○その他

- 製品毎に、認定証明の標示の確立が重要。要望として、川上から川下までの一括した書類の作成をお願いしたい。国からの指導が無ければ、動かない。規制を強化すれば、動いていくのではないか。
- 国有林委託材を主に取り扱うので、それを前提に各種運用は柔軟に対応してほしい。

(G) その他

○需要拡大

- 自治体が合法性証明制度を認識しているか不安である。
- 事務量が増えているがそれに見合うメリットが無い。川下の業界、地方公共団体への普及活動に力を入れて欲しい。
- 川下業界(家具、内装業等)は合法証明書を不要としている。更にPRが必要。
- 合法木材の使用を入札等の条件にすべきと考える。
- FSC・CoCの流れになっているのではないかと、という気がしている。CoC認証の製品を求められることが増えている。
- 原産地証明を求める需要者も増えている。“Made in Japan”の表示をした方が通用すると思うお客さんは、この方が安心する。
- 川下の意識を高めるよう指導を徹底して欲しい。発注者が合法木材の証明書の提出を必ず求めるというシステムにするのも一方法。
- 合法木材供給事業者としてのメリットが生じるようにして欲しい（公共事業に優先権

を与えるとか、入札要件にするとか etc)。

- ・ 市場段階では合法木材の認識がない。指導を徹底して欲しい。
- ・ 建築士等への働きかけをしてはどうか。
- ・ 商品に「合法性」マークの表示ができるようにして欲しい。
- ・ 合法木材供給事業者にインセンティブが付与されるように措置して欲しい。現状ではメリットがない。川下業者の中には、合法木材について関心が薄い。証明書の発行を求めない企業があるため、納品書に合法証明を付記することを忘れることがある。
- ・ 大工・工務店では合法材については、あまり関心がない。
- ・ 原木生産地の証明ができるとともに、品質の向上が図られる。川下の合法性木材の需要拡大を図る必要がある

○合法木材の表示及び証明

- ・ 素材を木材市場から購入した場合、合法木材であることの証明が貰えるか不安である。証明書を求められた事例はないが、今後も制度の運用は必要なのか。
- ・ 全量合法木材であるので、伝票に合法を示すスタンプを押印している。
- ・ 東南アジアのカリン、コクタン、シタン等は、合法証明書がない。証明方法を指導願いたい。
- ・ 中国・イタリアの人工ツキ板は合法性の証明方法がない。今後人工ツキ板が増えていくので、指導を願いたい。竹のツキ板について合法証明は必要か（竹は木材ではないので対象外と考えられるが）？

○その他

- ・ 事業の簡素化
- ・ 企業規模等に応じた事務処理を検討して欲しい。国有林材は合法木材であることは明らかであるので、証明書は「写し」の手交のみで対応できないか。検討して欲しい。

Ⅱ. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果

1. 趣旨及び概要

(1) 趣旨

全国木材組合連合会が合法木材供給事業者認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保することを目的とする。

(2) 供給事業者認定団体モニタリングの対象及び実施方法

モニタリングはアンケートにより、全ての認定団体を対象に行う。

(3) アンケートの内容

合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票（参考資料別紙 2 参照）に基づき、以下の項目について調査を行った。

A 更新事業体認定の実施状況

更新の規定の有無

更新に当たる事業体の概要と更新結果

更新結果の情報公開

B 合法木材ナビ上の情報公開の全般について

現在掲載されている情報の正確性

情報公開する手段としての合法木材ナビの評価改善法

掲載更新の方法の評価、改善方法

C 事業体の情報公開の範囲、必要性と可能性

(4) 調査対象事業体

すべての認定団体を対象にしたが、このうち回答のあったものは次のとおりである。

都道府県木連 39 件、森林組合 23 件、素材生産団体 7 件、その他木材団体 10 件、中央木材団体等 17 件（木製家具団体 2 件を含む）、以上総数 96 件。

なお、それぞれの回答のうち、96 件を上回る項目については重複回答があったことを意味し、下回るものについては回答のなかったものがあることを意味している。

2. 更新結果の情報公開

(1) 更新事業体認定の実施状況

(1-1) 更新規定の有無

平成 21 年が事業体認定の更新時期に当たる認定団体が多いことから、更新事業体認定の実施状況についての質問を行った。まず、「更新に関する規定の有無」についてみると、

「ある」としたものは83%（80件）、「ない」としたもの16%（15件）、「その他」が7%（7件）であった。

更新の規定の有無	サンプル数	あり	なし	その他	合計
更新の規定の有無	サンプル数	あり	なし	その他	合計
1 都道府県連	39	35	4	1	40
2 森林組合	23	16	6	1	23
3 素材生産	7	7	0	0	7
4 その他木材団体	10	9	1	3	13
5 中央木材団体	17	13	4	2	19
合計	96	80	15	7	102
1 都道府県連	100%	90%	10%	3%	103%
2 森林組合	100%	70%	26%	4%	100%
3 素材生産	100%	100%	0%	0%	100%
4 その他木材団体	100%	90%	10%	30%	130%
5 中央木材団体	100%	76%	23%	12%	113%
合計	100%	83%	16%	7%	106%

これをカテゴリーで分けると、「素材生産」では、全てが「ある」とし、この他、「ある」としたのは「都道府県連」90%（35件）、「その他木材団体」90%（9件）。「ない」の比率が多いのは「中央木材団体」23%（4件）、「森林組合」26%（6件）であった。

「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」のひな形では、「第11 合法木材供給事業者認定の継続」において、「合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める合法木材供給事業者認定申請書（継続）を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに認定団体へ提出しなければならない」とされている。このため「継続・更新」に関する規定は、各認定団体の「事業者認定実施要領」に記されているものと思われるとともに、記載されていない場合は早急にこの規定を定めるべきである。

（1-2）更新結果の情報公開

「更新結果の情報を合法木材ナビに反映させているか」については、52%（50件）が合法木材ナビを「更新した」とし、43%（41件）は合法木材ナビを「更新していない」とした。

表Ⅱ-2 更新結果の情報公開

更新結果の情報公開 カテゴリー	サンプル数	更新した	していない				その他	合計
				今後する	仕方がわからず	更新に問題		
1 都道府県連	39	24	15	10	1	1	1	40
2 森林組合	23	9	12	7	4	0	0	21
3 素材生産	7	3	4	2	2	0	0	7
4 その他木材団体	10	6	2	1	0	0	2	10
5 中央木材団体	17	8	8	4	2	2	2	18
合計	96	50	41	24	9	3	5	96
1 都道府県連	100%	62%	38%	26%	3%	3%	3%	103%
2 森林組合	100%	39%	52%	30%	17%	0%	0%	91%
3 素材生産	100%	43%	57%	29%	29%	0%	0%	100%
4 その他木材団体	100%	60%	20%	10%	0%	0%	20%	100%
5 中央木材団体	100%	47%	47%	24%	12%	12%	12%	106%
合計	100%	52%	43%	25%	9%	3%	5%	100%

「更新した」の比率が高いのは「都道府県木連」であるが、60%程度にすぎない。また、「更新していない」は「素材生産」57%（4件）、「森林組合」52%（12件）で高かった。合法木材供給事業者の公表については、やはり「事業者認定実施要領」のひな形「第6 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表」において、「その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当該団体のホームページ等に公表するものとする」とされており、当然掲載されなければならない。

「更新していない」を選んだもののうち、25%（24件）が「今後更新する」、9%（9件）が「更新の仕方がわからない」、3%（3件）が「更新することに問題がある」としている。

「更新の仕方がわからない」としたもののうち比率の高いのは「素材生産業」で29%（2件）、「森林組合」で17%（4件）、「中央木材団体」で12%（2件）である。これらの理由としては「事業体の関心があまりない」、「人的余裕がないため、事務的処理、システム対応がネック。サポートがあればベター」、「ID、パスワードが不明」（2件）、「当組合はネットの使用ができない」、「ナビなし」といったものがあり、これらはいずれも合法木材供給システムの運営上大きな問題であり、それらへの個別の対応と、研修会などでの合法木材ナビの更新方法の講習が必要である。

このほか、逆の動きとして「協議会のホームページに、常に最新の会員登録状況を掲載している」という、積極的な意見もあった。

3. 合法木材ナビ上の情報公開全般について

(1) 現在掲載されている情報について

(1-1) 関連する行動規範

これについては「最新版が掲載されている」とした団体が71%（68件）と圧倒的に多く、「掲載されているが最新版ではない」が19%（18件）、「掲載されていない」が7%（7件）である。わずかではあるが「掲載されていない」のある点が心配である。「合法木材ナビで」

とは指定されていないが、林野庁ガイドラインにおいても自主的行動規範を「公表する」となっていることから、何らかの形での公表は必要である。この場合、合法木材ナビ上での公表が最も適切かつ簡便であると考えられる。

関連する行動規範 カテゴリー	サンプル数	最新版掲載	最新版でない	掲載されていない	自分で掲載する	要支援	その他	その他	合計
2 森林組合	23	12	10	0	3	2	0	1	23
3 素材生産	7	4	2	1	1	2	0	0	7
4 その他木材団体	10	8	1	0	1	1	0	1	10
5 中央木材団体	17	13	2	2	1	0	1	2	19
合計	96	68	18	7	9	7	2	4	97
1 都道府県連	100%	79%	8%	10%	8%	5%	3%	0%	97%
2 森林組合	100%	52%	43%	0%	13%	9%	0%	4%	100%
3 素材生産	100%	57%	29%	14%	14%	29%	0%	0%	100%
4 その他木材団体	100%	80%	10%	0%	10%	10%	0%	10%	100%
5 中央木材団体	100%	76%	12%	12%	6%	0%	6%	12%	112%
合計	100%	71%	19%	7%	9%	7%	2%	4%	101%

カテゴリーごとにもみると、「最新版が掲載されている」の多かったのは、「その他木材団体」80%（8件）、「中央木材団体」76%（13件）、「都道府県木連」79%（31件）であり、「森林組合」、「素材生産業」、「その他業界団体」では少なく、それぞれ約50%であった。

また、「掲載されているが最新版ではない」、「掲載されていない」としたもののうち「掲載するので支援が必要」とするのは7件で、「都道府県木連」2件、「森林組合」2件、「素材生産業」2件、「その他木材団体」1件であった。これらについては、先述のように十分な教育が必要である。

（1-2）合法木材等の証明に係る事業者認定実施要領

これについては「最新版が掲載されている」とした団体が61%（59件）、「掲載されているが最新版ではない」が29%（28件）、「掲載されていない」が6%（6件）である。行動規範と比べると、事業者認定実施要領の「最新版が掲載されている」比率が下がる。合法木材供給システムの信頼性・透明性の確保のためには、当然、事業者認定実施要領の最新版は、合法木材ナビに掲載されるべきである。

表Ⅱ-4 合法木材等の証明に係る事業者認定実施要領

カテゴリ	合法木材等の証明に…	サンプル数	最新版が掲載	最新版でない	掲載されていない				その他	合計
						自分で掲載	要支援	その他		
1 都道府県連		39	27	7	4	5	3	2	0	38
2 森林組合		23	11	12	0	3	4	0	0	23
3 素材生産		7	3	3	1	2	2	0	0	7
4 その他木材団体		10	6	3	0	0	2	0	0	9
5 中央木材団体		17	12	3	1	2	0	1	2	18
合計		96	59	28	6	12	11	3	2	95
1 都道府県連		100%	69%	18%	10%	13%	8%	5%	0%	97%
2 森林組合		100%	48%	52%	0%	13%	17%	0%	0%	100%
3 素材生産		100%	43%	43%	14%	29%	29%	0%	0%	100%
4 その他木材団体		100%	60%	30%	0%	0%	20%	0%	0%	90%
5 中央木材団体		100%	71%	18%	6%	12%	0%	6%	12%	106%
合計		100%	61%	29%	6%	13%	11%	3%	2%	99%

カテゴリごとに見ると、「最新版が掲載されている」の多かったのは、「中央木材団体」71%（12件）、「都道府県木連」69%（27件）、「その他木材団体」60%（6件）であり、「森林組合」、「素材生産業」ではそれぞれ約50%と少なかった。

ここでも「掲載されているが最新版ではない」、「掲載されていない」としたもののうち「掲載するので支援が必要」とするのは11件で、「都道府県木連」3件、「森林組合」4件、「素材生産業」2件、「その他木材団体」2件であった。

（1-3）認定事業者一覧表

これについては「最新版が掲載されている」とした団体が55%（53件）、「掲載されているが最新版ではない」が36%（35件）、「掲載されていない」が3%（3件）である。「最新版が掲載されている」比率は行動規範（71%）、事業者認定実施要領（61%）、事業者認定一覧表（55%）の順で下がる。何を目的としてこれらの最新データを合法木材ナビにおいて公開するのかと言えば、一つは合法木材供給システム運営の信頼性・透明性の確保にあるが、もう一つには、合法木材を買いたいとする者に、どこで買えるのかを知らしめるという目的もある。これらを整備することが、合法木材取扱量の増加につながるという認識も必要であると思われる。

表Ⅱ-5 認定事業者一覧表

認定事業者 一覧表 カテゴリー	サンプル 数	最新版 が掲載	最新版 でない	掲載さ れてい ない				その他	合計
					自分で 掲載	要支援	その他		
1 都道府県連	39	26	10	0	7	2	0	1	37
2 森林組合	23	11	8	3	4	6	0	0	22
3 素材生産	7	2	5	0	1	4	0	0	7
4 その他木材団体	10	6	3	0	0	1	0	1	10
5 中央木材団体	17	8	9	0	3	1	0	2	19
合計	96	53	35	3	15	14	0	4	95
1 都道府県連	100%	67%	26%	0%	18%	5%	0%	3%	95%
2 森林組合	100%	48%	35%	13%	17%	26%	0%	0%	96%
3 素材生産	100%	29%	71%	0%	14%	57%	0%	0%	100%
4 その他木材団体	100%	60%	30%	0%	0%	10%	0%	10%	100%
5 中央木材団体	100%	47%	53%	0%	18%	6%	0%	12%	112%
合計	100%	55%	36%	3%	16%	15%	0%	4%	99%

カテゴリーごとにみると、「最新版が掲載されている」の多かったのは、「都道府県木連」67%（26件）、「その他木材団体」60%（6件）だが、ほかは50%程度であった。

ここでも「掲載されているが最新版ではない」、「掲載されていない」としたもののうち「掲載するので支援が必要」とするのは14件あった。

（2）情報公開手段としての合法木材ナビ

これまでも指摘してきたように、合法木材供給システムの信頼性・透明性の確保と合法木材の普及のためには、これらの情報を公開していく手段が必要である。この手段として最も適切かつ簡便な方法が合法木材ナビの活用であることは既に述べた。

このことに関連して「情報公開の場としては合法木材ナビの範囲で十分である」とする団体は71%（68件）、「情報公開の場として合法木材ナビでは不十分であり、団体の情報手段でも提供」と、情報公開に積極的な姿勢を示すものが15%（14件）、「わからない」とするもの11%（11件）であった。

表Ⅱ－6 情報公開手段としての合法木材ナビ

情報公開する手段として… カテゴリー	サンプル数	合法木材 で十分	不十分団 体独自の 提供	わからな い	合計
1 都道府県連	39	27	6	4	37
2 森林組合	23	21	1	1	23
3 素材生産	7	6	0	1	7
4 その他木材団体	10	7	1	2	10
5 中央木材団体	17	7	6	3	16
合計	96	68	14	11	93

1 都道府県連	100%	69%	15%	10%	95%
2 森林組合	100%	91%	4%	4%	100%
3 素材生産	100%	86%	0%	14%	100%
4 その他木材団体	100%	70%	10%	20%	100%
5 中央木材団体	100%	41%	35%	18%	94%
合計	100%	71%	15%	11%	97%

これまで見てきたように、行動規範、事業者認定実施要領、事業者認定一覧表などに関し、「最新版が掲載されている」としたのが55～70%。反面、「最新版が掲載されていない」が20～35%程度、また「データの更新に支援を必要とする」ものも10%程度あるような状況の中では、「情報公開の場としては合法木材ナビの範囲で十分である」への回答には2つの解釈ができるように思われる。

1つは合法木材ナビへの掲載等をきちんとやったうえで、「これで十分」という意見と、もう1つは合法木材ナビの利用も十分に行われていない状況の下で、とりあえず「これで十分」、「これ以上負担が増えるのは回避したい」という意見があるように思われる。このうち、いかに後者を前者にしていくのか、きめ細かな対応が必要ではないか。これと同時に、「情報公開の場として合法木材ナビでは不十分であり、団体の情報手段でも提供」とするものには、是非このような積極的対応を継続してもらいたい。

この質問への答えをカテゴリー別に見ると、「合法木材ナビの範囲で十分である」とした比率の高いのは「森林組合」91%（21件）、「素材生産」86%（6件）、「その他木材団体」70%（6件）、「都道府県木連」69%（27件）。これに対し「中央木材団体」では35%（6件）が「合法木材ナビでは不十分であり、団体の情報手段でも提供」と、積極的な姿勢を見せた。この差は事務局体制（人手の問題など）の違いによるものではないかと思われる。

（3）合法木材ナビ上に公開する情報

これについては「現在の方法の範囲で十分である」が83%（80件）、「必要な情報が欠けているので、掲載できるようにしてほしい」が3%（3件）、「わからない」が11%（11件）であった。

カテゴリー	合法木材ナビ上に公開する…	サンプル数	現在の情報範囲で十分	不十分かけている	わからない	合計
1 都道府県連		39	33	0	4	37
2 森林組合		23	21	1	1	23
3 素材生産		7	6	0	1	7
4 その他木材団体		10	7	0	3	10
5 中央木材団体		17	13	2	2	17
合計		96	80	3	11	94
1 都道府県連		100%	85%	0%	10%	95%
2 森林組合		100%	91%	4%	4%	100%
3 素材生産		100%	86%	0%	14%	100%
4 その他木材団体		100%	70%	0%	30%	100%
5 中央木材団体		100%	76%	12%	12%	100%
合計		100%	83%	3%	11%	98%

カテゴリーごとに見ると「現在の情報の範囲で十分である」では、「森林組合」91%（21件）、「素材生産」86%（6件）、「都道府県木連」85%（33件）、「中央木材団体」76%（13件）となる。しかし、「中央木材団体」では「必要な情報が欠けているので、掲載できるようにしてほしい」とする向きもある。

「必要な情報が欠けているので、掲載できるようにしてほしい」については、どのような情報であるのかについての調査が必要であろう。

（4）掲載の方法

これについては「現在団体が情報掲載、変更などができるようになっています。また、わからない場合は無料でサポートが受けられます」という注を付けて、質問している。

この結果、「当団体で掲載しており、方法は今のままでよい」とするものが84%（81件）と、大半を占め、「手続きを代行できるようにしてほしい（有料でも良い）」はわずか5%（5件）、「その他」は3%（3件）に止まった。

表Ⅱ－8 掲載の方法

掲載の方法	サンプル数	自分で掲載 いまのまま でよい	有料の手 続き代行	その他	合計
1 都道府県連	39	33	1	0	34
2 森林組合	23	20	1	1	22
3 素材生産	7	5	1	1	7
4 その他木材団体	10	7	1	0	8
5 中央木材団体	17	16	1	1	18
合計	96	81	5	3	89
1 都道府県連	100%	85%	3%	0%	87%
2 森林組合	100%	87%	4%	4%	96%
3 素材生産	100%	71%	14%	14%	100%
4 その他木材団体	100%	70%	10%	0%	80%
5 中央木材団体	100%	94%	6%	6%	106%
合計	100%	84%	5%	3%	93%

4. 情報公開の範囲、必要性と可能性

(1) 合法木材原料の調達量の公開

(1-1) 公開の必要性

調達量の合法木材ナビ上での公表の必要性については、「あればよい」が40% (38件)、「不必要」が22% (21件)、「信頼性を確保するために必要」が17% (16件)、「わからない」が14% (13件)であった。「信頼性を確保するために必要」という積極的賛成と「あればよい」という消極的賛成を加えると、賛成が57%と半数を上回る。

表Ⅱ－9 合法木材原料の調達量の公開の必要性と可能性

掲載の方法	合法木材原料の調達量 サンプル数	必要性				可能性				必要性 合計	可能性 合計
		必要	あれば よい	不必要	わからない	可能	一部で 可能	不可能	わからない		
1 都道府県連	39	7	16	11	4	4	20	7	5	38	36
2 森林組合	23	5	8	3	2	5	5	2	6	18	18
3 素材生産	7	1	3	1	1	0	4	1	1	6	6
4 その他木材団体	10	1	2	4	2	0	1	1	7	9	9
5 中央木材団体	17	2	9	2	4	3	8	1	4	17	16
合計	96	16	38	21	13	12	38	12	23	88	85
1 都道府県連	100%	18%	41%	28%	10%	10%	51%	18%	13%	97%	92%
2 森林組合	100%	22%	35%	13%	9%	22%	22%	9%	26%	78%	78%
3 素材生産	100%	14%	43%	14%	14%	0%	57%	14%	14%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	10%	20%	40%	20%	0%	10%	10%	70%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	12%	53%	12%	24%	18%	47%	6%	24%	100%	94%
合計	100%	17%	40%	22%	14%	13%	40%	13%	24%	92%	89%

これをカテゴリーごとに見ると、「中央木材団体」では積極的賛成と消極的賛成を加えた「賛成」が65% (11件)、「不必要」12% (2件)。「都道府県木連」では59% (23件)、28% (11件)。「森林組合」は57% (13件)、13% (3件)。「素材生産」は57% (4件)、14% (1件)。「その他木材団体」は30% (3件)、40% (4件)となる。

(1-2) 公開の可能性

次に公開の可能性についてみると、「一部の事業体で可能」が40% (38件)、「公開することは可能」が13% (12件)、「不可能」が13% (12件)、「わからない」が24% (23件)となっている。

「公開することは可能」と「一部の事業体で可能」を加えて「ある程度可能」と判断すると、53% (50件) がこれに該当し、ほぼ公開の必要性についての「賛成」と匹敵する。ただし「一部の事業体で可能」に自社が含まれるのかどうかは不明である。また、「わからない」が約1/4を占めていることは、それぞれが公開した場合の事務量の増加を考えてのことではないかと思われる。

これをカテゴリーごとに見ると、「公開することは可能」と「一部の事業体で可能」を加えた「ある程度可能」は「中央木材団体」で75% (11件)、「都道府県木連」61% (24件)で比率が高い。これに対し、「その他木材団体」では「わからない」が70% (7件)を占めている。

(2) 主たる調達先の公開

(2-1) 公開の必要性

次に主たる調達先の公開についてみると、その必要性に関しては、「不必要」が33% (32件)、「あればよい」が31% (30件)、「わからない」が16% (15件)「信頼性を確保するために必要」が11% (11件)であった。

表Ⅱ-10 合法木材原料の主たる調達先の公開の必要性と可能性

主たる調達先 カテゴリー	サンプル数	必要性				可能性				必要性	可能性
		必要	あればよい	不必要	わからない	可能	一部で可能	不可能	わからない	合計	合計
1 都道府県連	39	4	14	17	3	2	21	9	4	38	36
2 森林組合	23	2	8	4	4	4	6	2	6	18	18
3 素材生産	7	1	3	1	1	0	4	1	1	6	6
4 その他木材団体	10	2	1	4	2	0	2	1	6	9	9
5 中央木材団体	17	2	4	6	5	1	4	6	5	17	16
合計	96	11	30	32	15	7	37	19	22	88	85
1 都道府県連	100%	10%	36%	44%	8%	5%	54%	23%	10%	97%	92%
2 森林組合	100%	9%	35%	17%	17%	17%	26%	9%	26%	78%	78%
3 素材生産	100%	14%	43%	14%	14%	0%	57%	14%	14%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	20%	10%	40%	20%	0%	20%	10%	60%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	12%	24%	35%	29%	6%	24%	35%	29%	100%	94%
合計	100%	11%	31%	33%	16%	7%	39%	20%	23%	92%	89%

「信頼性を確保するために必要」と「あればよい」の合計を「賛成」とすると42% (41件)となり、過半数を下回る。

カテゴリーごとでは「不必要」としたのは「都道府県木連」44% (17件)、「その他木材団体」40% (4件)で多く、「あればよい」は「都道府県木連」36% (14件)、「森林組合」35% (8件)、「素材生産」33% (2件)で高かった。また、「信頼性を確保するために必要」

としたものは、「その他木材団体」の20%（2件）の他は、いずれも10%程度であった。

（2-2）公開の可能性

次に公開の可能性についてみると、「一部の事業者で可能」が39%（37件）、「わからない」が23%（22件）、「不可能」が20%（19件）、「公開することは可能」が7%（7件）であった。

「公開することは可能」と「一部の事業者で可能」の合計は46%（44件）で、「ある程度可能」と思われるものは過半数を下回る。

カテゴリーごとでは「一部の事業者で可能」は「都道府県木連」54%（21件）、「素材生産」57%（4件）で、また、「不可能」は「中央木材団体」35%（6件）、「都道府県木連」23%（9件）で高く、さらに「公開することは可能」は「森林組合」17%（4件）、「中央木材団体」7%（1件）、「都道府県木連」5%（2件）であった。「わからない」としたのは「その他木材団体」で60%（6件）を占めた。

これらを見ると、主たる調達先の公開については、概して消極的だと受け止めて良いと思われる。この理由としては、「調達量はともかくとして、商売上の機密である取引先まで公開しなくてもいいではないか」ということではないだろうか。「一部の事業者で可能」とするものも、自社についてよりも、「公開できるところもあるのではないか」といった考えによるものではないかと思われる。

（3）合法証明木材製品の供給量の公開

（3-1）公開の必要性

合法証明木材製品の供給量の公開については、その必要性に関し、「あればよい」が40%（38件）、「不必要」21%（20件）、「信頼性を確保するためには必要」が19%（18件）、「わからない」が11%（11件）となった。

表Ⅱ-11 合法性証明木材製品の供給量の公開の必要性と可能性

カテゴリー	合法性証明木材製品の供給量 サンプル数	必要性				可能性				必要性	可能性
		必要	あればよい	不必要	わからない	可能	一部で可能	不可能	わからない	合計	合計
1 都道府県連	39	9	16	9	4	5	22	7	2	38	36
2 森林組合	23	6	5	4	2	8	4	2	3	17	17
3 素材生産	7	0	4	1	1	0	4	1	1	6	6
4 その他木材団体	10	1	2	4	2	0	1	2	6	9	9
5 中央木材団体	17	2	11	2	2	3	6	2	5	17	16
合計	96	18	38	20	11	16	37	14	17	87	84
1 都道府県連	100%	23%	41%	23%	10%	13%	56%	18%	5%	97%	92%
2 森林組合	100%	26%	22%	17%	9%	35%	17%	9%	13%	74%	74%
3 素材生産	100%	0%	57%	14%	14%	0%	57%	14%	14%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	10%	20%	40%	20%	0%	10%	20%	60%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	12%	65%	12%	12%	18%	35%	12%	29%	100%	94%
合計	100%	19%	40%	21%	11%	17%	39%	15%	18%	91%	88%

「信頼性を確保するためには必要」を積極的賛成、「あればよい」を消極的賛成とすると、「賛成」は59%（56件）となり、調達量の公開に関する「賛成」の57%とほぼ匹敵する。

カテゴリーごとに見ると、「あればよい」は「中央木材団体」65%（11件）、「素材生産」57%（4件）で、「信頼性を確保するためには必要」は「森林組合」26%（6件）、「都道府県木連」23%（9件）で多く、両者の合計でみると「中央木材団体」77%（13件）、「都道府県木連」64%（25件）、「素材生産」57%（4件）「森林組合」48%（11件）であった。また、「不必要」とするものは「その他木材団体」で40%（4件）と高かった。

（3-2）公開の可能性

次に公開の必要性については、「一部の事業体で可能」が39%（37件）、「公開することは可能」17%（16件）、「不可能」15%（14件）、「わからない」18%（17件）となった。

「公開することは可能」と「一部の事業体で可能」を加えて「ある程度可能」とすると、両方で56%（53件）となり、これも調達量の公開の可能性に関する「ある程度可能」の53%（50件）にほぼ匹敵する。

カテゴリーごとには、「一部の事業体で可能」は「都道府県木連」56%（22件）、「素材生産」57%（4件）で、「公開することは可能」は「森林組合」の35%（8件）が高かった。これらから「ある程度可能」を見ると「都道府県木連」69%（27件）、「中央木材団体」53%（6件）、森林組合52%（12件）、「素材生産」50%（3件）などとなる。

（4）主たる供給先の公開

（4-1）公開の必要性

主たる供給先の公開については、必要性に関し、「あればよい」34%（33件）、「不必要」30%（29件）、「わからない」17%（16件）、「信頼性を確保するために必要」10%（10件）となった。

表Ⅱ-12 合法性証明木材製品の主たる供給先の公開の必要性と可能性

主たる供給 カテゴリー	サンプル 数	必要性				可能性				必要性 合計	可能性 合計
		必要	あれば よい	不必要	わから ない	可能	一部で 可能	不可能	わから ない		
1 都道府県連	39	5	15	14	4	3	19	10	4	38	36
2 森林組合	23	1	9	4	4	5	5	2	6	18	18
3 素材生産	7	0	3	1	2	0	3	1	2	6	6
4 その他木材団体	10	2	1	4	2	0	2	2	5	9	9
5 中央木材団体	17	2	5	6	4	1	3	6	6	17	16
合計	96	10	33	29	16	9	32	21	23	88	85
1 都道府県連	100%	13%	38%	36%	10%	8%	49%	26%	10%	97%	92%
2 森林組合	100%	4%	39%	17%	17%	22%	22%	9%	26%	78%	78%
3 素材生産	100%	0%	43%	14%	29%	0%	43%	14%	29%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	20%	10%	40%	20%	0%	20%	20%	50%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	12%	29%	35%	24%	6%	18%	35%	35%	100%	94%
合計	100%	10%	34%	30%	17%	9%	33%	22%	24%	92%	89%

「信頼性を確保するために必要」と「あればよい」で消極的、積極的を加えた「賛成」としてみると44%（43件）と過半数を下回り、調達量の公開の必要性を問うた結果とほぼ同じような傾向を示す。

これをカテゴリーごとに見ると、「あればよい」とするのは「素材生産」43%（3件）、「森林組合」39%（9件）、「都道府県木連」38%（15件）。「信頼性を確保するために必要」は「その他木材団体」20%（2件）で高く、両者を加えた「賛成」と思われるものは、「都道府県木連」51%（20件）、「素材生産」43%（3件）、「森林組合」43%（10件）などであり、「不必要」は「その他木材団体」40%（4件）、都道府県木連36%（14件）、「中央木材団体」35%（6件）となった。

（4-2）公開の可能性

公開の可能性については、「一部事業体で可能」が33%（32件）、「不可能」が22%（21件）、「公開することは可能」が9%（9件）、「わからない」が24%（23件）となった。「公開することは可能」と「一部事業体で可能」を「ある程度可能」と理解すると、42%（41件）となり、過半数を下回るとともに、供給先公開の必要性と同様、調達先公開の可能性にかんする結果と同じような傾向を示す。

これをカテゴリーごとに見ると、「一部事業体で可能」は「都道府県木連」の49%（19件）、「素材生産」の43%（3件）の他は20%程度で、「公開することは可能」は「森林組合」22%（5件）、「都道府県木連」「中央木材団体」の6~8%以外は該当するものはなかった。これらから「ある程度可能」と理解できるものは「都道府県木連」57%（22件）、「森林組合」44%（10件）、「素材生産」43%（3件）の他は30%以下であった。

このようなことから、主たる供給先の公開については、調達先の公開と同様に、概して消極的だと受け止めて良い。この理由も調達先の場合と同じように「商売上の機密」の考えが根底にあるのではないだろうか。

（5）文書管理・分別管理などの方針の公開

（5-1）公開の必要性

文書管理・分別管理などの方針を合法木材ナビに掲載することの必要性については、「あればよい」が32%（31件）、「信頼性を確保するために必要」が27%（26件）、「不必要」24%（23件）、「わからない」9%（9件）となった。「信頼性を確保するために必要」と「あればよい」を「賛成」と見なすと、「賛成」は59%（57件）とほぼ60%になる。「不必要」、「わからない」も含めて、この傾向は合法性証明木材製品の供給量の公開必要性と同じである。

表Ⅱ-13 文書管理、分別管理などの方針の公開の必要性と可能性

文書管理、分別管理などの方針 カテゴリ	サンプル数	必要性				可能性				必要性 合計	可能性 合計
		必要	あればよい	不必要	わからない	可能	一部で可能	不可能	わからない		
1 都道府県連	39	4	15	17	2	15	10	8	3	38	36
2 森林組合	23	11	5	1	2	12	2	1	4	19	19
3 素材生産	7	1	3	1	1	1	3	1	1	6	6
4 その他木材団体	10	2	4	1	2	2	3	2	2	9	9
5 中央木材団体	17	8	4	3	2	5	6	2	3	17	16
合計	96	26	31	23	9	35	24	14	13	89	86
1 都道府県連	100%	10%	38%	44%	5%	38%	26%	21%	8%	97%	92%
2 森林組合	100%	48%	22%	4%	9%	52%	9%	4%	17%	83%	83%
3 素材生産	100%	14%	43%	14%	14%	14%	43%	14%	14%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	20%	40%	10%	20%	20%	30%	20%	20%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	47%	24%	18%	12%	29%	35%	12%	18%	100%	94%
合計	100%	27%	32%	24%	9%	36%	25%	15%	14%	93%	90%

なお、カテゴリごとには「あればよい」は「その他木材団体」40%（4件）、「都道府県木連」38%（15件）、「素材生産」43%（3件）で、「信頼性を確保するために必要」は「森林組合」48%（11件）「中央木材団体」47%（8件）で高かった。このため「賛成」と見なされるものは「中央木材団体」71%（12件）、「森林組合」70%（16件）、「その他木材団体」60%（6件）となった。これに対し、「不必要」とするのは「都道府県木連」で44%（17件）を占めた。

（5-2）公開の可能性

次に掲載の可能性について見ると、「公開することは可能」が36%（35件）、「一部の事業体で可能」が25%（24件）、「不可能」が15%（14件）、「わからない」が14%（13件）となった。「公開することは可能」と「一部の事業体で可能」を「ある程度可能」としてみると61%（59件）となり、これも供給量の公開可能性と同じような傾向にある。

カテゴリごとには、「公開することは可能」は「森林組合」で52%（12件）、「都道府県木連」で38%（15件）と高く、「一部の事業体で可能」は「素材生産」43%（3件）、「中央木材団体」35%（6件）、「その他木材団体」30%（3件）となる。このため「ある程度可能」とみられるものは「中央木材団体」64%（11件）、「都道府県木連」64%（25件）、「森林組合」61%（14件）の順となる。

また「不可能」としたものは「都道府県木連」21%（8件）、「その他木材団体」20%（2件）、「素材生産」14%（1件）などである。

（6）分別管理責任者の公開

（6-1）公開の必要性

分別管理責任者の公表の必要性に関しては、「信頼性を確保するために必要」と「あればよい」がそれぞれ31%（30件）となり、合わせて62%（60件）で過半数を超えた。また、「不必要」は22%（21件）、「わからない」は8%（8件）であった。この傾向は供給量、

文書管理・分別管理などの方針の公開の必要性に関するものと同様である。

カテゴリー	分別管理責任者 サンプル数	必要性				可能性				必要性	可能性
		必要	あればよい	不必要	わからない	可能	一部で可能	不可能	わからない	合計	合計
1 都道府県連	39	9	17	11	1	20	10	5	1	38	36
2 森林組合	23	11	4	3	1	13	1	1	4	19	19
3 素材生産	7	1	3	1	1	2	3	1	0	6	6
4 その他木材団体	10	2	5	1	1	3	4	1	1	9	9
5 中央木材団体	17	7	1	5	4	5	4	3	4	17	16
合計	96	30	30	21	8	43	22	11	10	89	86
1 都道府県連	100%	23%	44%	28%	3%	51%	26%	13%	3%	97%	92%
2 森林組合	100%	48%	17%	13%	4%	57%	4%	4%	17%	83%	83%
3 素材生産	100%	14%	43%	14%	14%	29%	43%	14%	0%	86%	86%
4 その他木材団体	100%	20%	50%	10%	10%	30%	40%	10%	10%	90%	90%
5 中央木材団体	100%	41%	6%	29%	24%	29%	24%	18%	24%	100%	94%
合計	100%	31%	31%	22%	8%	45%	23%	11%	10%	93%	90%

分別管理責任者の公表は、責任の所在を明確にすることであり、信頼性・透明性の確保の上からも、当然、必要なことであると思われる。

カテゴリー別には「信頼性を確保するために必要」は「森林組合」48%（11件）、「中央木材団体」41%（7件）で、「あればよい」は「その他木材団体」50%（5件）、「都道府県木連」44%（17件）、「素材生産」43%（3件）でそれぞれ比率が高かった。これに対し「不必要」としたのは「中央木材団体」29%（5件）、「都道府県木連」28%（11件）が多い。

（6-2）公開の可能性

分別管理責任者の公表の可能性に関しては、「公開することは可能」が45%（43件）、「一部の事業体で可能」が23%（22件）、「不可能」が11%（11件）、「わからない」が10%（10件）となった。「公開することは可能」と「一部の事業体で可能」で68%（65件）を占める。分別管理責任者の公表は、事業体内部における責任の所在を明確にすることであり、信頼性・透明性の確保の点からも当然であろう。

しかし、後述する「その他の意見」において、ある団体から「個人情報保護法等のこともあり、必要ないのではないか」との意見も出されているが、個人情報は本来、個人の私的部分に関する情報であるのに対し、この場合の分別管理責任者の名前の公表は、公的な、組織内における役割を明示するものなので、個人情報の保護には該当しないのではないかと思われる。

5. その他の意見

（1）都道府県連

- ・ 合法木材の需要を増やすことが何よりも必要である。現状では、認定事業者の数を増

やすのは難しい。

- 合法木材原料の調達量、合法性証明木材製品の供給量は公開できればよいと思うが、現段階では、回答を得たデータの信頼性に問題があり公開できる状況ではない。
- 製紙業界も上部では合法と言っているが、末端のチップ業者では温度差があり、素材生産者の多くが未認定である。合板業界も、商社経由は厳しいが、それ以外はユルイ。市町村にも法制度が必要。温度差がありすぎる。
- 流通の原点である素材生産者に対し、機会をとらえて説得している。「森林認証制度」が徐々に浸透する中、「合法木材供給事業者認定制度」の信頼性を高めることが急務であり、事業者研修会、モニタリング等の実施を通じて、認団体間の「意識格差」の是正に尽力願いたい。
- 合法木材制度が施行されて 3 年、制度そのものが形骸化しつつある。国、都道府県、市町村が証明書を請求しなければ、JAS と同じ道を進むこととなる。今回、「公共建築物等における木材利用促進に関する法律」が、絶好のチャンスである。これを逃せば、合法木材の制度そのものが、有形無実化する。
- 各認定団体担当者の負担を軽減するため、書類関係は簡素化し、負担は出来るだけ少なくして欲しい。
- 分別管理責任者は、個人情報法等のこともあり、必要ないのではないか。

(2) 森林組合

- 合法材に関する、自主行動規範を理解した森林組合事業体を認定している。現状の認定事業者一覧表の掲載で良いと考える。情報は、必要に応じ、直接対応する事が望ましい。
- 合法木材の信頼性を確保するため、将来的に情報公開の検討が必要と考えるが、現時点では認定事業体ごとの差が大きい。
- 合法木材証明制度、間伐材証明制度並びに各地域における県産木材証明制度と、制度が多岐にわたり複雑なため、事務処理が大変である。制度を一元化できないか。
- 素材での証明にばらつきが出ると、製品における製造・流通に大きな支障をきたす恐れがある。素材の証明を 100%にしないと信頼性がゆらぐ。
- グリーン購入法上で、証明材使用におけるメリットをつけること。
- 事務の簡素化が必要。

(3) 素材生産

- 現時点において、合法木材の供給者と需要者間において意思の疎通が充分とはいえない。
- 合法木材証明が不十分。認定団体として認定事業体に対する一層の啓発に、取り組む必要がある。
- 次の認定事業体の更新については、平成 22 年度に実施する研修に参加させる。
- 合法木材ナビ更新方法が、実務担当者が変わり、引き継ぎがないためにわからない。

(4) その他木材団体

- 林野庁がらみの追跡調査を行うよりも、合法材が必要となる施策を考えることが第一である。また、シンポジウムのあり方も再検討すべきだ。

- ・ 国産材は全国統一の地域材認証制度に一元化すべきで、輸入材は FSC(FM、CoC)等の国際認証に一元化すべきだ。

(5) 中央木材団体

- ・ 認定事業者が全国に多数散在しており、現実問題として、年 1 回の実績報告も 50% 程度の回収率となっている。このような状況のため、情報を求めても応ずる事業者は限定される。
- ・ 証明を求められるのは商社、一部の建設会社、ハウスメーカーに納入する建材等に限られている。扱っている商品の性格もあると思う。
- ・ 認定の有効期間は 3 カ年。申請受付と認定は随時行われているので、個々の認定事業者に有効期間終了を通知するのが煩雑。このため、更新・延長に当たって、有効期限直近の年度末を有効期限とし、将来は、年度末が有効期限になるようにしている。
- ・ 合法木材ナビを媒体として情報の提供と共有を行う、現状の取り組みと方針のままですよいと思う。
- ・ 認定団体、認定事業者を対象とした研修を実施し、団体認定制度も含めた合法性証明方法について認識を高めるべく活動を行っているが、(1)認定事業者になれば木材はすべて合法材として販売できる、(2)受領した証明書は随時使い回すことが出来る、というような誤った考え方、行為を無くすべく、一層具体的な方策を再検討していただきたい。
- ・ 販売先が認定事業者でない等、合法木材の証明の連鎖が見込めない場合、これら販売先への証明書の発行を躊躇する気持ち・方針は理解できる。これが合法木材の普及の支障となるのであれば、打開策の検討が必要。但し、認定事業者自身の理解度が不十分とすれば、これら未認定事業者の理解度は推して知るべしで、合法性証明の必要性、方法を説くための抜本的方策を検討すべき。
- ・ 現在の合法木材の普及状況等からすれば、理想に走って、各事業体に協力を求めることには躊躇を覚える。
- ・ 合法材証明書の発行の定着度が低い実態にある。この要因としては、合法認定材の要請が、今一であることが大きい。このため、地方公共団体等が発注する際は、認証材証明書の発行を義務付ける等、強制発動が必要である。また、地域によって温度差が生じている感がある。その辺の分析が必要ではないか。
- ・ プレカット加工業は、木材加工業の最下流に位置しており、プレカット加工の対象は構造部材ばかりでなく、最近では、羽柄材、構造用合板のプレカットも行い一棟分の部材として、工務店、ビルダーに出荷している。このため、取り扱う樹材種は、国産材、外材を問わず多種多様であり、工務店、ビルダーに対して、合法材でのプレカット部材の供給を適切に行うことは、川上からの合法証明のあるプレカット用資材の調達如何に係っている。しかし、現状では未だ困難な実態にある。また、川下側の工務店からも合法木材での供給の要請は僅少のようだ。これまで以上に、川上、川下とも合法木材利用の普及啓発が重要と思われる。

Ⅲ. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果

1. 趣旨及び概要

(1) 趣旨

全国木材組合連合会が合法木材供給事業者認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するため、合法木材供給事業者認定団体モニタリング調査の対象団体のうちから、別途、ヒアリング調査対象団体を選定し、モニタリング調査結果をさらに深めることとし、学識経験者によるヒアリング調査を実施した。

(2) 供給事業者認定団体ヒアリングの対象

供給事業者認定団体の約1割をめどに実施することとし、モニタリングはアンケートに回答した団体のうちから15団体を対象とした。

(3) アンケートの内容

合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票(参考資料別紙3参照)に基づき、以下の項目について調査を行った。

団体	事業者認定			管理体制				普及活動			事業者モニタリングの実施				
	認定手続き	審査委員会	未認定者への普及	実施状況把握	普及研修	クレーム情報	情報公開	国等への普及	消費者への普及	DIYへの普及	建築業界への普及	手続き	供給状況	認定要件、申請内容	包括評価
A	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○	◎	×	○	○	○	○	○
B	○	◎	○	○	◎	—	◎	○	○	×	△	○	○	○	○
C	○	◎	△	○	○	—	◎	×	×	×	×	○	—	—	—
D	○	◎	○	◎	◎	—	◎	◎	◎	×	○	○	○	○	○
E	○	◎	○	○	◎	—	◎	○	◎	×	○	○	○	○	○
F	○	○	△	○	×	—	○	○	×	×	×	○	—	—	△
G	○	△	△	○	×	—	○	○	◎	◎	△	△	—	—	△
H	○	△	×	○	×	—	○	◎	◎	×	○	△	△	○	△
I	○	△	×	○	◎	—	○	○	◎	×	○	○	△	○	○
J	○	△	△	○	◎	—	○	×	○	×	×	○	△	○	○
K	○	○	×	○	○	—	○	×	×	×	×	△	○	○	—
L	◎	○	×	○	○	—	◎	×	×	×	×	○	○	○	○
M	○	◎	×	◎	◎	—	◎	×	×	×	×	○	○	○	○
N	○	○	×	○	○	—	◎	×	×	×	○	○	—	—	—
O	○	○	○	○	○	—	○	△	○	×	×	○	○	—	—

2. 事業者の認定

(1) 認定手続き

すべての団体が「認定実施要領」ひな形に準じて「実施要領」を策定し、ほぼ「実施要領」どおり実施している。また、「実施要領」は合法木材ナビ上に公開されるほか、団体独自のHPに掲載されているものもある。但し、「事業者認定更新申請書」の追加など「実施要領」の改正が行われた場合、最新版が合法木材ナビに掲載されていない例もあり、今後

改善が求められる。

反面、団体 A のように認定事業者の取り消しに関して、「関係法令違反で処罰されたとき」との条文を追加した例。団体 L のように、申請書提出後に講習を行って審査委員会にかける例など、積極的な動きもある。

(2) 審査委員会

審査委員会は 4～5 名程度で構成されているものが多いが、中には 11 名の例もある。学識経験者を含むところとそうでないところがあるが、含まないところでは、その理由を「謝金を要とするため」、「実利に結びつかないから」としているところがある。しかし、できれば学識経験者など第三者が含まれることが望ましい。

審査委員会の開催は、当初は定期的に行っていたものの、その後は「適宜」としているところが多い。また、審査方法も「申請書を送付して持ち回り審査」としているのが 1/3 ほどあった。「持ち回り審査」を行う理由は「時間的に簡便であること」、「経費がかからないこと」があげられている。また、当初の新規審査を対面で行ったところ、また、年 5 回の定期開催のうち 1 回は対面というところもある。

「持ち回り審査」では委員同士の意見交換がないため、できる限り、緊急の場合のみとしたほうがよいのではないかと思われるし、「持ち回り審査」を再検討しているところもある。

この他、審査委員会が、必要に応じて現地審査を行うほか、定期的に事業者の取り扱いや管理の実態の検査を行っている例もある。

なお、表Ⅲにおいて、審査委員会を設置し定期的もしくは適宜に委員会を開催しているものを○、このうち委員会に学識経験者を含むものを◎とし、委員会が「持ち回り審査」のものを△とした。

(3) 未認定者に対する普及

多くの場合、未認定者に対し積極的な普及は行っていない。消極的な普及としてはポスターの配布や、人が集まるときに話をするなどがある。

やや積極的と思われるものとして、認定事業者に対する研修会開催の際に、未認定事業者へも声をかけ、その時に普及・PR を行っているケースも 1/3 程度あるし、また、今後このようなことを行っていこうと考えているところもある。

また、研修会に建築関係企業、設計事務所、国・県・市にも参加を呼びかけ、未認定者のみならず、需要者側に合法木材利用の PR・要請なども積極的におこなっている団体もある。

なお、表Ⅲにおいては、ポスター配布等消極的な普及を△、やや積極的なものを○、実施していないものを×とした。

3. 認定事業者に対する管理体制

(1) 事業者の実施状況の把握

取扱実績報告は多くの団体が少なくとも年 1 回は集計し、全木連に報告しているが、独自に公表しているものは極めて少ない。但し、「取扱実績を作成しているかも含めて把握で

きていない」というところも1件あった。

団体Aは全木連によるモニタリングのほかに、地域の事業者100に対してモニタリングを行い、団体Dでは、審査委員会が地域を3つに別け、毎年、各ブロックの数事業者を対象に、分別管理、書類管理、仕入先への対応、販売先への対応、行政等調達者への要望、認定制度運営団体への意見などに関する現地調査を行っている。

団体Mでは、林野庁作成のガイドラインに加えて、団体独自で「木材・木製品の合法性証明のためのガイドライン・補足」を制定し、輸入外材に関する判断基準を策定している。この補足を制定するに当たっては、各材種の輸入システム、輸出入関連書類に関する調査を行い、補足の妥当性の裏づけを行っている。また、これらに基づいて各事業者から取扱実績報告を受け、合法木材ナビのほか、年2回、業界紙でも公表している。

(2) 事業者への普及・研修

多くは少なくとも年1回、研修会を開催している。これは全木連からの補助によるものだが、団体Bでは、その時出席できなかった者に対し経費負担で2回目を行っている。また、団体D、団体Eなどのように、研修会に合わせて未認定事業者や関係事業者・機関へも呼びかけ、普及活動を行っているところもある。

また、団体Mは事業者を一堂に集めるのではなく、事務局から審査委員が各認定事業者を訪問し、現場検査を兼ねた研修を行っている。

さらに団体Aでは研修内容に工夫を凝らし、森林計画制度なども含むようにしている。この他、研修だけではなく、日ごろの情報提供活動の中で、合法木材問題を扱っているところもある。

但し、「他事業の事務担当者会議などがあるときに簡単な説明をする。今年度は行っていない」という団体もある。

(3) 外部からのクレーム

ほとんどが今まで外部からのクレームはなかったとしているが、一団体から「伐採届が出されていないものを流通させた」、「一定量仕入した合法木材を、小分けにして流通させた時、数量が合わなくなった」、「役場から書類の形式について質問」などといったクレーム、質問があったが、いずれの場合も状況調査の上、相手先に説明を行い適切に対処したという報告があった。

また、クレーム対応ではなく、質問への対応であるが、団体Dでは事業者等からの質問、照会に関しては、「照会事項ファイル」の様式を定め、照会内容区分、照会者、照会内容、処理（対応）を記入し、ペーパーでファイリングしている。

(4) 認定事業者情報の公開

調査対象となったすべての団体は、合法木材ナビ上で認定事業者に関する情報を公開している。

この他、合法木材ナビ以外に団体独自のHPにおいて情報公開しているところも1/3程度あった。合法木材ナビ、HPを利用する以外の情報公開として、団体の機関紙・誌を利用しているところも多い。

なお、表Ⅲにおいては、合法木材ナビだけの利用を○、このほかの手段も含めて情報公開を行っているものを◎とした。

4. 一般消費者・需要者への普及活動

(1) 国・自治体への普及活動

国・県の機関や市町村に対しては、普及活動を行っていないところも多く、行っているところもポスターやパンフレットの配布にとどまっているところが多い。

ただ、それ以上の活動を行っているところもある。団体 D では、県に対して県産材認定の要件の中に合法性を取り込むように要請し、成功しているし、県の「建築工事特記仕様書」においても「県内産木材の使用」、「合法的に生産された木材の使用」を規定することを要請・成功している。このため、県産材使用住宅への助成制度もあって、今後、県産材としての合法木材の利用は伸びると考えられている。さらに県下の市に対しても県産材使用住宅への助成制度の制定について働きかけている。

団体 H では県下 11 市町村の建築課、市街地整備課等の関係担当者に対し合法木材の説明会を開催している。

反面、普及活動を行っていない団体の多くが、「全木連による PR に期待している」としていた。この「全木連による PR に期待している」との意見は、国・自治体だけでなく、消費者、DIY、建築業界に対する普及に関しても、活動を行っていない団体に多くみられた。

(2) 一般消費者への普及活動

1/3 程度は「何もしていない」としたが、残り 2/3 程度は環境、木材、住宅などに関連したイベントに出展するなどしており、この際にポスター展示、パンフレット配布などを行っている。

この他、さらに積極的な活動としては、団体 E では合法木材を使って住宅を建てた施主に対する県主催の「森の祭典」への招待、団体 H では県産合法材住宅見学会の開催と木工教室に合わせての合法木材の啓蒙・普及、団体 I では「県民木材ふれあいまつり」で合法木材コーナーを設けてビデオ等で普及・啓蒙を行うほか、県木連の「地産地消の家づくり推進事業」で年間 200 棟分の県産・合法木材を現物助成し、年 5 回その抽選会を開いている。

(3) DIY への普及活動

ほとんどの団体が DIY への普及は行っていない。但し、団体 G は地元の DIY 店と連携して合法木材コーナーを設置して PR を行うとしており、また、会員事業者の中に DIY への納材業者がいるので、そこを通じて合法木材の PR をしたいと考えている。

ただ、「DIY が認定を受けているわけではないし、DIY に合法材を消費者へ届ける仕組みがあるか明確でない。ロットに合法材と明記できても、1 本ごとにはできない。対象事業体を DIY にも拡大する、合法木材供給の仕組みの再考が必要ではないか」といった意見も出されており、検討が必要になろう。

(4) 建築関係者への普及活動

「特別な活動はしていない」とする団体が約半数。但しこの中にはポスターは送付しているところもある。

残りは研修会への建築関係者の招待のほか、建築業協会、建築工事業組合、建築士会、建築指導センターなどに対する説明、住宅関連業界の集会などでの合法木材の PR を行っている。

但し、団体 B のように、以前、住宅建築協会に説明に行ったが、合法木材に対する関心がないため、短期間では理解してもらえなかったという意見も出ている。

5. 事業体モニタリングの実施について

多くは、事業体モニタリングの実施は全体的に妥当なものであったとしているが、事業体の抽出について、全体の状況を反映できるようにする必要があるのではないかとの意見があった。

この他、一部では、県内の木材関係事業体が県産材はすべて合法木材であると思込込みしており、合法木材と非合法木材の分別の重要性を十分理解してもらう必要があるとしたもの、また、県産材はすべて合法木材であるとして、モニタリング調査は必要ないのではないかとの意見を持つ団体もあった。

6. 調査者の全般的な意見

調査者の全般的な意見のうち、主なものを要約してあげると次のとおりである。

- 丸太は入荷時に合法木材であっても、製材品の出荷時に合法木材としない場合が多い。合法木材の需要が少ないことと、非合法材との間に価格差がないことが影響していよう。
- 中小事業体や高齢者が多いことを考えれば、HP などによる情報発信に加え、紙媒体での情報発信も必要ではないか。
- 情報の周知のために HP の利用が強調されるが、ある団体では、HP は相手が積極的にアクセスしなければいけないのに対して、日刊業界紙は毎日、ニュースが相手の手元に自動的に届けられる。このため、この団体では積極的に日刊業界紙を利用していたが、合法木材に関する PR 活動を考えるとき、重要なポイントであると思う。
- 合法木材の流通拡大が低調であれば、事業体数の維持も難しい。
- 事業体の数の確保も当然必要だが、ある程度の件数になったこともあり、透明性・信頼性を確保するために事業体の質の向上が必要だろうと思われる。
- 県産材認証の中に、合法材認証が導入される県も増加しており、これまでの期間を合法材供給体制の確立期と見れば、今後は発展期にするような努力が必要だろう。このためには川上から川下まで一貫した体制作りということになるだろう。
- 合法木材の需要拡大のためには、木材業界への啓蒙・普及は当然のこと、消費者への PR も必要になる。消費者に対しては単にポスター、チラシによるものだけでなく、木材そのものを使っての PR が有効だろうし、県産・合法木材を使った家づくりの奨励策も各地で考えたらどうか。

- 一般消費者、需要者、建築関係者への普及では、さまざまなイベント等を活用して理解を広げているが、対象ごとに何をポイントとしてアピールするかの観点がないため、一般論で終わっているきらいがある。
- 国、県自治体などで行う事業では、必ず合法木材を使うことを牽引役として、いかに民間（ハウスメーカー、大工、工務店など）に広めていくかがポイントだろう。DIY などでも製品（部材の一つ一つ）に合法木材マークが添付されるくらいの普及が図られないと、消費者の意識に上らないのではないか。
- 最近「長期優良住宅先導的モデル事業」に関連し、県内の製材業者から合法木材証明に関して問い合わせがあり、住宅建築使用で地域の認証材を使用するメリットを説明し、理解が得られたという。このように県単位で合法木材の必要性が高まれば、認証未取得者への普及も進むものと考えられる。
- 認定事業体数が少なく、専務一人で業務を行い最低限はこなしているが、これ以上の展開は難しい。団体規模が小さく、事業体数も少ないとき、きちんとしたシステムの構築はコスト・労力面から厳しい。多団体が連携しての、事務・モニタリング部門の統合・共有は考えられないか。

IV. 合法木材追跡調査

1. 趣旨及び目的

本調査は、主として官公庁の公共工事で調達された合法性が証明された木材を出発点として施工業者→納材業者→加工業者→原木流通業者→素材生産業者の流れで合法性の証明書と証明の連鎖をさかのぼり、実際に行われている取引実態に応じて、合法性証明の信頼性及び証明過程での問題点などを明らかにしようとするものである。調査方法。結果の記載様式などは全木連が作成し、実際の調査についての起点となる事業の選定、各事業主体へのヒアリングなどは都道府県段階の木材団体（都道府県木連など）の協力により実施された。

2. 追跡調査の一覧

追跡調査のとりまとめ結果は表Ⅳ－１の通りである。

都道府県段階の２０の木材団体による２４工事事例をの調査をとりまとめている。

調査の出発点となった２４件事例のうち、国の建築工事１９件、都道府県の建築事例４件、一般住宅１件である。

また、一カ所の工事事例から構造用製材、造作材、合板、集成材など複数の材種について追跡を行っている。そのうち合法性が証明されていないものなどを除き、６４材種の追跡結果をまとめている。

表は、左の欄に出発点となる工事名、直接施工者に木材を供給する納材業者、中間流通業者、加工業者、原木流通業者、素材生産業者、備考としたが、材種によっては様々なバラエティがありその通りの記載ができないものがある。

なお、表中で確認欄の○は合法木材の証明書が確認できたもの（ガイドラインによる合法性証明の形式的な要件を整えているもの）、×は合法性証明が確認できなかったもの、△はその他（調査ができなかったもの、県産材その他の証明で合法性が不明なもの、中間流通業者で証明書が不要な場合などが含まれる）である。なお納材業者の欄の確認欄の◎は、形式的な要件を整えている上に、今回の調査で、合法性の連鎖を追跡でき、最後に素材の調達段階での合法性証明の出発点となる証明書に行き着いたものである。

3. 追跡調査事例についての考察

（事例１）

この事例は、国の建築工事である。

針葉樹製材については認定事業者である納材業者Ａ（木材業者）が合法証明書（納品書、別添Ⅳ－１）を付して納材。Ａは認定事業者であるＢ製材工場から合法木材である証明書（納材明細書 別添Ⅳ－２）を付して購入しており、Ｂは原木を認定事業者であるＣ原木

表IV-1 平成21年度合法追跡調査とりまとめ一覧表

番号	工事内容	使用木材	確認欄	納材業者	確認欄	中間流通業者	確認欄	加工業者等	確認欄	原木流通など	確認欄	素材生産など	備考(出発点の証明書など)
1	国の建築工事(合法木材指定)	針葉樹製材 広葉樹集成材	◎ △	木材流通業者 建材流通業者	△ ◎	2社の流通業者	×	製材業者 加工業者	◎ △	原木市場		国有林	国有林野の産物委託販売契約書交付・通知書 原木は「長期保存のため証明無し」証明書の交付過程不透明
2	国の建築工事(合法木材指定)	針葉樹集成材 構造用針葉樹製材 輸入材同 構造用針葉樹製材 輸入材同	◎ △ △ △ △	同上 製材業者 同上 建材流通業者 建材流通業者	◎ △ △ △ △	木材輸入業者 建材流通業者	×	海外輸出業者 同左	◎ △	単板工場など 原木流通業者		森林組合 2社の原木流通業者	伐採造林の計画適合通知書 国有林材売買契約書、原木の流通過程証明無し 輸出業者の一般的な合法性宣言文書がある
3	国の建築工事(合法木材指定)	針葉樹製材 防腐土台角(輸入材) フローリング	◎ △ △	同上 製材業者 建材流通業者	◎ △ △	木材輸入業者 建材流通業者	×	同左 合板会社 加工業者 製材所 加工業者 加工業者 加工業者 集成材加工業者 製材業者	◎ △ △ △ △ △ △ △ △	単板工場など 輸入業者		森林組合	伐採造林計画適合通知書、納材時の証明書が方法証明ではない 納材時に合法証明をしていない(北海道産材証明あり) 伐採造林の計画適合通知書、一部輸入材証明書あり 加工業者から施工業者への直接証明 納材業者加工業者が共同証明、製材原木は不明 森林認証材のCoC証明書に行き着くが合法証明不十分
4	地方自治体の建築工事	フローリング カラマツ集成材など ドロマツ製材 針葉樹集成材 フローリング	◎ ◎ ◎	合板製造業 フローリング 加工業者 木材流通業者	◎ ◎ ◎			同左 製材業者 製材業者 製材業者	◎ △ ◎ ◎	単板工場など 原木市場など 原木流通業者 原木流通業者 原木市場		森林組合 同左 森林組合	造林委託事業契約書(間伐実施) 国有林立木販売売買契約書 伐採造林の計画適合通知書、一部輸入材証明書あり 国有林立木販売売買契約書 北海道有林売買契約書
5	国の建築工事(合法木材指定)	集成材 合板	△ △	建材流通業者	△ △								国有林材売買契約書
6	国の建築工事(合法木材指定)	スギ製材 アカマツ製材 ペイマツ ペイマツ防腐処理剤 針葉樹合板 フローリング	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	木材加工業者 同上 同上 木材流通業者 木材加工業者	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎			同左 製材業者 製材業者 加工業者	◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎	素材生産者 素材生産者			
7	国の建築工事(合法木材指定)	プレカット材	◎	木材流通業者	◎	プレカット業者	×	製材業者	△	原木流通業者			
8	国の建築工事(合法木材指定)	スギ製材 カラマツ集成材 構造用スギヒノキ製材 カラマツ製材 スギ造作材	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	製材業者 同上 製材所 製材所 製材所	◎ △ ◎ ◎ ◎	木材流通業者 木材流通業者	◎ ◎	同左 集成材加工業者 同左 同左 同左	◎ △ ◎ ◎ ◎				森林管理署売買契約書 森林管理署売買契約書 森林施業計画・保安林伐採許可
9	国の建築工事(合法木材指定)	ラワン構造用輸入合板	◎	木材業者	◎	建材流通業者	△	海外の合板加工業者	△				FSCの純正品である証明書が認定業者より
10	国の建築工事(合法木材指定)	ランバーコア合板	◎	同上	◎	木材流通業者	△	合板加工業者	△				加工まででは認定団体であるが証明書の連鎖がない
11	国の建築工事(合法木材指定)	ヒノキ構造材 スギ・カラマツ製材	◎ ◎	木材流通業者 同上	◎ ◎	木材流通業者	◎	製材業者 同左	◎ ◎			素材生産業者 森林施業計画書	山の合法性証明の出発点が未確認 森林施業計画書
12	一般住宅(合法木材指定)	構造用製材	△	木材流通業者	△			製材業者	◎			森林組合	森林施業計画に係る伐採届け

流通業者から証明書（原木伝票 別添Ⅳ－３）付きで購入、Cは認定事業者であるD社が開催する国有林材の委託販売を購入しており、D社と森林管理署との間の国有林の産物委託販売契約書に持続可能な森林経営が営まれる森林から合法的に伐採されたものであるとの記載があり（別添Ⅳ－５）、これが合法性証明の出発点となっている。以上の通り針葉樹製材についてはほぼ証明の連鎖が確認できた。

広葉樹集成材については、納入業者E（建材流通業者）（認定事業者ではない）が木材業者G（認定事業者）のグループ会社H集成材工場（認定事業者ではない）が製造し納材しているが、その間には中間流通業者Fと同G（同）介在しており、施工業者へはGが合法性証明を提出している。Hは認定事業者ではなくそこに原料を供給しているGでは「広葉樹原木は長期間保存乾燥させるため」合法性証明の書類はないなど、不透明な部分がある。

針葉樹合板については、認定事業者である合板加工会社Jの製品を納入業者Eと建材流通業者Iの二社の流通業者（認定事業者でない）を介して納入している。JはI宛の証明書を発行している（出荷証明書別添Ⅳ－５）が、I、Jが認定事業者でないためガイドライン上の証明がされていることにはなっていない。なお、合板加工に至るまでの単板製造、原木流通については私有林の伐採造林届けの適合証明書までさかのぼることができる。

この場合、納入業者Eが認定事業者でないため、Jからの証明書はI宛でなく施工業者宛の証明書である必要があり注意が必要。（ハンドブック Q22-17 仲買流通業者の場合参照）
（事例２）

この事例は国の建築工事である。

構造用針葉樹製材（道産材）については製材業者A（認定事業者木材業者）が証明書付きで納入している。Aは原木を流通業者B（認定事業者）から証明書付きで購入しているが、Bの原木調達過程は明らかになっているが、証明書は保管されていない。

同（カナダ材）は木材流通業者A（製材業者と同一の認定事業者）が、証明書付きで納入している。Aは木材流通業者B（認定事業者）がカナダの輸出業者Cから輸入したものを証明書付きで購入しているが、Cの証明書が不明確である。輸入材の証明は品目を明確にし、出荷された品目ごとになされ必要があるが、CからB宛の Sales Order Confirmationには合法性についての記載がないので注意が必要（別添Ⅳ－６）。（Bの合法性についての一般的な宣言文は付されている（別添Ⅳ－７）が、企業独自の証明システムとみなすには不十分。

構造用集成材（道産材）については、同じくAが証明書つきで納入している。Aは集成材加工業者D（認定事業者）より証明書付きで購入しており、D社はラミナーをE社（認定事業者）より購入しているが、D社の購入先は調査できなかった。

造作用針葉樹製材（道産材）はE製材業者（認定事業者）が木材産地証明書付きで納入しており、原木は民間会社の立木を購入した木材流通業者F（認定事業者）が合法木材証明書付きで販売している。当該伐採造林届け適合証明書が確認できる。Eが発給した証明書は産地証明であり合法証明でないので注意が必要（別添Ⅳ－８）。

同（カナダ材）はE製材業者（認定事業者）が木材産地証明付きで納入しており、原木はカナダからの輸入品であるが、証明書は明確でない。

針葉樹合板は建材流通業者G（認定事業者でない）が、合板加工業社H（認定事業者）の製品をHが発行する施工者宛の証明書（工事名を明確にした限定した出荷）付きで納入しており、Hの原料としての単板の購入、その原木の購入の履歴と合法証明書が明らかになっている。Hからの証明書の出荷先はGであるが、施工者、工事名が明確であり、当該工事に特定して出荷されていることは明確であり、施工者に対する適切な証明と判断できる。

フローリングは建材流通業者G（認定事業者でない）が、加工業者I（認定事業者）の製品をIが発行する施工者宛の証明書付きで納入しており、その原料丸太の入手経路と証明書が確認されている。これも証明書の連鎖が確保され合法性が証明されている。

その他合板を木材流通業者Jが納入しているが的確な証明がされていない。Jが木材流通業者Kから証明書付きで購入しているが、調達先は不明である。納材業者Jが認定事業者でない場合、Kの合法証明が施工者向けに発出される必要があるがそうになっていない。

（事例3）

この事例は国の建築工事である。

針葉樹製材は製材所B（認定事業者）の製品（証明書付き出荷）を納入業者A（認定事業者）が証明書付きで納入している。ただし、Bの原料調達過程は不明であった。

防腐土台角（北米材）は、防腐加工業者C（認定事業者）の製品（証明書付き出荷）を納入業者A（認定事業者）が証明書付きで納入している。ただし、Cはカナダの業者から製品を輸入しているが、森林認証 CoC の認定事業者の証明はあるが、製品の証明が明確でない。輸入材の証明の不十分な典型的なケースである（別添IV-9）。

輸入構造用集成材は輸入業者（認定事業者）Dが輸入した製品（証明書付き）を納入業者A（認定事業者）が納入（証明書は不明）している。Bの原料調達過程は不明であった。

針葉樹合板（道産材）は、納入業者Aが、合板加工会社E（認定事業者）の製品を、流通業者を経由して購入し、納入している。証明書はEから施工業者宛に直接発出されている。Eの原料調達過程は証明の連鎖が確認されている。

ラワン合板は、納入業者Aが、合板加工会社E（認定事業者）が輸入業者F（認定事業者）から購入した製品を、流通業者を経由して購入し、納入している。証明書はEから施工業者宛に直接発出されている。また、Fの輸入先の証明書も確認されている。

フローリングについては、納入業者G（認定事業者でない）がフローリング加工会社H（認定事業者）の製品を納入しているが、合法性の証明は不明である。

プリントカラー合板は、納入業者I（認定事業者でない）がプリントカラー合板加工会社J（認定事業者）の製品を納入している。Iの証明は確認できるが、その先は（調達過程）不明。

（事例4）

地方自治体の公共建築物である。

カラマツ構造用集成材、円柱丸太、カラマツ製材については、納入業者A（認定事業者ではない）が集成材加工業者B（認定事業者）の製品を納入している。証明書はBから施工業者宛発出。Bの原木調達過程は所有者の間伐委託事業契約書の写しを含めて明確である。納入業者が認定事業者でない場合の証明の連鎖がつながるケースである（別添IV-10）。

トドマツ製材については、同様に納入業者Aが製材業者C（認定事業者）から購入して納入。証明書はCから施工業者宛発出。Dの原木調達過程は国有林の売買契約書で確認できる。

構造用針葉樹合板（道産材）については、合板加工業者E（認定事業者）が直接証明書付きで納入。Eの原料調達過程は、単板製造業者F（認定事業者）を経て、私有林伐採造林計画の適合通知書、私有林の森林施業計画書まで合法性が確認できる。適切な証明書により連鎖が作られている。

フローリングについては、フローリング加工業者G（木材流通業者認定事業者）等が直接証明書付きで納品。Gは原板を製材業者H、I（両方とも認定事業者）から証明書付きで購入。Gの原木調達過程は国有林の委託販売などであるが証明が一部不十分（別添）。Iの原料調達過程の合法性は、道有林の売買契約書を出発点として素材生産業者、素材流通業者などすべて確認ができる。

エゾトド製材乾燥材については、加工業者H（認定事業者）が直接証明書付きで納材。原木は直接国有林の売買契約によっており合法性は確認。

（事例5）

国の公共建築物建築工事である。

アカマツ・スギ製材について、製材業者A（認定事業者）が証明書付きで直接納材。Aの原木は国有林から調達しており森林管理署の売買契約書がある。

ヒバ製材は製材業者B（認定事業者）が証明書付きで直接納材。Bの原木は木材流通業者C実施する国有林材の委託販売により購入しており、Cは発給した証明書、Cと国有林との間の委託販売契約書により合法性の確認ができる。

両方の場合とも、きわめて短い売買過程であるが全ての過程において証明書の連鎖が確立しており商品の合法性の確認ができる。

（事例6）

国の建築工事である。

アカマツフローリングについては、A製材所が製造して納品。原木調達過程も明確だが、証明書は全過程で発行されていない。（調達側施工業者は二次製品については合法性証明が不要との誤解があり証明書を要求せず）

各種製材品（アオモリヒバ製材、スギ製材、アカマツ製材、ベイマツ製材、ベイツガ防腐処理材）について製材業者B（認定事業者）が証明書付きで納入。そのうち、青森ヒバ原木については数年前の入荷であったため、証明書なし。スギ製材については、素材生産業者Cから証明書付きで購入。ただし素材生産者Cの調達先は確認できず。アカマツ製材

については、製材所D（認定事業者）から購入。ただし証明書はなし。（Dへの素材販売の証明書は確認。）ベイマツ製材、防腐処理ベイツガについては証明書なし。

また、針葉樹合板については証明書がなかった。

総じて、発注者側から合法性証明について要請がなかったことから、フローリング合板などの加工製品については、合法性証明の形跡が全くとられなかったこと、また製材品についての証明書付き納材についても、原料調達の確認が不十分であり、課題が多いケースである。

（事例7）

国の建築工事

製材製品はプレカット業者A（認定事業者）が証明書付きで納材。Aはプレカット業者Bから、Bは製材業者Cから、Cは複数の原木市場から原木を調達したが、証明書の連鎖は確認できなかった。

（事例8）

国の建築工事

スギ製材品については、製材業者A（認定事業者）が直接証明書付きで納材。原木調達は森林管理局で国有林の売買契約書で確認できる。

カラマツ集成材は、集成材業者D（認定事業者）が製造した製品を流通業者Eを介して製材業者Aが購入し証明書付きで納入。Dの証明書はE宛に発出されているが、Eの証明書は不明である。この場合のようにEの中間業者を介して製品を納入する場合、製品の物流にあわせてDから直接施工業者ないし、納材業者Aあて（認定事業者の場合）証明書を発行することが望ましい。

（事例9）

国の建築工事

構造用スギヒノキ材については、製材所A（認定事業者）が証明書付きで納入。原木調達過程は原木市場Bを經由し森林管理署の売買契約書まで合法性証明が確認できる。

カラマツ製材品については、製材所C（認定事業者）が証明書付きで納入。原木調達は上記同様原木市場B、素材生産業者D（認定事業者）伐採届けまで合法性証明が確認できる。

造作用スギ製材は、製材所E（認定事業者）が証明書付きで納入。原木調達過程もすべて合法性が確認できる。

（事例10）

国の建築工事である。

ラワン構造用合板については、木材業者A（認定事業者）が証明書付きで納入。Aは木材会社B（認定事業者でありFSCのCoC認定取得）よりFSC純正品である証明書（別添IV-11）付きで購入。Bは建材商社C（FSCCoC取得）から、マレーシア合板加工会社D（FSCCoC取得）の製品を購入。D、CのがCoC認定取得の認定書のコピーはあるが、当該商品がFSCの認証商品である証明書は添付されておらず未確認。

ランバーコア合板については、Aが木材業者Bから合板加工業者Cの製品を証明書付きで購入。それぞれが認定事業者であるが、製品の証明は未確認。

(事例11)

国の建築工事

ヒノキ構造材については、木材加工業者A（認定事業者）が証明書付きで納入。Aは木材流通業者B（認定事業者）から製材業者C（同）の製品を証明書付きで購入。山の証明は一部不明。

スギ・カラマツ製材については、については木材加工業者A（認定事業者）が証明書付きで納入。Aは原木を素材業者D（認定事業者）から証明書付きで購入。Dの原木調達過程は森林施業計画まで連鎖が確認できる。

(事例12)

一般住宅の建築工事で合法性証明を必要としたもの（県の助成措置との関係）

構造材については木材業者A（認定事業者）が納材。Aは製材業者Bから証明書付き（施場所施工業者を明確にしたもの）で購入。Bの原木は素材業者Cから証明書付きで購入し調達過程は伐採造林届けまで連鎖を確認。Aの証明書が確認されていないが、Bの証明書が工事名を特定しており連鎖が確立している。また、Cの証明書は産材証明の様式に基づき、伐採届けの写しを添付する形になっている（別添）。

下地材については、木材業者Aが製材業者D（認定事業者）の製品（工事を指定した証明書付き）を納材。Dは森林組合Eから素材を購入伐採造林届けまで連鎖。
なお、当該県の一般住宅の合法性証明については、複数の同様な事案の分析がされている。県産材証明と合法証明が一体化された事例だが、県外に出荷された場合を想定すると、証明書類に合法性証明材であることを明記することが必要である。

(事例13)

国の施設の建築工事である。

すべての木材製品については、建材流通業者A（認定事業者）が納入している。

このうち

構造用製材品については、木材流通業者B（認定事業者）が、カラマツ材については製材業者C（認定事業者）から、ヒノキについては製材業者D（認定事業者）から、ベイマツ梁材については製材業者E（認定事業者でない）から調達して納入している。伝票に認定事業者番号は記載されているが、合法性証明が明記されていない（別添Ⅳ-12）。また、原料調達過程は調査できず不明。

スギ製材品については、前述製材業者Dが合法木材証明書（木材販売伝票）付きでAに販売。

構造用合板については、合板加工業者Fの製品を建材流通業者Eが納入しているが証明書は不十分。

(事例 1 4)

国の施設の建築工事である。

すべての木材製品については、建材流通業者 A (認定事業者) が納入している (証明書未確認)。

このうちヒノキ土台角については、製材業者 B (認定事業者) が工事名を特定し証明書付きで納入。これで証明書としての形式は整っている。原料入荷過程の証明は調査できず。

スギ製材品については、製材所 C (認定事業者) が出荷証明をつけて納入しているが証明は不十分 (合法木材であることが記述されていない)。

カラマツ製材品については、製材所 D (認定事業者) が納入。原木は国有林材を森林組合 E から原木流通業者 F を経て調達しているが、合法証明は明確でない。

構造用合板については、合板加工業者 G (認定事業者) が同社の製品を納入。原料となる原板は製材業者 H から証明書付きで調達。

(事例 1 5)

国の施設の建築工事である。

木材製品は施工業者に対して、木材業者 A (認定事業者) から証明書付きで一括納入されている。

このうちマツ構造材については、製材所 B (認定事業者) が合法木材証明付き (県産証明材出荷証明の様式) で納品。原料調達は原木市場 C からであるが、証明は不明確。この場合のように、県産証明材の制度と合法木材の制度が一体化している場合県産材証明で合法性を証明することができるといえるが、県外に出荷された場合などを考えると、証明書の様式に合法性が確保されたものであるということを明記する方が望ましい (別添 IV-1 3)。

ヒノキ構造材については、流通業者 D が製材業者 E (認定事業者) の製品を納入。E から D 宛の県産材証明書 (合法性証明) が付されている。この証明書には森林組合 F から E 宛の合法木材証明が添付されている。

スギ製材品については、流通業者 D が流通業者 G を介して製材業者 H の製品を納入しているが、合法証明はされていない。

あきらかに合法性が証明されていないものが、納材業者によって合法性証明されているのは、問題である。

(事例 1 6)

地方自治体による公共建築物の建設工事

発注側では合法木材を要請されなかったが、構造用集成材については、集成材加工業者 A (認定事業者) が合法性証明書付きで納品。原木は原木流通業者 (認定事業者) から、証明書付きで購入。山側の調査はしていない。

内装材などについては合法証明がされていない。

(事例 1 7)

国の施設建築工事

スギ・ヒノキ製材品は製材業者A（認定事業者）が証明書付きで納入。原木は原木流通業者が森林組合の素材生産と入荷しているが、Aに証明書が保管されていない。

ヒノキ集成材フリーロングについては、集成材加工業者B（認定事業者）が「県産間伐材製品」であるという出荷証明をつけ直接納入している。その山側は調査されていない。

（事例18）

地方自治体による公共施設の建築工事

ヒノキ製材品は木材業者A（認定事業者）が証明書付きで納材。Aは木材業者BからC製材工場で製造したものを購入。B、Cとも認定事業者であり証明書も確認。

ベイツガ製品はAが証明書付きでBから証明書付きで購入したものを納材。BはD社から証明書付きで購入しているが、D社の入手経路は不明。

ヒノキ積層材はAが証明書付きで木材業者E（認定事業者）から納入したものを証明書付きで納材。Eは原木を素材生産業者F（認定事業者）から証明書付きで購入、製材加工を製材業者G（同）に委託している。この間の製品の出荷についてはすべて証明書が発行されている。

（事例19）

地方自治体の公園施設の建築工事

ヒノキ製材品を木材業者A（認定事業者）が証明書付きで納材。Aは製材業者C（認定事業者）の製品を木材業者B（同）を介して証明書付きで購入。この間の証明書は納品書などで確認できるが、Cの原木調達過程は不明確。

（事例20）

国の施設の建築工事

すべての製材品を木材業者A（認定事業者であり FSC CoC 取得事業者）は証明書付きで納材。FSCCoC の規則に従って原木調達されていると考えられるが、FSC 材としての証明書なく、連鎖の確認が不十分。

（事例21）

国の施設の建築工事

スギ・ヒノキ造作材について、木材業者A（認定事業者）が証明書付きで納材。Aは木材業者B（同）から購入（不十分な証明）。

スギ・ヒノキ構造材については、木材業者C（認定事業者）が証明書付きで納材。Cは製材を製材業者Dから証明書付きで購入。原木は自社の素材生産部門が供給保安林の間伐届けまで確認できる。

（事例22）

国の施設の建築工事

スギ・ヒノキ構造材、スギ造作材について木材流通業者A（認定事業者）により証明書付きで納材。Aは製材業者C（同）から購入、Cは原木流通業者（同）より入手しているが、証明書類は保管されていなかった。

(事例 2 3)

国の施設の建築工事

構造材について木材流通業者 A (認定事業者) から認証県産材の証明書付きで納材。厳密にいうと、合法性の証明がされていないが、施工業者発注者からその点の指摘がされていない。

A は認証鹿児島産材に規定に従って製材業者 B から購入 (合法性証明はされていない)。

(事例 2 4)

国の施設の建築工事である。

ヒノキ製材品については、製材業者 A (認定事業者) が証明書付きで納材。A は原木を原木流通業者 B、C (それぞれ認定事業者) からそれぞれ証明書付きで購入。原木の調達過程は不明。

スギ製材品については、A が証明書付きで納入。A は製材所 D (認定事業者) から証明書付きで購入。D は原木を B から購入。その先の調達過程は不明。

4. 全体的な考察

(起点となる建築工事と追跡の概要)

今回の調査の出発点となったのは 25 件事例であり、起点となる工事は国の建築工事 19 件、そのうち林野庁所管のもの 18 件、その他 1 件、都道府県の建築事例 4 件、一般住宅 1 件である。国の中でも調査事例の確定の手続きから林野庁の所管のものが多く、比較的調達側の合法木材調達の意図が施工業者側に伝わりやすい場合が多かったと考えられる。

また、追跡した材種は 66 材種となった。これらの材種は基本的に納入業者ないし、納入業者が購入した業者から証明書が提供されているものであるが、調査の結果すべて、山の証明書まで行き着いたのは 9 材種である。多くは調査対象者の文書管理の不備、調査側の都合などで、調査が完了しなかったものであるが、一部には明らかに調達側の証明がされていないのに、合法性を証明して販売した事例があった。

(調達側の意図の伝達)

ただし、そのような中であっても、調査事例の中には、合法木材によることが仕様書に明示されながら、施工側にそのことが明確に伝わらなかった場合が複数事例あった。今回の報告事例は工事時点で合法性証明の調達が明確なものを選んだため、調査が行われたものの内報告事例からはずされてものもあった。

他方、調査事例の中には地方自治体の調達で合法性証明が明確に示されて、合法木材が明確になったものもある。

(納材業者)

施工業者に直接木材を納入する納材業者は全体のうち、54 品目が木材業者で認定事業者、その他は認定事業でなくその大半が建材流通業者である。地方の小規模な工事は、木材業者が、都市部の大規模な工事は総合的な建材流通業者が木材の調達を担う場合が多い。納材業者が認定事業者でなく直接合法性証明をできない場合、納材業者に木材を納入する

木材業者ないし、製材・加工業者が認定事業者で証明書を発出するケースが多い。証明書が適切に施工者宛提出されるなど、的確な対応がとられている場合が多いが、納入業者が決定的な役割を担う場合が多く、木材業者建材業者に限らず、合法性証明の仕組みを熟知した認定業者を拡大する必要がある。今後大規模な事業になればなるほど納入業者は木材業者でない可能性があり、それらの企業の調達部門の担当者が合法木材についてよく理解し、円滑な調達ができるような手続きが必要である。

（輸入材の証明）

追跡調査で5例、輸入木材に行き着いたが、そのうち1例のFSCの正規の認証木材を除いて証明に問題があるものであった。典型的な例は輸出証明書のCoCの認定書が出発点となっているもの。特定の品目を限定し合法性の証明がされていることが不可欠であることを再度強調しておきたい。

（証明書の不備）

少なくともはなっているが、国内の木材供給にあっても合法木材の供給事業者であることをもって合法性の証明としている場合がある。

（森林認証制度との連携）

森林認証材であることを合法性証明の根拠とするものが数例見られた。購入者は森林認証制度のCoC取得者でないので当該森林認証材であるとして販売することはできないが、当該社が合法木材供給事業者である場合、合法木材として証明書を発出することができる。この場合、各制度がどのような要件で森林認証材であるとしているかについての十分な知識が必要である。今回の調査でも、供給業者がCoCの取得者である証明書をもって、合法証明としているケースがみられるが、実際の取引の際もそのような取扱となっている場合が多いと想定される。あくまで、CoCの取得は条件の一つであり、その業者が特定の製品を森林認証木材であることを記載した出荷伝票などにより証明するか、マークを付けるなどの証明が必要がある。

（不適正な事例）

追跡した66材種は多くの場合、納入業者ないし、納入業者が購入した業者から証明書が提供されているものであるが、山の証明書まで調査されたものは9材種である。多くは調査対象者の文書管理の不備や調査側の都合（都道府県単位の木材業界団体に調査を依頼したため、県を超える広域が流通材の場合最後まで追跡することができなかった）などで、調査が完了しなかったものであるが、一部には明らかに調達側の証明がされていないのに、合法性を証明して販売した事例があった。

輸入材の場合、国産材でも広域な調達となる場合など、現時点では合法性証明が困難な場合があるが、供給側に合法性証明を明確に求めると共に、調達が不可能な場合は、それを納入業者、施工会社側に正確につたえる努力が必要である。

納品明細書

平成 21年 1月 6日 苫小牧市 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇 様
 現場名 〇〇〇〇 森林事務所



〇〇〇〇〇〇〇〇 株式会社
 電話 〇〇〇〇〇〇〇〇
 運搬人

品名	品等	寸法			入数	個数	材積	単価	金額
		長	厚	幅					
土台		365	105	105		20			円
板KD		365	270	105		3			
"		"	240	"		7			
"		"	180	"		1			
"		"	150	"		2			
"		380	240	"		6			
"		182	"	"		1			
"		"	180	"		1			
"		365	120	"		1			
"		300	105	105		38			
"		365	105	105		69			
"		300	105	30		115			
計									

本品は合法木材です
 合法木材供給事業者認定
 通木連 第 〇〇〇 号

納品明細書を利用した合法木材証明書の例

国有林野の産物販売委託契約書

産物の品目		素 材		
委託物品の種類及び 数量	樹 種	材 種	本 数	材 積
	トドマツ外	全材種	—	23,820.000 m ³
委託物品の交付場所	生産地点 石狩森林管理署 千歳山元土場外			
委託物品の輸送区間				距離 — km
委託物品の販売	年月日	自 平成20年5月1日 至平成21年3月31日		
	場 所	札幌市中央区宮ノ森3条7丁目70 北海道森林管理局 会議室外		
販売委託期間	自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 3月 31日			
販売 経費 等	手数料	販売代金の4%		左記金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
	輸送費	—		
	樅積料	—		
契約保証金	免除する			
販売代金納付期限	歳入徴収官発行の納入告知書による			
担保提供期限	不要			
その他の事由	販売経費の支払いは、販売代金と相殺する			

合法性証明の出発点となる国有林の売買契約書

特約事項

- 1 極の形成は甲が行い、乙は極の寄託を受けた後も極を維持することとし、極の巻替えには甲の同意を要すること。
- 2 入札は投函方式とし、郵便入札も認めること。
- 3 販売物件毎の予定価格は開札前に甲の担当者が乙に通知する。
- 4 乙は、入札案内に基づき各物件毎に表示板を付すると共に、甲の指示に基づき所用地点に案内板の表示をすること。
- 5 乙は、交付を受けた委託物件の搬出が完了した場合は、速やかに甲に「引渡物件搬出済報告書」を提出すること。
- 6 国有林野の林産物販売委託契約約款の第 10 条、第 15 条及び第 19 条は適用しないものとする。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

委託人と受託人は、本契約書及び国有林野の林産物販売委託契約約款によって委託販売の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その一通を所持する。

この記載が重要

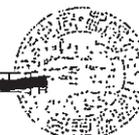
平成 20 年 4 月 21 日

委託人（甲）住 所 札幌市中央区南 9 条西 2 3 丁目
 氏 名 分任契約担当官
 石狩森林管理署長

瀬戸口 満



受託人（乙）住 所 ~~札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 番地~~
 氏 名 ~~札幌地方木材林産協同組合連合会~~
~~会 長 松原 正博~~



平成21年 月 日

出 荷 証 明 書

~~XXXXXXXXXX~~ 殿

工 事 名： 渡島森林管理署七飯森林事務所庁舎新築工事

施 工 業 者： ~~XXXXXXXXXX~~建設 株式会社

品 名： 針葉樹合板

規 格： 712mm 3×6

数 量： 81枚

上記針葉樹合板については、~~XXXXXXXXXX~~を通じ
納品しておりますが 全量~~XXXXXXXXXX~~が製造した針葉樹合
であり、合法木材の表示がされた製品であることを証明致
ます。

~~XXXXXXXXXX~~株式会社
函館市~~XXXXXXXXXX~~

印

TEL ~~XXXXXXXXXX~~

FAX ~~XXXXXXXXXX~~

納入業者が認定されていないため
有効な証明書になっていない

~~XXXXXXXXXX~~ Products Inc.
~~XXXXXXXXXX~~ DIVISION
 Suite 510, 700 West Georgia Street, 15th Floor, Vancouver, B.C. V7Y 1A1
 TELEPHONE (604) 681-1111 (604) 681-0770

Customer No.: 267291

Sales Order Confirmation

~~XXXXXXXXXX Limited~~
~~45 Branch, 4 Chome, Vancouver~~
 Kushiro-Cho Kushiro-Gun
 Hokkaido
 Japan

~~XXXXXXXXXX Limited~~
~~45 Branch, 4 Chome, Vancouver~~
 Kushiro-Cho Kushiro-Gun
 Hokkaido
 Japan

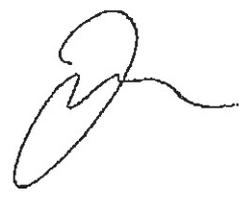
NSW		
Sales Order No.	Date	Page
1212128-000	09/10/08	1
Your Order No.	Order Date	
	09/10/08	
Our Order No.	Shipping Period	08/10
GST Exempt	BC Tax No.	
Agent/Exporter:		
Salesperson:		
Selling Point: CTR Port of Destination		
Terms: TT ON RECPT BAX INV YEN		
Carrier		
Destination: Japan		
Vessel: "A" Vessel		
Routing: Via Tomakomai		

Terms: OCTOBER FWD

Description	Quantity	U/M	Price	Per	Amount
HEMLOCK S4S GRN 105x105-3,65M NICHU505N-365	70 PC/PKG 50 PK	ULTRA NO WRAP			
	140.844	M3	35,600	/m3	
	140.844	M3	Total:		

~~J. Morrison~~
~~XXXXXXXXXX~~

This yr order!
 注文お願ひ




Order Total:

合法性についての記述がないので不十分



~~Western Forest Products Inc.~~

Western Forest Products Legal Log Procurement Declaration – November 2006

Western Forest Products Inc. and its predecessor companies have been in the forestry and lumber business since 1857. We are the largest tenure holder on the British Columbia coast and the largest coastal producer of quality solid wood products for sale to customers in Japan and around the world.

The company produces lumber for Japan and other markets from logs obtained from publicly owned and regulated British Columbia forest lands. These public lands make up 95% of the provincial land base. A small proportion of the logs utilized by our mills come from our private lands which have their own set of provincial and federal legislation.

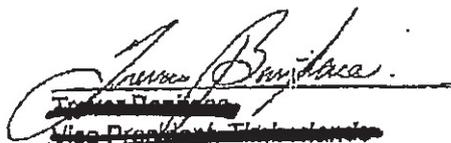
Provincial and federal legislation governs forest practices and ensures that legal authorities are in place prior to harvest and that all logs are marked and tracked from the woods through to the mill, including logs that are sold or traded. Legislation also ensures sustainable harvest levels and the conservation of non-timber resource values. Provincial authorities carry out more than 600 compliance and enforcement inspections of WFP operations annually to verify compliance with legislation and regulations.

In addition to government regulation, the company's forest operations, which produce the majority of the volume utilized by our mills, are managed under an ISO 14001 Environmental Management System. This EMS has forest practice and document controls to ensure regulatory compliance and incorporates internal as well as third party external audits.

The EMS system is augmented by third party (Canadian Standards Association) sustainable forest management certification or voluntary sustainable forest management (SFM) planning that ensures that management is environmentally appropriate, socially beneficial and economically viable. Our Sustainable Forest Management Statement for Timberlands is attached.

Through a combination of government regulation and inspections; internal and external audits; and SFM certification or planning, Western Forest Products can verify that all of its wood supply is legally obtained in accordance with the laws governing forest practices in British Columbia and Canada; that systems are in place to establish the origin of logs used in our mills; and that forest management incorporate SFM principles.

On behalf of Western Forest Products, I declare that our wood supply is obtained from legal sources that meet green procurement requirements in Japan.


~~James Brindley~~
~~Vice President, Timberlands~~
 Western Forest Products Inc.

~~3rd Floor, 101 Trunk Road, Duncan, B.C. V4L 2P9~~
~~Telephone: (250) 746-3711 Fax: (250) 746-8848~~

日本のグリーン購入法に適合していることを宣言した文言。これに第三者（業界団体など）保障、物件が特定されることの2つが必要。

道産材納品書

平成 21年 2月 24日

(資材取扱者名)

~~丸善株式会社~~ 様

下記のとおり道産材を納品致します。

(原木生産者名)

名称 ~~丸善株式会社 国産木材~~

住所 ~~帯広市西20条南3丁目9番15号~~

代表者名 ~~国産木材~~

合法木材供給事業者認定番号 道木連 ~~第1000号~~



納品年月日	平成 20年 12月 5日 ~ 月 日			
伐採箇所	上陸別			
伐採方法				
搬入先	丸善株式会社 工場			
樹種	規格	本数(本)	材積(m³)	備考
エゾマツ	3.65m 20cm上	45	10.297	天然林
エゾマツ	2.73m 20cm上	7	1.522	天然林
トドマツ	3.65m 20cm上	152	36.784	天然林
トドマツ	2.73m 20cm上	9	2.410	天然林
計		213	51.013	
備考	車号 双幸 2618 2922			

上記は、道産材であることを証明いたします。

都道府県産材の証明書で合法性が前提となっているもの。「合法木材」であることを明記してほしい。



Chain of Custody Certificate

This is to confirm that KPMG Performance Registrar Inc. has examined the procedures of

International Forest Products Limited

PO Box 49114, Four Bentall Centre, 3500 – 1055 Dunsmuir Street, Vancouver, British Columbia V7Z 1H7

and determined that the Company maintains chain of custody and sales tracking systems which form a reasonable basis for: (1) tracking the source of wood fibre processed by these facilities, and (2) ensuring that the output from these facilities, which is claimed to be "PEFC-certified", will not exceed the amount of wood fibre coming into these facilities from PEFC certified woodlands operations*. The Company's Chain of Custody system conforms in all material respects to the requirements of PEFC Annex 4: Chain of Custody of Forest Based Products – Requirements.

This Chain of Custody System certification applies to the following operations:

Manufacture of softwood lumber and exterior wood products (decking and siding) at the following sawmills:

Acorn Sawmill

Western Red Cedar Group (Hammond Cedar and related custom cut operations)

Queensboro Sawmill and related custom cut operations

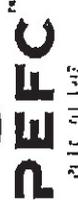
Adams Lake Sawmill

This chain of custody certification is given subject to the terms and conditions governing the use of this certificate as described in the agreement between KPMG Performance Registrar Inc. and the holder thereof. Chain of custody certification does not assure the regulatory compliance or continued conformance with the applicable standards by the certified woodlands operations from which wood fibre is obtained. *PEFC certified woodlands operations are those which are certified under one or more of the following standards: the CSA Z809 Sustainable Forest Management standard or the Sustainable Forestry Initiative (SFI®) standard.

Certificate No. #1832-08

Issue Date: April 10, 2007

Expiry Date: April 9, 2010



Michael L. Alexander, RPF, CEA(SEPA)
President

KPMG Performance Registrar Inc.
Vancouver, B.C., Canada V7Y 1K3

CoCの認定書

これだけでは不十分

第3号様式

平成 年 月 日
(認定番号) 道森連 第040号

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

株式会社 ~~株式会社~~ 御中 ← 施工業者

北海道上川郡 ~~上川町南町183番地~~
~~上川町~~ 森林組合
代表理事組合長 ~~山平 邦康~~
TEL ~~01655-1-2169~~ FAX ~~01655-1-2120~~

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から、合法的に伐採された木材を原料としていることを証明します。

記

樹 種 カラマツ

品 目 集成材

数 量 16.8654 m³

認定加工業者が施工業者に
直接証明書を出す例

7-11-1 (2-1)
認証書 SGS-COC-200012



株式会社 ~~XXXXXXXXXX~~
~~XXXXXXXXXX~~
~~XXXXXXXXXX~~

貴組織のマネジメントシステムは審査の結果
以下の規格の要求事項に適合していることを証します

Chain-of-Custody

適用規格:
FSC-STD-40-004 (V2-0), FSC Standard for Chain of Custody Certification

付属書に記載されている製品は
適切に管理された森林
から生産されたものです

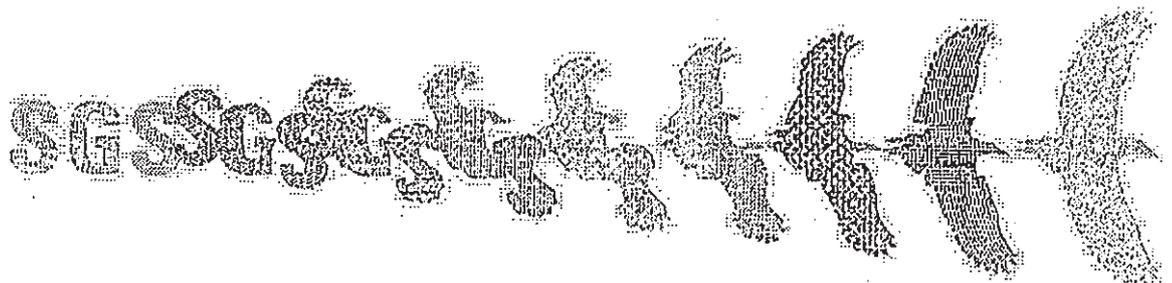
有効期間: 2009年3月26日から 2014年3月25日まで
発行番号: 1 初回登録: 2009年3月
SGS Ref # JP09/200012
複数事業所登録による登録の対象範囲及び詳細は
付属書に記載いたします

Authorised by

SGS South Africa (Pty) Ltd, Qualicor Programme
P.O. Box 82582 Southdale 2135, 58 MeNill Street Booyseans, Johannesburg, 2021, South Africa
t: +27 (0) 11 681-2537 f: +27 (0) 11 681-2543 www.sgs.com/qualicor

This certificate remains the property of SGS and shall be returned upon request.

Page 1 of 5



(別紙/3-①)

08/10/30 08:47 PAG

御 買 上 票

中山住宅資材 東信森林管理署和歌山事務所 様

[0297-90]

新築工事 合設不伐事業有決定 新潟県不伐事業

TEL:026-28
FAX:026-29

品名	数量	単価	金額
PG土台	26	1,1466	

[受注日] 08/10/27 [問合No] 1126988-01 [配送区分] 販売店様入 [配送日] 08/10/28 (予) [倉庫] 236

MILL 唐松 PG土台 4000 * 105 * 105

価格

合法木材であることが
明記されている必要

御買上げ、誠にありがとうございます。

別添IV-12

様

工事

平成 22年 2月 17日

証明材推進制度推進事業者登録番号
第〇〇〇〇〇〇号

証明材 出荷証明

下記出荷木材がすべて『証明材』である事を証明します

年月日	樹種	部材名称	等級	寸法			数量	材積(m³)
				長さ(mm)	厚さ(mm)	巾(mm)		
H22.1.10	松	桁梁		6000	120	450	2	0.6480
"	"	"		3000	120	450	2	0.3240
合 計							4	0.9720

県産材証明も合法性が確認
できることを明記すべき

平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順

第1 趣旨

本文書は、社団法人全国木材組合連合会（以下全木連という）が実施する平成21年度林野庁補助事業「合法性等が証明された木材の普及促進事業」の一環として実施される合法木材供給システムモニタリング（以下「供給システムモニタリング」という）の内容を定めるものである。

第2 定義

この実施手順における用語の定義は以下の通りとする。

- 1 合法木材：林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、合法性等が証明された木材および木材製品
- 2 合法木材供給事業者：ガイドライン3の方法に基づいて合法木材供給の取り組みが適正であると認められた事業者（以下「供給事業者」という）
- 3 合法木材供給事業者認定団体：ガイドライン3（2）「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づいて、合法木材供給に取り組む当該団体の構成員の取り組みが適切である旨の認定を行う団体（以下「認定団体」という）
- 4 合法木材供給システム：ガイドラインに基づいて合法木材を供給するために活動している、合法木材供給事業者、同認定団体の事業

第3 目的

供給システムモニタリングは、合法木材供給事業者、同認定団体の活動状況および合法木材流通の状況を系統的に把握し、その結果を適切に情報発信することにより、合法木材供給システム全体の信頼性を確保するために実施する。

第4 供給システムモニタリングの種類

供給システムモニタリングは以下の3種類の事業からなる

- 1 合法木材供給事業体モニタリング
- 2 合法木材供給事業者認定団体モニタリング
- 3 合法木材追跡調査

第5 合法木材供給事業体モニタリングの実施

1 趣旨

供給事業体の活動を評価し、供給事業体の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、供給事業体の活動の信頼性を確保する。

2 供給事業体モニタリングの対象

各認定団体は、前年度合法木材供給実績のある認定事業者の中から10%(これが2社に達しない場合は2社)を無作為に選び、モニタリングの対象とする。

3 供給事業体モニタリングの実施方法

供給事業体モニタリングは、各都道府県木連など認定団体の協力を得て実施する。

4 供給事業体モニタリングの内容

別添1の合法木材供給事業体モニタリング調査結果(個別表)に基づき以下の項目を調査する

- (1) 合法木材の供給状況
①合法木材の調達状況②合法木材供給状況
- (2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況
- (3) 包括的な評価
①合法性証明の適格性、②推奨すべき点、③改善すべき点
- (4) 合法木材供給全般についての当該事業体の意見

5 実施結果の記録

供給事業体モニタリングの結果は別添1 合法木材供給事業体モニタリング調査結果(個別表)及び別添2 合法木材供給事業体モニタリング調査結果(総括表)の様式によりとりまとめ、全木連で保管する。

第6 合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施

1 趣旨

全木連が認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保する。

2 モニタリングの実施方法と対象

モニタリングはアンケートにより全ての団体を対象とすると共に、全体の1割を対象としてヒアリングを行う。

3 認定団体アンケートの内容

別添3 合法木材供給事業者認定団体調査票に基づき以下の項目を調査する。

A 更新事業体認定の実施状況

- (1) 更新の規定の有無
- (2) 更新に当たる事業体の概要と更新結果
- (3) 更新結果の情報公開

B 合法木材ナビ上の情報公開全般について

- (1) 現在掲載されている情報の正確性
- (2) 情報公開する手段としての合法木材ナビの評価改善方法
- (4) 掲載更新の方法の評価、改善方法

C 事業体の情報公開の範囲、必要性和可能性

4 認定団体ヒアリングの内容

別添4 合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票に基づき以下の項目を調査する

A 事業者の認定

B 認定事業者に対する管理体制

C 一般消費者・需要者への普及活動

D 事務運営体制

E 合法木材供給事業者モニタリングの実施内容

5 実施結果の記録

合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施結果は別添3 合法木材供給事業者認定団体調査アンケート調査票および、別添4 合法木材供給事

業者認定団体モニタリング面談整理票にとりまとめ、全木連で保管する

第7 合法木材追跡調査の実施

1 趣旨

官公庁のグリーン調達あるいは任意の合法木材調達を起点として川上に至る追跡調査を実施、簡単な報告書を作成する

2 起点の選定

グリーン調達実績のある官公庁あるいは合法木材を調達販売している流通・加工拠点を過去の聞き取りなどから選定する

3 調査の内容

A) 起点となる調達機関・企業

別添5の合法木材追跡調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

B) Aの調達先に納入するサプライチェーンの調査

別添の調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

4 実施結果の記録

合法木材追跡調査の結果は別添5合法木材追跡調査にとりまとめ、全木連で保管する

第8 報告書

全木連では、第5の5、第6の5、第7の4における実施結果の記録をもとに、報告書をとりまとめる。

別添 1

合法木材供給事業者モニタリング調査結果(個別表)				
実施団体	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名			
対象事業者	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名 A 素材生産業 B 素材流通業、C 製材業、D 合板製造業、 E その他製造業 () F 木材製品流通業 G その他 ()			
実施日時	年(平成 年) 月 日から 月 日			
合法木材供給実績	品目名	数量(単位)	摘要 (概要、主な供給先など)	証明書 No
実施結果	(1) 合法木材の調達・供給状況 ○調達方針 A) 全量合法木材(注)を調達することとしている B) できる限り合法木材を調達することとしている C) 要請があったとき調達をすることとしている D) その他 (注) 林野庁のガイドラインに基づき業界団体による認定・森林認証制度の CoC 認証など、特定の手続きを踏んだ者により証明書・マークなどにより合法性証明がなされた木材、木材製品、以下同じ (具体的に			

○調達の結果

木材・木材製品の調達の中の合法木材の割合

100%	100% 未 満-80%	80% 未 満-60%	60% 未 満-40%	40% 未 満-20%	20% 未 満-0%超	0%

○調達先の認定状況

- A) 調達先はすべて合法木材供給事業者(国有林等森林所有者から合法性が証明された木材を直接購入する場合、森林認証によるCoC取得企業、を含む)である。
- B) 調達先の一部は合法木材供給事業者ではない
- C) 調達先の一部は合法木材供給事業者である
- D) 調達先に現在のところ合法木材供給事業者はない

○合法性の確認方法について取扱量の中で最も多いパターンはどれか？

- A) 林野庁ガイドラインに基づいて団体認定を受けた企業等が合法性を証明する書類等
- B) 森林認証制度に基づく何らかの合法性を証明する書類・マーク
- C) 林野庁ガイドラインに基づき自らの責任で合法性を証明する書類等
- D) その他
(具体的に：)

○供給方針

- A) 販売製品の全量が合法木材である
 - A1 証明書付きとして販売している
 - A2 全量は合法木材として販売していない
 - A3 合法木材としては販売していない
- B) 販売製品の一部が合法木材である
 - B1 その全量を合法木材として販売している
 - B2 一部を合法木材として販売している
 - B3 合法木材としては販売していない

C) 販売製品の中には合法木材はない（合法性証明された原料のみで作られた製品はない）
(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況
(分別管理)
①分別管理のための場所の確保と利用
A) 認定手続き通り確保され利用されている
B) 認定手続き通り確保されているが利用されていない
C) 分別管理のための場所はないが全量合法木材であり問題はない
D) 分別管理のための場所はないが他の方法で対処している (具体的に
)
E) 分別管理の場所がなく問題を抱えている (対処法 :
)
②分別管理方針書
A) 入荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されている。
B) 分別管理の方法が定められているが、その実施に問題がある。 (具体的な問題点
)
C) 分別管理方法が定められていない。 (対処方針
)
(帳票管理)
③合法木材管理簿等
A) 合法木材の入出荷・在庫に関する情報が管理簿等により把握でき

	<p>る (一部のコピーを添付して下さい) B) 合法木材管理簿はあるが不備である (具体的に)</p> <p>C) 合法木材管理簿がない C1 合法木材の調達がないので必要がない C2 その他 (対処法も含めて具体的に)</p>
	<p>④証明書の保管管理 A) 受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されており、適切なものである B) 受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されているが証明書の中に不適切なものがある (具体的に)</p> <p>C) 証明書の受領・発行はなされているが、証明書類の管理がされていない (対応方針)</p> <p>D) 証明書の受領・発行はなされたことがない</p> <p>⑤証明書の発行事例 (一番最近の証明書の発行事例、受領事例をコピーで添付してください) A) 適切である B) 記載事項に不備があり (具体的に)</p>

	<p>(責任者の選任)</p>
	<p>⑤本取組の責任者の選任と役割</p> <p>A) 責任者が選任され、事業実施に適切に関わっており、研修も受講している</p> <p>B) 責任者が選任されているが、研修受講していない</p> <p>C) 責任者が選任されているが、事業に適切に関わっていない (具体的に)</p> <p>D) 責任者が選任されていない (対応方針)</p>
	<p>(3) 包括的な評価</p> <p>①合法性証明の適格性</p> <p>A 全体として合法性証明が適切に行われている</p> <p>B 一部改善が必要である</p> <p>C 全般にわたり改善が必要である (対処策)</p> <p>②推奨すべき点</p> <p>③改善すべき点</p>
	<p>(4) 合法木材供給全般についての事業者の意見</p>

別添 2

合法木材供給事業者モニタリング調査結果(総括表)				
実施団体	名称			
	所在地 〒			
モニタリング実施対象事業者の選定過程	連絡先	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス			
	担当者名			
モニタリング実施対象事業者の選定過程	事業者数	A		
	内供給実績のあるもの	B		
	B の 10%	C		
	モニタリングの数	D		
	対象の決定方法			
実施結果概要	対象社名	連絡方法(電話番号、メールアドレス)	責任者名	包括的評価

実施結果	(1) 合法木材の調達・供給状況																	
	○調達方針（当該箇所に回答があった数を記載してください。 以下同じ）																	
	<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C	D													
	A	B	C	D														
	○調達の結果																	
	<table border="1"> <tr><th>100%</th><th>80%</th><th>60%</th><th>40%</th><th>20%</th><th>0%超</th><th>0%</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	100%	80%	60%	40%	20%	0%超	0%										
	100%	80%	60%	40%	20%	0%超	0%											
	○調達先の認定状況																	
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C	D														
A	B	C	D															
○合法性の確認方法のパターン																		
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C	D														
A	B	C	D															
○供給方針																		
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>A 1</th><th>A 2</th><th>A 3</th><th>B</th><th>B 1</th><th>B 2</th><th>B 3</th><th>C</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	A 1	A 2	A 3	B	B 1	B 2	B 3	C									
A	A 1	A 2	A 3	B	B 1	B 2	B 3	C										
(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況 (分別管理)																		
①分別管理のための場所の確保と利用																		
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C	D	E													
A	B	C	D	E														
②分別管理方法書																		
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C															
A	B	C																
(帳票管理)																		
③合法木材管理簿等																		
<table border="1"> <tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>C 1</th><th>C 2</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A	B	C	C 1	C 2													
A	B	C	C 1	C 2														

④証明書の保管管理

A	B	C	D

⑤証明書の発行事例

A	B

(責任者の選任)

⑤本取組の責任者の選任と役割

A	B	C	D

(3) 包括的な評価

①合法性証明の適格性

A	B	C

(C の場合の対処 :

)

②推奨すべき点

③改善すべき点

	(4) 合法木材供給全般についての事業者の意見
モニタリング実施方法についての実施者の意見	

(3) 更新結果の情報公開 (○をつけてください)

上記の情報が合法木材ナビ上に反映されていますか？

ア 更新した

イ 更新していない

(a 更新する b 更新したいが仕方がわからない (支援が必要))

c 更新することに問題がある (具体的に)

()

ウ その他

()

2 合法木材ナビ上の情報公開全般について

(1) 現在掲載されている情報

全木連の関係ホームページである合法木材ナビの以下のアドレスにある「業界団体について」というページに掲載されている、貴団体のページに掲載されている情報について伺います。

http://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

(A) 関連する行動規範 (○をつけてください、以下同じ)

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(B) 合法木材等の証明に係る事業者認定実施要領

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(C) 認定事業者一覧表

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(2) 情報公開する手段としての合法木材ナビ

ア 情報公開の場としては合法木材ナビで十分である

イ 情報公開の場として合法木材ナビでは不十分であり団体の情報手段でも提供

ウ わからない

(3) 合法木材ナビ上に公開する情報について

ア 現在のの方法の範囲で十分である

イ 必要な情報がかけているので掲載できるようにしてほしい

(具体的に)

ウ わからない

(4) 掲載の方法

現在団体が情報掲載、変更などができるようになっています。

また、わからない場合は無料でサポート (03-5876-4630) が受けられます。

ア 当団体が掲載しており、方式は今のままでよい

イ 手続きを代行できるようにしてほしい (有料でもよい)

ウ その他

()

3 事業体の情報公開の範囲、必要性と可能性

信頼性を確保するため事業体の情報を提供するとした場合、必要性と、可能性についてご意見を伺います

	a 信頼性を確保するために必要、b あればよい、c 不必要、d わからない	a 公開することは可能、b 一部の事業体で可能、c 不可能、d わからない
合法木材原料の調達量	a b c d	a b c d
主たる調達先	a b c d	a b c d
合法性証明木材製品の供給量	a b c d	a b c d
主たる供給	a b c d	a b c d
文書管理、分別管理などの方針	a b c d	a b c d
分別管理責任者	a b c d	a b c d

その他ご意見があればお願いします

ご協力ありがとうございました

社団法人全国木材組合連合会

担当 藤原、若園、加藤

ご回答 FAX 番号 03-3580-3226

合法木材供給事業者認定団体モニタリング
面談整理票

記載者	氏名
	所属
対象団体名	名称
	所在地
	連絡先
主たる対応者	氏名
	所属
調査概要	日時
	場所
調査結果	
1 事業者の認定	
a 認定概要	会員数 内認定事業者数 会員外認定事業者数 認定事業者総数 内合法木材供給実績のあるもの
b 認定手続き	手続きの妥当性、透明性 改善の方策提言
c 審査委員会	審査委員の構成の妥当性、運営の適切性 改善の方策提言
d 未認定業者に対する普及	未認定会員の動向、その他の未認定業者の動向 普及の内容、効果、 改善の方策と提言
2 認定事業者に対する管理体制	
a 事業者の実施状況の把握取扱	取扱実績報告（実績結果、透明性） 合法木材供給事業者モニタリング（別項） 改善の方策提言
b 事業者への普及（研修等）	研修の実施（実施時期、参集範囲、実施内容、実施効果、総合評価） 事例紹介ページ普及、掲載 合法木材推進マークの普及啓発 その他の情報提供（実施内容、実施範囲、実施効果）

	改善の方策提言
c 外部からのクレーム情報	団体の認定過程へのクレーム情報の有無、処理状況 認定事業者の合法木材供給へのクレーム情報の有無、処理状況
d 認定事業者情報の公開	合法木材ナビを通じた情報提供（情報内容の適切性、掲載のタイミング、手続き） その他の情報提供手段（実施内容、効果） 改善の方策提言
3 一般消費者・需要者への普及活動	
a 国・自治体への普及活動	普及内容（ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
b 一般消費者への普及活動	普及内容（イベント）、効果、改善の方策提言
cDIY への普及活動	普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
d 建築関係者への普及活動	普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
e その他	普及内容、効果、改善の方策提言
4 事務運営体制	
a 人員	認定、管理、普及に従事している人数（人頭数、およその延べ人日） 評価
b 資金	同上のための支出 収入（国の補助金、その他の補助金、会員からの手数料等） 評価、 国の補助金がなくなった場合の問題点 会員からの手数料等収入の今後の見通し
c その他	改善のための方策提言
5 合法木材供給事業者モニタリングの実施	
a 実施手続き	実施時期、対象者数、対象者決定手続き、実施者などの内容、適切性 改善のための方策提言
b 合法木材の供給状況	「合法木材原料の調達方針、調達結果、調達先の認定状況」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言 「合法木材原料の供給方針、供給結果、」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

<p>c 認定手続きの 認定要件、申請 内容の実施状況</p>	<p>「分別管理の方針書、実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p> <p>「帳票管理の実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p> <p>「責任者の選任」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p>
<p>d 包括的な評価</p>	<p>合法性証明の適格性の評価の妥当性、改善方策提言</p> <p>推奨すべき点の妥当性、改善方策提言</p> <p>改善すべき点の妥当性、改善方策提言</p>

6 調査者の全般的な意見

別添5

合法木材追跡調査

1 調査者

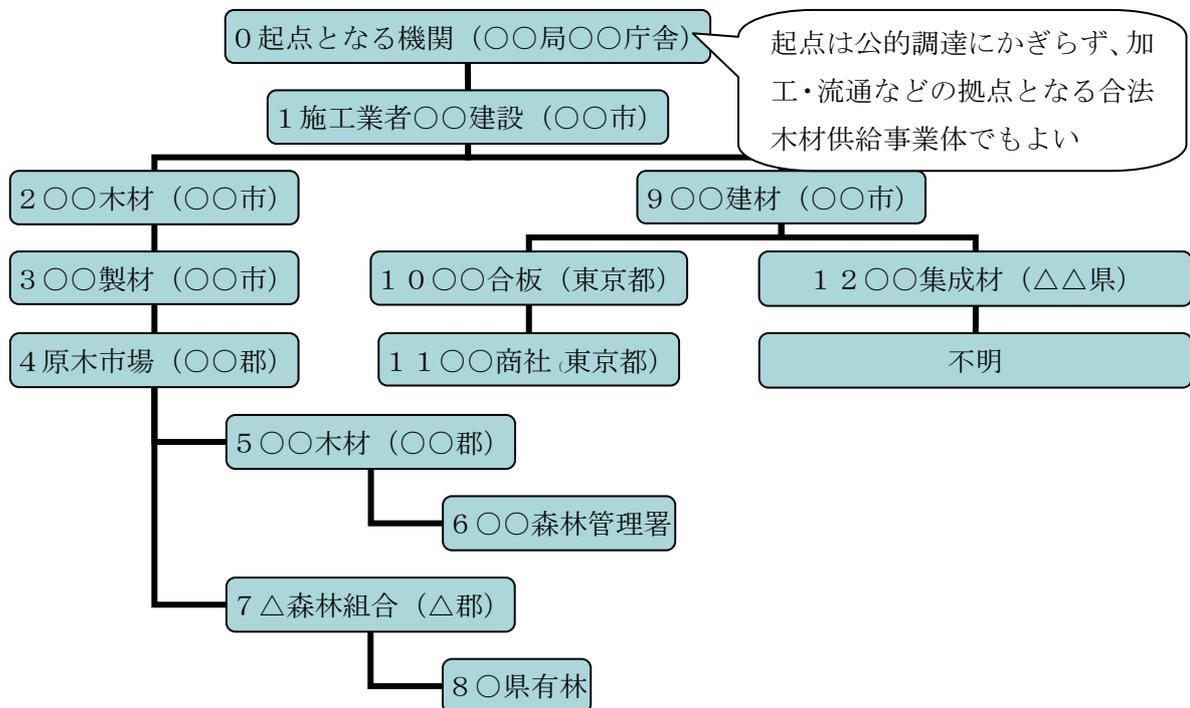
担当者氏名	
連絡先 〒	
電話	FAX
メールアドレス	

2 起点となる対象機関（企業）

名称
所在地 〒
対象物
品目

3 流通経路の概要

流通経路図



4 流通経路の追跡結果

No.	業種	企業名	証明方法など
1	施工業者	〇〇建設	2、9より仕入れた各品目の「合法性、持続可能性証明書」を確認（例えば事業者認定書などである場合もそのまま記述）（コピー別添1）
2	木材流通業	〇〇木材	3より仕入れた製材の「合法性出荷証明書」を確認（コピー別添2） 1に出荷時の「合法性、持続可能性証明書」は保存がされていなかった。
3	製材業者	〇〇製材	4より仕入れた原木の「合法性証明書」を確認（コピー別添3）
4	原木流通	〇〇原木市場	5、6より出荷された素材の「合法性証明書」を確認（コピー別添4）
5	素材生産	〇〇木材	

（注）あくまで参考例です。証明システムからみて正しい場合も、誤解している場合も、そのまま記述してください。

合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施要領

1 趣旨

全木連が認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保する。

2 モニタリングの実施方法と対象

モニタリングはアンケートにより全ての団体を対象とすると共に、全体の1割を対象としてヒアリングを行う。

ヒアリングについては、合法木材供給システムを熟知した委員を選定して実施する。

3 認定団体アンケートの内容

別添1 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票に基づき、以下の項目を調査する。

A 更新事業体認定の実施状況

- (1) 更新の規定の有無
- (2) 更新に当たる事業体の概要と更新結果
- (3) 更新結果の情報公開

B 合法木材ナビ上の情報公開全般について

- (1) 現在掲載されている情報の正確性
- (2) 情報公開する手段としての合法木材ナビの評価改善方法
- (3) 掲載更新の方法の評価、改善方法

C 事業体の情報公開の範囲、必要性和可能性

4 認定団体ヒアリングの内容

別添2 合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票に基づき、以下の項目を調査する

- A 事業者の認定
- B 認定事業者に対する管理体制
- C 一般消費者・需要者への普及活動
- D 事務運営体制
- E 合法木材供給事業者モニタリングの実施内容

5 実施結果の記録

合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施結果は別添1 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票および、別添2 合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票をとりまとめ、全木連で保管する

なお、全木連では、調査結果全体を取りまとめた報告書を作成する。

合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票

団体名	
記載者 (担当者)	()
連絡先	電話 FAX メール

1 更新事業者認定の実施状況

貴団体によって認定された事業者の更新状況についてお聞きします。

(1) 更新の規定の有無 (○をつけてください)

ア あり () 年) イ なし

ウ その他

具体的に ()

(2) 更新に当たる事業者の概要と更新結果

貴団体の認定事業者数 (総数) 21年4月現在	
内21年度内に更新を向かえる事業者数	
内更新した事業者数 (予定も含む)	
更新しなかった事業者数 (予定も含む)	
新たに認定した事業者数	
貴団体の認定事業者数 (総数) 22年1月現在	

更新しなかった事業者名	更新しなかった主たる理由 a 業種転換・廃業など、b 需要がない、c コストがかかる、d その他 (○をつけて下さい)
	a b c d ()
	a b c d ()
	a b c d ()
	a b c d ()

(必要があれば、別紙にお願いします)

(3) 更新結果の情報公開 (○をつけてください)

上記の情報が合法木材ナビ上に反映されていますか？

ア 更新した

イ 更新していない

(a 更新する b 更新したいが仕方がわからない (支援が必要))

c 更新することに問題がある (具体的に))

())

ウ その他

()

2 合法木材ナビ上の情報公開全般について

(1) 現在掲載されている情報

全木連の関係ホームページである合法木材ナビの以下のアドレスにある「業界団体について」というページに掲載されている、貴団体のページに掲載されている情報について伺います。

http://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

(A) 関連する行動規範 (○をつけてください、以下同じ)

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(B) 合法木材等の証明に係る事業者認定実施要領

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(C) 認定事業者一覧表

ア 最新版が掲載されている

イ 掲載されているが最新版でない

ウ 掲載されていない

イウと回答された方

a 自分で掲載する b 掲載するので支援が必要 c その他

エ その他

()

(2) 情報公開する手段としての合法木材ナビ

ア 情報公開の場としては合法木材ナビで十分である

イ 情報公開の場として合法木材ナビでは不十分であり団体の情報手段でも提供

ウ わからない

(3) 合法木材ナビ上に公開する情報について

ア 現在のの方法の範囲で十分である

イ 必要な情報がかけているので掲載できるようにしてほしい

(具体的に)

ウ わからない

(4) 掲載の方法

現在団体が情報掲載、変更などができるようになっています。

また、わからない場合は無料でサポート (03-5876-4630) が受けられます。

ア 当団体で掲載しており、方式は今のままでよい

イ 手続きを代行できるようにしてほしい (有料でもよい)

ウ その他

()

3 事業体の情報公開の範囲、必要性と可能性

信頼性を確保するため事業体の情報を提供するとした場合、必要性と、可能性についてご意見を伺います

	a 信頼性を確保するために必要、b あればよい、c 不必要、d わからない	a 公開することは可能、b 一部の事業体で可能、c 不可能、d わからない
合法木材原料の調達量	a b c d	a b c d
主たる調達先	a b c d	a b c d
合法性証明木材製品の供給量	a b c d	a b c d
主たる供給	a b c d	a b c d
文書管理、分別管理などの方針	a b c d	a b c d
分別管理責任者	a b c d	a b c d

その他ご意見があればお願いします

ご協力ありがとうございました

社団法人全国木材組合連合会

担当 藤原、若園、加藤

ご回答 FAX 番号 03-3580-3226

合法木材供給事業者認定団体モニタリング
面談整理票

記載者	氏名
	所属
対象団体名	名称
	所在地
	連絡先
主たる対応者	氏名
	所属
調査概要	日時
	場所
調査結果	
1 事業者の認定	
a 認定概要	会員数 内認定事業者数 会員外認定事業者数 認定事業者総数 内合法木材供給実績のあるもの
b 認定手続き	手続きの妥当性、透明性 改善の方策提言
c 審査委員会	審査委員の構成の妥当性、運営の適切性 改善の方策提言
d 未認定業者に対する普及	未認定会員の動向、その他の未認定業者の動向 普及の内容、効果、 改善の方策と提言
2 認定事業者に対する管理体制	
a 事業者の実施状況の把握取扱	取扱実績報告（実績結果、透明性） 合法木材供給事業者モニタリング（別項） 改善の方策提言
b 事業者への普及（研修等）	研修の実施（実施時期、参集範囲、実施内容、実施効果、総合評価） 事例紹介ページ普及、掲載 合法木材推進マークの普及啓発 その他の情報提供（実施内容、実施範囲、実施効果）

	改善の方策提言
c 外部からのクレーム情報	団体の認定過程へのクレーム情報の有無、処理状況 認定事業者の合法木材供給へのクレーム情報の有無、処理状況
d 認定事業者情報の公開	合法木材ナビを通じた情報提供（情報内容の適切性、掲載のタイミング、手続き） その他の情報提供手段（実施内容、効果） 改善の方策提言
3 一般消費者・需要者への普及活動	
a 国・自治体への普及活動	普及内容（ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
b 一般消費者への普及活動	普及内容（イベント）、効果、改善の方策提言
cDIY への普及活動	普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
d 建築関係者への普及活動	普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
e その他	普及内容、効果、改善の方策提言
4 事務運営体制	
a 人員	認定、管理、普及に従事している人数（人頭数、およその延べ人日） 評価
b 資金	同上のための支出 収入（国の補助金、その他の補助金、会員からの手数料等） 評価、 国の補助金がなくなった場合の問題点 会員からの手数料等収入の今後の見通し
c その他	改善のための方策提言
5 合法木材供給事業者モニタリングの実施	
a 実施手続き	実施時期、対象者数、対象者決定手続き、実施者などの内容、適切性 改善のための方策提言
b 合法木材の供給状況	「合法木材原料の調達方針、調達結果、調達先の認定状況」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言 「合法木材原料の供給方針、供給結果」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

<p>c 認定手続きの 認定要件、申請 内容の実施状況</p>	<p>「分別管理の方針書、実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p> <p>「帳票管理の実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p> <p>「責任者の選任」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言</p>
<p>d 包括的な評価</p>	<p>合法性証明の適格性の評価の妥当性、改善方策提言</p> <p>推奨すべき点の妥当性、改善方策提言</p> <p>改善すべき点の妥当性、改善方策提言</p>

6 調査者の全般的な意見

合法木材供給事業者認定団体モニタリング
ヒアリング調査実施マニュアル（未定稿）
0100128 全木連

1 マニュアルの趣旨及び目的

このマニュアルは「平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順」第6 合法木材供給事業者認定団体モニタリングの4 認定団体ヒアリングを実施する場合、これを効果的に実施するためのものである。

2 ヒアリングの目的

ヒアリングの目的は実施者が「認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保すること」であり、実情を把握すると同時にガイドラインに即して適切に認定団体の業務が実施されるよう、推奨点及び問題点を改善提案という立場で指摘すると共に、情報発信については透明性を確保しつつ慎重に行うものとする

3 対応者と対象団体

別紙の通り

4 準備

対象団体に対しては、事前に調査の協力依頼を行うとともに、趣旨および目的、調査内容を連絡し協力を得るようにする。

5 認定団体ヒアリングの内容

別添4 合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票のとおりであるが、各項目別の留意点等は別紙の通りである

6 報告書

面談整理票に一部を除き自由記載で報告

ランク別ができる項目については

- ◎ 推奨に値する
- 条件を満たしている
- △ 問題点があるが改善中
- × 問題がある

に区分願います

別 紙

調 査 項 目 別 の 留 意 点 等

1 事業者の認定

a 認定概要 20 報告書 P 2

- 極力直近の状況を記載する
- 認定事業者の増減の動向、理由に留意（3年目で更新している団体が多数（団体の実施要領参照）
- 21年度報告書の P2 様式を参照
- 合法木材供給実績があるかどうかに加わっている（事業者の積極性、合法木材の需要の両方の指標）
- ランク別不要

b 認定手続き 21 報告書 P 2

- 認定実施要領が適切に作成されているか（合法木材ナビ上に公開されているひな形との関係、認定要件は適切か、員外認定がある場合の手続きが適正かなど）
- 要領が公表されているか（合法木材ナビに最近の情報がアップされているか、その他の公表がされているか）
- 要領通りの運用が図られているか
- 申請書が様式通りに記載提出され保管されているか
- 認定書の交付及び公表が適切に（公表の場所、合法木材ナビに最新情報が掲載されているか）されているか
- ランク別区分

c 審査委員会 20 報告書 P 3

- 委員会には員外の第三者が入っているか（第三者が入ることが必須ではないが、好ましい）
- 申請に応じて適宜開催されているか（申請後1～2ヶ月後開催、やむを得ない場合は四半期毎に開催）
- 審査が適切に実施されているか（申請書に基づく審査事例の聞き取り）
- ランク別区分

d 未認定業者に対する普及 21 報告書 P 15

- 未認定会員の数と理由、その他の未認定業者の数と理由
- 普及の可能性（加入者と未加入者の意志決定の理由）
- 未認定会員及その他の未認定業者に対して勧誘をしているか（方法と頻度）、その

効果（効果的な方法は）は

- 可能な場合はラン別区分

2 認定事業者に対する管理体制

a 事業者の実施状況の把握取扱 20 報告書 P 9

- 取扱実績報告の提出状況、その結果を公表しているか
- 立入検査をしたか（規定はあるか、実施した場合は内容）
- ランク別区分

b 事業者への普及（研修等） 20 報告書 P 11、13、18

- 研修の実施（実施時期、参集範囲、実施内容、実施効果、総合評価、全ての事業者の責任者が2～3年に一回は必ず受講しているか）
- 事例紹介ページを普及しているか（事務局の認識、対象者の有無、掲載可能性）
- 合法木材推進マークの普及啓発
- その他の情報提供（実施内容、実施範囲、実施効果）
- ランク別区分

c 外部からのクレーム情報

- 団体の認定過程へのクレーム情報の有無（認定がいい加減であるなどの外部情報が寄せられたときの対処が適切に行われているかが外部の信頼性につながる）、処理状況
- 認定事業者の合法木材供給へのクレーム情報の有無、処理状況（事業者の分別管理、不正証明などの不正についてクレームがあった場合の対処ぶり）
- クレームの無い場合はランク別不要

d 認定事業者情報の公開

- 合法木材ナビを通じた情報提供（パスワードをもとに自分で情報を更新することが基本そのことの認識があるか、更新の実績は、情報内容の適切性、掲載のタイミング、手続き）
- その他の情報提供手段（実施内容、効果）
- ランク別区分

3 一般消費者・需要者への普及活動（推奨事例を収集してほしい・この項目全てランク別区分不要）

a 国・自治体への普及活動 21 報告書 P 16

- 普及内容（普及用ポスター・パンフレットが活用されているか、説明会が開催され

ているか)、効果

b 一般消費者への普及活動 21 報告書 P 17

- 普及内容（イベント）、効果、改善の方策提言

cDIY への普及活動 21 報告書 P 16ー

- 普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
- 連携の可能性（業界紙2誌に PR をする予定、合法木材コーナー設置が当面の課題）

d 建築関係者への普及活動 21 報告書 P 16ー

- 普及内容（イベント、ポスター、パンフレット、説明会）、効果、改善の方策提言
- 連携の可能性（公共建築物の木材利用推進に関する法律などの情報）

e その他 普及内容、効果、改善の方策提言 21 報告書 P 16ー

4 事務運営体制（この項目は全てランク別区分不要）

a 人員 21 報告書 P 7ー8

- 認定、管理、普及に従事している人数（人頭数、およその延べ人日）

b 資金 21 報告書 P 8

- 同上のための支出
- 収入（国の補助金、その他の補助金、会員からの手数料等）（収入が適切に支出されているか）
- 国の補助金がなくなった場合の問題点（会費制をとっていない場合問題が多いので会費制とならないかという問題意識）
- 会員からの手数料等収入の今後の見通し（同上）

5 合法木材供給事業体モニタリングの実施内容（この項目は全てランク別区分）

ヒアリング時点で実施がまだの場合は、情報の収集を願いたい。

a 実施手続き

- 実施時期、対象者数、対象者決定手続き（10%が無作為にとられているか）、実施者（内容を熟知したものが対応しているか）などの内容、適切性

b 合法木材の供給状況 21 報告書 P 26

- 「合法木材原料の調達方針、調達結果、調達先の認定状況」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

○「合法木材製品の供給方針、供給結果、」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

c 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況 21 報告書 P 27 から 39

○「分別管理の方針書、実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

○「帳票管理の実施内容」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

○「責任者の選任」の調査方法、調査結果の内容と適切性、調査の改善方策提言

d 包括的な評価

○合法性証明の適格性の評価の妥当性、改善方策提言

○推奨すべき点の妥当性、改善方策提言

○改善すべき点の妥当性、改善方策提言

林野庁補助事業

合法木材供給システムモニタリング
報 告 書

2010年（平成22年）3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226

URL： <http://www.zenmoku.jp>